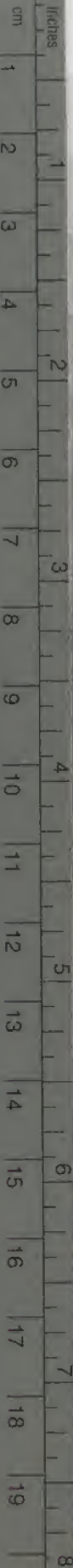


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

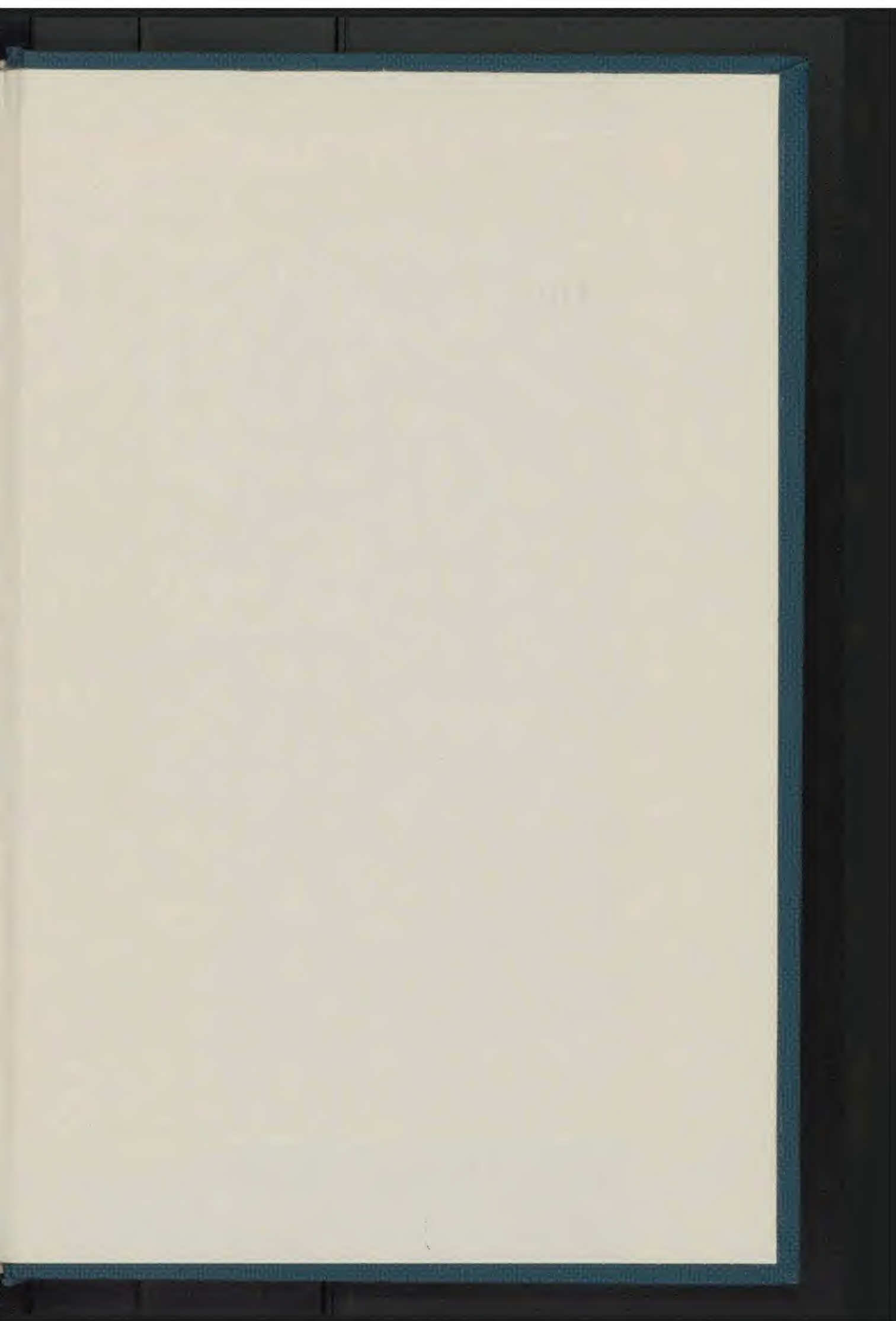
Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black

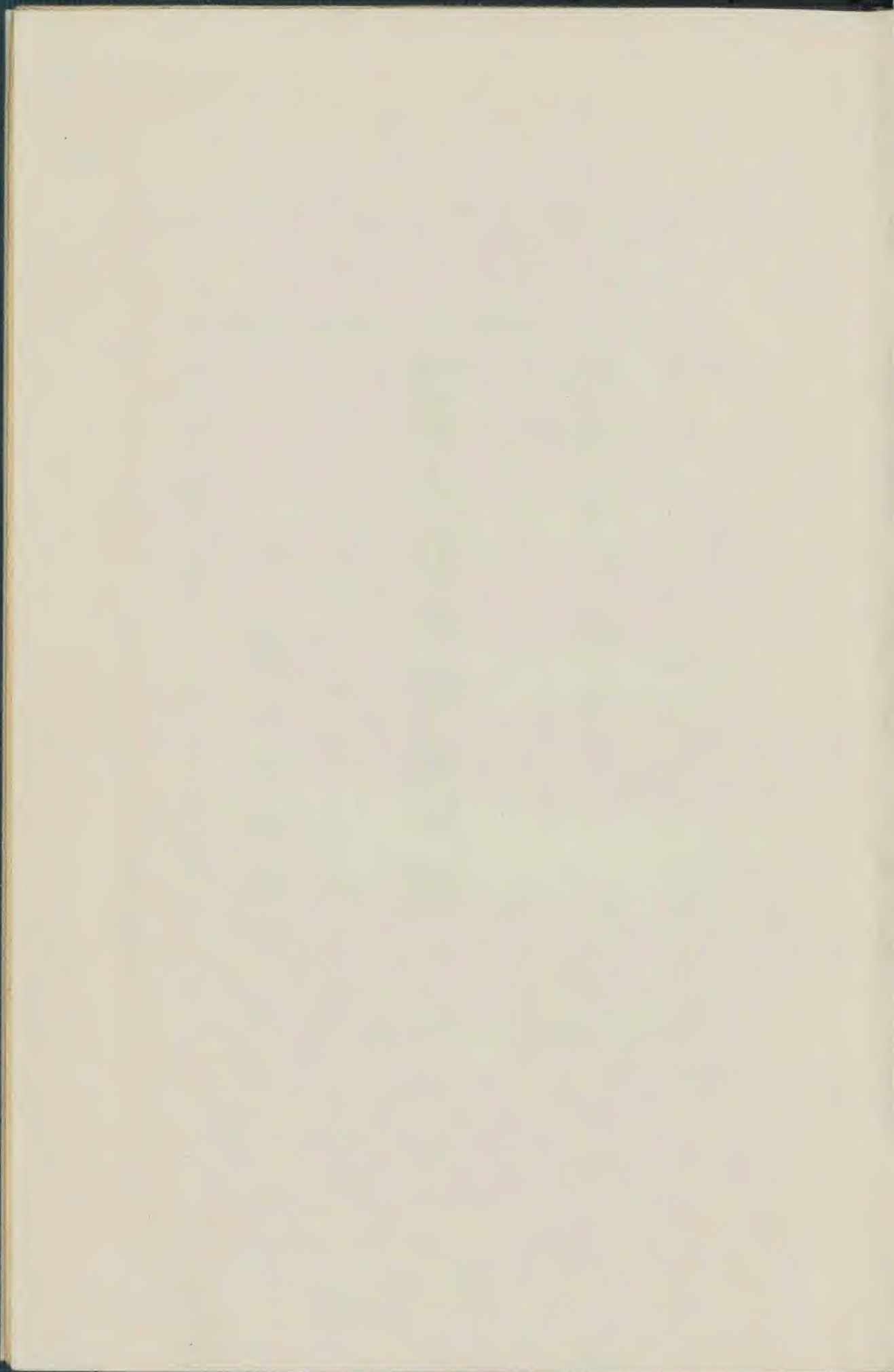
594

594-31



1200501526943







工-5U67



枋内曾次郎編

增修
洋人日本探檢年表

岩波書店刊行



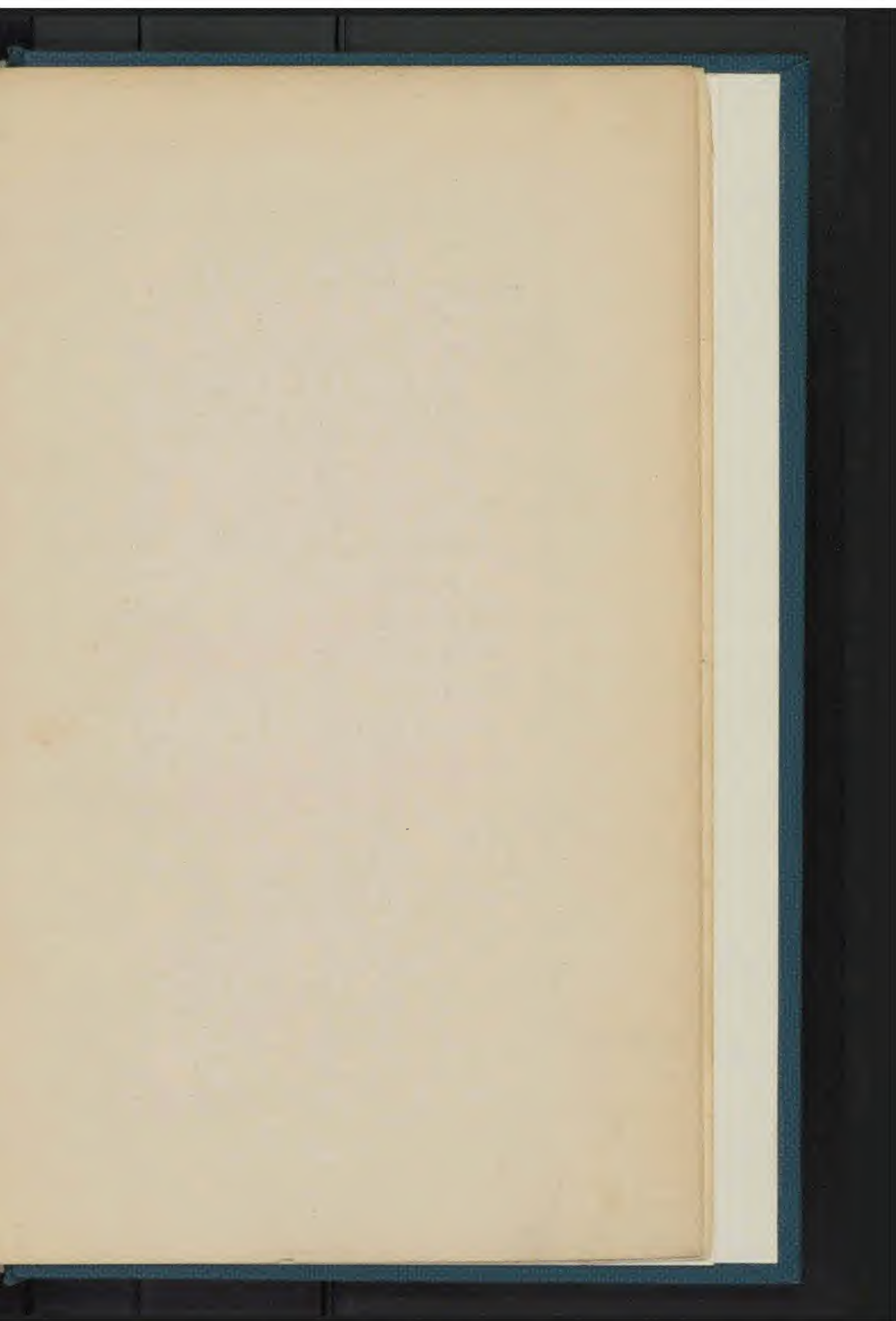


第二版自序

其ノ後讀ムニ連レ聞クニ連レ年表ノ紙面雜然タル加筆ニ滿チ
一大整理ヲ要スルコトトナリ同時ニ近年南蠻吉利支丹本ノ出顯
數多ク夫等ヲ讀ンデ簡單ニドノ時代ドウ云フ事ニ關連スルカノ
前後ノ對照ニハ貧弱ナル余ノ年表ガ座右ニ缺クベカラザル役目
ヲ爲セルヨリ思立チタル儘整理ニ取掛リ單行本トシテ同好家及
専門家ノ叱正ヲ請フコトトナセリ

昭和三年

枋内曾次郎



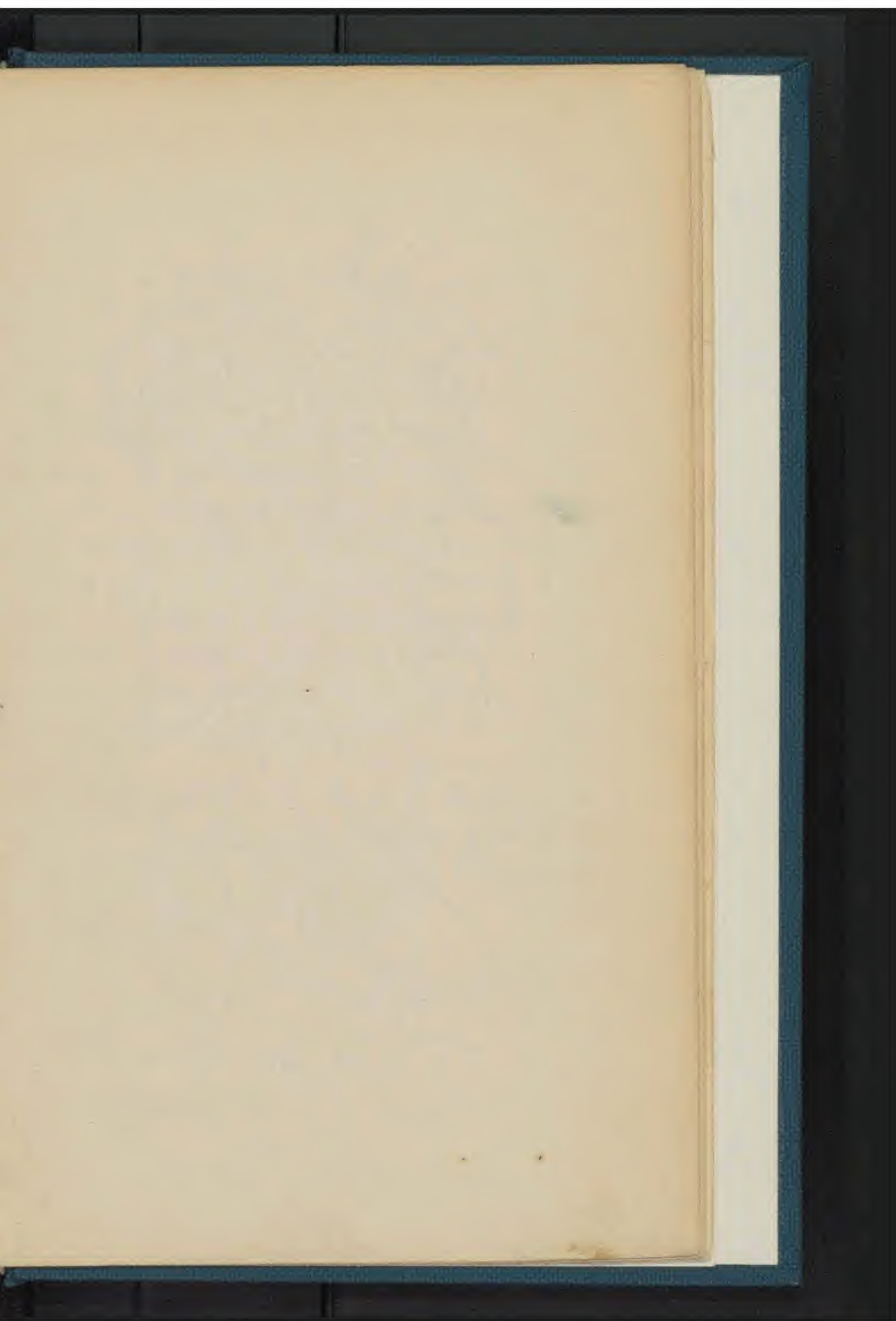
緒 言

此ノ年表ハ明治四十一二年中英文ノ書籍
 ニ依リテ綴リタル少日本書乏シキ國ニ在ハ比較
 ヲ拾ヒヨリ得ルモノナレハ免レ側ノ二面ハ總テ洋書ニ
 本書ヘタ漫筆撰ナル事西曆ノ二面ハ日本數字從觸リト
 加間ノ駁杜中ノ記號至所多ノ多シ編綴ハ余ハ諸
 雜駁杜中ノ記號至所多ノ多シ編綴ハ余ハ諸
 年表依リ日本乃書ヨリハ多シ編綴ハ余ハ諸
 依リ日本乃書ヨリハ多シ編綴ハ余ハ諸
 年表依リ日本乃書ヨリハ多シ編綴ハ余ハ諸
 顯册云止余日本此ノ機會レタル内外諸氏ノ好意ヲ謝ス

明治四十二年十月

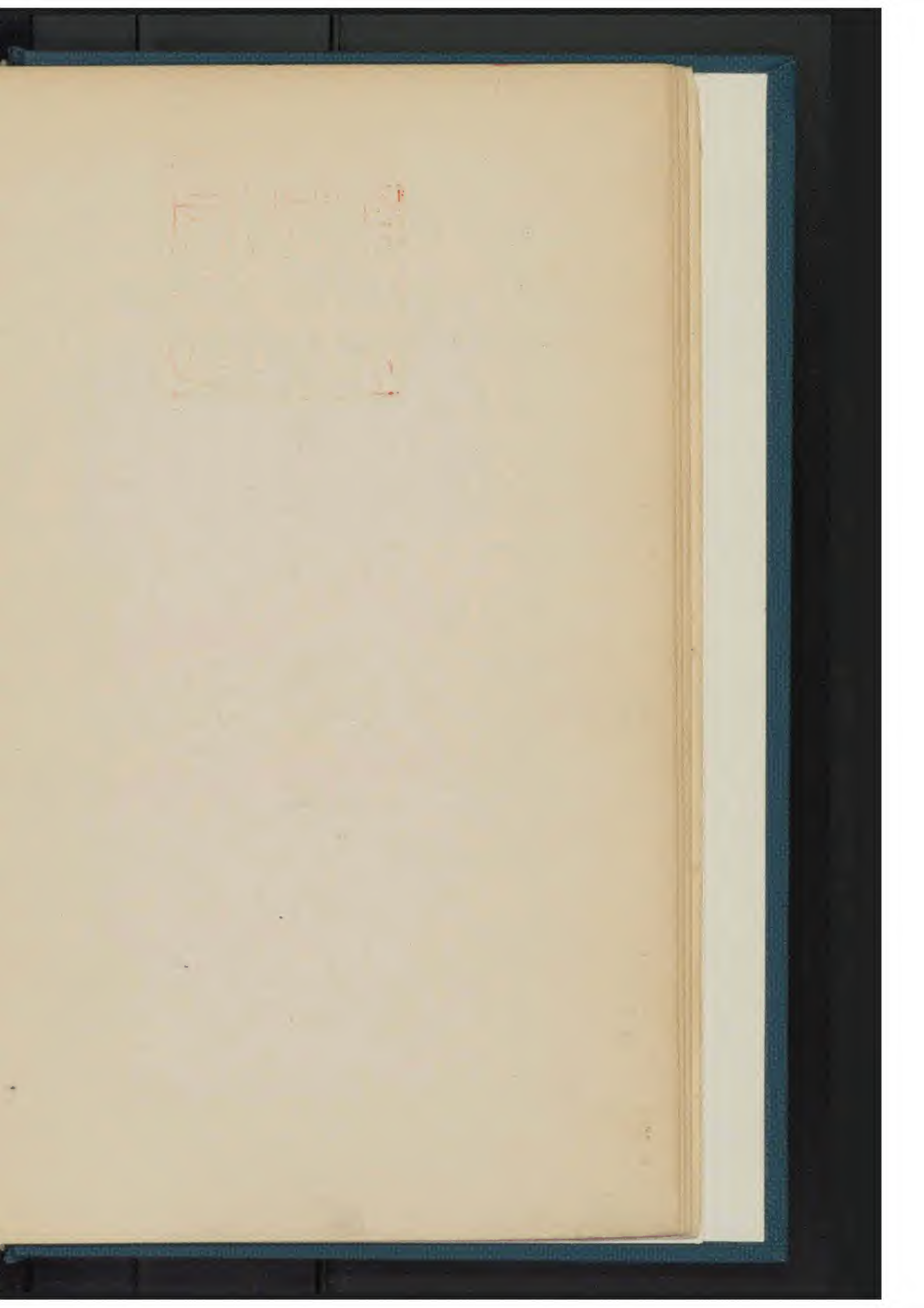
於 東 京

枳 内 曾 次 郎



目次

一、年表（千五百一年前記）	1
二、年表（千五百一年以降）	5
三、册尾附録	99
一 海軍歴史ノ小笠原島記事	103
二 水戸ノ快風丸到石狩川口記事	113
三 異船打拂令ノ消長	115
四 露人ノ千島諸島來侵	121
五 露領及北米漂流者一覽表	129
六 ベルリ艦隊訪日遠航行動表	133
七 濠洲ノ發見	137
八 洋人日本探檢書籍目錄	151
九 鐵炮記	159
四、索引	165





年表

(千五百一年前記)

1501年前記

- ipangry ナル國名ノ初テ見エタルハ 1200年ノバウルス, ヴェネツスノ著書ナリ
- 238 露ノ大侯ユリ—蒙古軍ニ敗レモスコ—河畔ニ陣歿シ爾來露國カ蒙古ニ入貢スルコト 237年間ニ及フ
- 241 蒙古人中央歐羅巴ニ侵入ス
- 246 羅馬法王ノ使節蒙古ノ國都和林ニ到ル
- 253 佛王ルイ九世ノ使節蒙古ニ來朝ス
- 269 ペレクリーナス初テ羅針ヲ造ル其説明書英國ノオクスフォードニ保存サル(米村海軍少將ノ航海ノ話)
- 271 Marco Polo 漫遊ヲ始ム
- 275 Marco Polo 忽必烈ノ朝廷ニ達ス
- 294 波斯ノ史家 Rashid Uddin 日本ヲ Djemen Koue ナル名ニ依テ紹介ス
- 303 イタリーノフラビヲ, ジオヤツ航海用磁針盤ヲ發明ス(先之十三世紀ノ中比アラビヤ人ト十字軍ノ手ヲ經テ支那ヨリ傳ハリタルモノアリ)
- Montanus ニハ 1470ノ頃 Naples 人フラビウス, メルヅイウスノ發明トス
- Ellis Barker 氏ノ Great & Greater Britain ニハ九世紀ニ Italy ノ Amalfi 共和國地中海ノ商權ヲ制シ Flavio Gioja 舶用羅針盤ヲ發明ス Amalfi ハ 1135 Pisa ニ亡ホサルトアリ
- 334 火藥及油繪ノ發明
- 366 タメルラン(蒙古帝國ノ再興者)バルクヲ取ル
- 392 葡萄牙人初テ喜望峰ニ至ル
- 402 タメルラン土耳其古ヲ陷ル
- 412 國史眼ニ曰ク是ヨリ先キ南蠻船アリ大風ニ遭テ船壞レ若狭ノ小濱ニ至ル(1412-6-21)幕府爲メニ船ヲ造リテ送還ス今其何レノ國ナルヤヲ知ラス尙室町時代史 P. 255ニ詳也
- 又新村出ノ南蠻記 P. 164 以下及續南蠻廣記 P. 165 以下ニ詳

論アリ

- 1414 佛國ニテ銃ヲ發明ス
- 1471 葡人初テ赤道ヲ超ユ
- 1479 露西亞韃靼ノ附屬ヲ離ル
- 1486 バートロミュー、デアス海路喜望峰ヲ發見ス
- 1487 ペドロ、ド、コヴイルハム陸路大探檢ノ途ニ上リ亞歷山大王以來白人ニシテ初テ印度ニ入り引返ヘシテメツカ及メジナヲ經テ紅海ヲ渡リ歐人ノ久シク知ラントシタルプレスター、ジョンノ國ヲ發見スアベシニヤ是ナリ時ニ 1490
- 1492 コロンブス西印度群島ヲ發見ス
コロンブス此後探檢四回ニ及フ
- 1493 法王 Alex 六世新世界ヲ西班牙ト葡萄牙トニ分與ス之ヲ 1494 ノトルデシラス分割ト稱シブラジルカ葡領トシテ殘レルハ之カ爲メニシテ他ノ米州ハ皆西ニ屬シアフリカ及印度ハ英蘭ノ奪取マテ長ク葡領タリ
世界最初ノ子午線基點ハカナリ群島ノ最西端ノ一小島フェローヲ通スル子午線ニシテ葡西ノ船客間ニ用ヒラレキ
1493 ノ法王ノ分割布告ハベルデ島ノ西方 100 リーグニ當ル子午線ヲ以テ勢力範圍ノ境トセリ
翌年葡ノ抗議ニ依リベルデ島ノ西方 370 リーグノ子午線ニ改ムルコトニ法王布告ス此子午線ハグレンニツチノ西經約 45°ニ當ルアマゾン河口ハ G ノ西經約 50°ニ在リ
1580 西ノ Philip II 葡王ノ位ヲ兼ネ西ハ新世界ノ全部ヲ領有ス
- 1497 カボット北米大陸ヲ發見ス
- 1497 ヴァスコ、ダ、ガマ喜望峰ヲ廻リ印度洋ニ入り 1498 印度ニ達シマラバル海岸カリクットニ着シ香料ヲ積ンデリスボンニ歸帆ス
- 1497 ト 1498 トニカボット父子北方ノ海路ヲ取り日本ニ至ラントシグリーンランド乃至ニウーハウンドランドノ氷原ヲ見ルノミニ終レリ（此地方ハ 500 年以前ニ既ニノルマン人ノ知レル所ナリキ）
- 1498 第三次ノ航海ニテコロンブス南米大陸ヲ發見ス

1499 アメリゴ、ベスプッチ葡國ノ囑ヲ受ケ南米ニ達ス
1500 葡人カブラル國王エマニエロノ命ヲ承ケ船13隻ヲ率キ三月リス
ボンヲ發シ東方印度ニ向フ途中暴風ニ逢ヒブラジルニ漂着シ之
ヲ葡領ト宣シサンタクルスト命名シ更ニ東ニ向ヒ又モ暴風ニ逢
ヒ船七隻ヲ失ヒモザンピークニ上陸シテ之ヲ葡領トナシ尙モ南
西信風ニ乘シテ印度ノマラバル海岸ニ達シカリコトコチトニ商
館ヲ建テ印度ト通商條約ヲ締結シテ 1501 七月リスボンニ歸帆
ス

年表(千五百一年以降)

神武紀元 2161

後
柏
原

文龜元

2

3

永正元

2

甲子

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

大永元

2

3

4

5

1501

2 1502 ワスコ・ダ・ガマ再ヒ印度ニ至ル

3

4

5

6 1506 葡人マダガスカル島ヲ発見ス

7

8

9

10 1510 アルブケルケ葡領ゴアヲ取ル 爪哇島発見1 1511 葡人進シテマラツカヲ攻略シ東洋探検隊ノ指揮官セララ、アンボイナニ遭
難上陸ス

2

3 1513 バルボア太平洋発見

4

5

6 1516 葡人使ヲ北京ニ遣ハシ通商ヲ乞フ明帝武宗之ヲ拒絶ス

7 1517 葡人寧波廣東媽港ニ商館ヲ建テ私ニ通商ス (1)

8

9 1519 マゼラン五船ヲ率キ地球一周航海發途 (2)20 1520 ヘルナンド・コルチス西王ノ命ヲ奉シメキシコヲ征服ス1 1521 マゼラン、ラドロン島ヲ発見シ次テヒリツピンニ上陸ス

2

3 1523 大内氏使ヲ寧波ニ遣ハシ支那官憲ヨリ貿易ノ許可ヲ得タリ (3)

4

5

(1) 葡人媽港即チ今ノ澳門ヲ支那政府ヨリ租借シタルハ 1588 也

(2) 東方航路ハ葡人ノ獨占タリシヲ以テ西班牙ニ屬セルマゼランハ西方ノ航路ヲ取リ南米ヲ迂回シマゼラン海峡ヲ通り此ノ時迄ニ既ニ二船ヲ失ヒ太平洋ニ入りヒリツピンニ戦死ス爾後三艘ノ船ノ一ハ燒キ一ハ漏水ノ爲メ委棄シ殘存ノ一隻ビクトリ一號ヲセバスチアン・デル・カノ指揮シテ印度洋ヲ經歸國ス之ヲ世界周航ノ初メトシコロンブスノ発見シタルハ印度ニ非サルコト證明セラレタリ

(3) Murdock Vol. II, P. 58 ニ曰ク……大内氏此ノ味ヲ占メ居ルヲ以テ他日 Xavier ヲ厚遇セリ 1551 大内氏亡ヒ對支貿易許可消滅ス

大永六年村上新左衛門鐵砲ヲ武田信虎ニ傳フ (甲陽軍鑑)
(脚註(2)及(3)ヲ見ヨ)

後
奈
良

大永 6

7

享祿元

2

3

4

天文元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

葡人豊後ニ來リ大友宗麟ト交易ス (3)

天文三年信長生ル

天文五年秀吉生ル

葡人豊後ニ漂著ス (1) 天文十一年家康生ル

葡人種子島ニ來リ鐵砲ヲ傳フ (鐵砲記) (2)

天文十九年葡船初テ平戸ニ入港ス (貿易史上ノ平戸)
(戸村上直次郎)

(1) Murdock = 曰ク洋人ノ日本發見者ハ諸説一定セス且ツ期間 1534 ヲリ 1545 = 互ル宗教家ハ 1542 Antonio Galvao ヲ推ス Lisbon ノ Ajuda 圖書館ノ舊記ニ曰ク歐洲人中最初ニ日本ヲ發見シタルハ葡人ナリ少シク其ノ仔細ヲ語ランニ 1511 ニアルブケルケガマラツカヲ取リタル後 1518 = 至リエンマニエル王ノ使臣トシテアンデレード支那ニ行キ初テ日本ニ近ク琉球國アルコトヲ聞ケリ此ノ國ハ明ニ日本ノ屬國ナリ然ルニガルバオノ著 Dos Varios descubrimientos ガ證言スル如ク日本諸島ニ關スル知見ハ漸ク 1542 = 至リ明白トナレリ此ノ年 Martin Alphonso de Sousa 印度ノ總督タリ而シテ Francis Xavier 印度ニ來レリ偶々 Antonio da Motta, Francisco Zeimotto 及 Antonio Peixotto 支那船ニ乘リテ Siam ヲリ支

1526

7

8

9

30

1

2

3

4

5

6

7

8

9

40

1

2

3

4

5

6

7

8

9

50

(1)

那へ航海中颶風 = 逢ヒ漂流二十四時間ノ後日本ノ一島ニ漂着シ
乃チ上陸シテ其ノ薩摩海ノ種子ケ島ナルコトヲ知レリ葡人ハ住
民ニ鐵砲ノ製法ヲ授ケ忽チ日本國中ニ傳ハレリ

Fernao Mendes Pinto ハ其ノ著 Fingimentos = 於テ上記支那
ノ三葡人ノ一人ナリト彼自身ヲ稱スルモ僞リ也而シテ該書中ノ
他ノ記事モ多クハ造リ物語トシテ記サレタルモノニシテ決シテ
眞實ヲ世ニ傳ヘントシテ記サレタルモノニ非ルコト明也

其後他ノ葡國船ノ豊後ニ到リシモノアルコトハ日本人ニシテ西
教ノ門ニ入リタル Yiofoken Paulo ノ物語ニ詳カナリ此ノ行豊
後ニ於テ葡船ハ交易ヲ行ヒシカ時ノ豊後侯タル Duke Francis
Otomo (義領) ノ父カ葡船ノ富有ナルヲ見其ノ載貨ヲ沒收セシ
カ爲メ葡人ヲ殺サントセシカ其ノ子ニ諫メラレテ止メリ

(2) 葡人渡來及鐵砲傳來ニ付テハ數説アリ陰徳太平記ニハ文龜元年
トシ北條五代記重編應仁記ニハ永正七年トス然レトモ皆正確ナル
史料ナク且ツ葡人ノ渡來不可能ナリ諸説ヲ綜合シテ坪井博士
ノ鐵砲傳來考史學雜誌第三編ニ出テタルアリ坪井博士ノ史學研
究法第三卷ニ評論セラレタル所ニ依リビント記行ノ虛妄ニ滿チ
タルヲ知り得ヘシ

鐵砲記ハ僧文之ノ南浦文集中ニ在リ大正 13-3-11 種子島時尙ニ
正四位ヲ贈ラル

(3) 九州記及豊後事蹟考ニ洋人初渡來ヲ享祿三年トスルモ信シ難シ
殊ニ九州記ニ南蠻國ノ大船九艘豊後府内ニ來ルトアル如キ又豊
後事蹟考ニ鐵砲輸入ヲ享祿三年トシ翌四年ニ南蠻船大石火矢ヲ
獻ス之ヲ國崩ト名ケラレタリトアル如キ皆取ルニ足ラス甲陽軍
鑑ノ大永六年ノ記事ノ如キ亦然リ

(2) ビントノ記事虚妄多シト雖モ南國史話ニ抄出セラレタル所ニ依ルニビントハ此ノ第二回日本渡航ニハマラツカヨリ出帆シ種子島ヲ經テ豊後ノ府中ニ着セルニ會マ同地ニ叛亂起リテ國主弑セラレ市中焚掠セラレ市民四散シテ商賈ノ對手ナシ依テ轉シテ山川港ニ入りシニ支那戎克數十隻アリ會マ十二月五日新月ノ夜ニ大暴雨起リ港内ノ内外船ヲ一掃シ盡シビントノ船ハ奇蹟的ニ難ヲ免レ有利ノ商賈ヲ爲シ將ニ印度ニ向ヒ歸航ノ途ニ就カントスルトキアンジロー外一人ノ捕ヘラレントスルヲ救ヒ之ヲマラツカニ伴ヒシヤビエルニ邂逅セシメアンジローハポール他ノ一人ハジョント云フ教名ヲ授ケラル (南國史話)

(3) St. Francois Xavier, the apostle of the Romish Christians in the East. (Memorial of Empire of Japan P. 92)
ザアニビヤハ二人ノ同行者ト共ニ支那船ニテ日本ニ來ル
 (モリソン卷一第四丁)
 (Psalmana-Zaar's Formosa P. 299)
 (Barracouta P. 27)

1549 八月十五日聖母昇天祭日ザニビヤ鹿兒島着

後陸路平戸ニ移ル

1550 十月末平戸ヲ去リミヤコ (京都)ニ向フ博多迄陸行山口ヨリ海路

1551 二月ミヤコ着

山口ニ歸ル

1551 九月中旬山口ヲ發シ豊後ニ至ル印度ヨリ Xavier 迎ヘノ爲メノ葡船茲ニ來リシヲ以テ (日出港) 之ニ投スル爲メ也船長ノ名ガマ

山口ヲ去ル前コスム、ド、トレニ師ヲ平戸ヨリ呼ヒ後事ヲ託ス
 豊前ニ於テ Xavier 大ニ佛僧ト論ス

1551 十一月豊後ヲ去リ印度ニ向フ山口ニテ洗禮ヲ受ケタルベルナル、マルチユ二人從フマルチユハ Goa ニテ病死シベルナルハ Roma ニ行キ葡ニ歸リコニシブル府ノ學校ニ入りテ死セリ

豊後王ノ貴臣モ從フ印度總督ヘノ豊後王ヨリ書翰ヲ携フ

(シヤルポー)

(西教史)

大永 6

7

享祿元

2

3

4

天文元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

15 = 互

記 = 日

1511

臣トシ

ハ明ニ

ル如ク

phonso

nio da

ヨリ支

1526

7

8

9

30

1 インカ國亡ヒノビスパンヤニ隷シ都ヲリマニ定ム

2

3

4

5

6

7

8

9 葡ノ一船偶然日本ニ吹流サルトノ説アルモ證據不十分也 (モンタナス)40 ジエスイト教派起ル

1

2 { Eernando Mendez Pinto 支那 ジャンクニテ日本ニ來ル } (1)
葡葡萄牙國ノ船三艘薩摩ニ難破ス3 西班牙ノ探検家 Villalobos 六船ヲ率キ非群島ヲ占領シ ヒリッピント 名リ

4

5

6

7 1547 ピント 第二回日本渡航 (ピント 旅行記) (2)

8

9 ザアピヤ 日本ニ來ル (3)

50

- (1) ピントハ同行者二人ト共ニ支那海賊ノ ジャンクニ乗リ支那海岸ヨリ琉球ニ至ル途中颶風ニ逢ヒ 1542 日本群島ノ中西部ノ一島ニ漂着セリ此ノ年他ニ葡船三艘マカオヨリ支那ニ至ラントシテ薩摩ノ沿岸ニ難破セルモノアリ日本ト始メテ交通シタルノ事實ハ前者即チ ピントニ屬スヘキヤ後者ニ屬スヘキヤ不明也

(モリソン卷一第二丁)

ピント有馬侯ノガウト (脚氣?)ヲ療治シ信任ヲ得タルモ後侯ノ子鐵砲ニテ怪我セシニ依リ殆ント彼ノ生命ト共ニ侯ノ信任ヲ失ヘリ (同上)

洋人ノ始メテ日本ニ到レルハ葡人也即チ Antoine de Mota, Francois Zeimoto, Antoine Peixota 等支那 ジャンクニテ支那ヨリ暹國ニ至ル途中日本ニ吹流サル其ノ年ハ 1535 トモ 1542 トモトモ云ヒテ定説ナシ (ツンベルグ)

		天文20
		21
		22
		23
		弘治元
		2
		3
		永祿元
		2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
		10
		11
		12
		元龜元
		2
		3
		天正元
		2
		3

川義元戰死

ト定ム

秀義輝ヲ弑ス

此ノ前年永祿四年ニ平戸人ト葡人間ニ争闘アリ葡人平戸侯ノ信教上ノ眞意ヲ疑ヒ恰モ大村侯ノ横瀬浦提供ノ事アリシ爲メ之ニ移リ横瀬忽チ繁華ノ地トナレリ然ルニ永祿七年ニ至リ大村領内ニ叛亂アリ佛教徒等此機ニ乘シ横瀬ヲ襲ヒ全港ヲ燒キ滅シケレハ布教師等皆此ノ地ヲ去レリ
(村上直次郎貿易史上ノ平戸)
横瀬ハ佐世保軍港内ニ在リ
横瀬ヲ逐ハレタル葡人ハ福田ヲ發見シテ永祿八年以來茲ヲ貿易場ト爲シ其ノ十二年ニ長崎港内戸町浦ニ進入シ元龜元年遂ニ港奥ニ達シ泊スルニ至レリ (南國史話)
長崎ハ古ノ深江浦ナリ
南蠻寺ヲ京都ニ建ツルハ吉利支丹物語ハ弘治元年間トナシ切支丹興廢錄ハ永祿年間トナシ耶蘇天啓記ハ天正九年トス今信長記ニ從フ
尙天正五年參照
新村田ノ南蠻廣記ニ京都南蠻寺興廢考アリ考證最モ正確ナリ

正親町

福地源一郎ノ長崎三百年間ニ曰ク元龜元年葡萄牙船一艘風難ニ逢ヒ西浦福田ト云フ所ニ漂着シタル時ニ長崎ノ良港ナルヲ檢知シ來年ヨリハ此港ニ來ルヘケレハ其用意アリタシト領主長崎甚左衛門ニ固ク約シ貿易ヲ遂ケテ出帆シタリ甚左衛門大ニ喜ヒ直ニ其由ヲ大村丹後守ニ具申シ大村ノ家臣友永對島ト議シテ町ノ地制ヲ爲シ高久大村平戸島原等ノ商人ヲ呼集メ五六丁ノ町ヲ造リテ待受ケタルニ翌元龜二年ノ夏南蠻船媽港ヨリ二三隻入津シ是ヨリ長崎ハ南蠻人通商ノ定港トナリ年々繁榮セシカ其後長崎ハ借金ノ抵當トシテ一時モスエツト教徒ノ所有ニ歸セシモ天正15年秀吉之ヲ洋人ヨリ沒收シテ公領ト定メタリ若シ足利末世ノ亂續キ秀吉ノ天下ナカリシナラハ長崎ハ第二ノ臥亞澳門トナリシヤモ知ルヘカラス危ウカリシ事共ナリ

1551

天文二十年葡ノドワルデ・ダ・ガマノ船豊後ノ日出港ニ入ル

2

天文 21 年葡船又豊後ニ入ル (以上二近世日葡通交小史)

3

天文二十二年倭寇大舉江南ヲ襲ヒ南京ニ次テ福建ニ至ル (1)

4

5

6

7

8

永祿元年唐船一隻長崎ニ入ル (2)

9

60

松永久秀志貴山ニ城キ七層七丈ノ天主閣ヲ設ク

1

2

永祿五年葡人平戸ヲ去リテ横濱浦ニ至リ大村侯ト交渉シテ葡船ノ貿易

3

4

5

永祿八年葡船福田ニ入ル福田ハ大村領ナリ (3)

6

嘉靖 45 年

7

隆慶 元年

8

9

京都ニ南蠻寺ヲ建ツ

70

此年ヨリ天正16年マテ18年間長崎南蠻人ノ手ニ在リ (3参照)

1

2

3

4

5

萬曆 元年

(1)

(1) 天文年間明人王直公然平戸ニ住シ五峯大船主ト呼ハル (其居館ハ五峯去リテ後平戸侯ニ收容サレ其ノ隱宅トナル印山寺屋敷是ナリ) 王直明ノ惡徒ト語ラヒ又日本ノ冒險ノ士ト結ヒ大船ヲ造リ廣東ニ出テ日本呂宋安南暹羅滿刺加間ニ貿易ヲ行ヒ傍ヲ海賊ヲ業トス天文22年ノ倭寇ハ王直等ト結ヒタルモノナリ後王直弘治二年ニ明將胡宗憲ニ捕ヘラル (三浦ノ安針)

(2) 永祿元年唐船ノ長崎ニ入ルヤ小島備前守上使トシテ下向ス長崎甚左衛門尉ニ備前守ヲ殺シ逐電ス跡ハ大村理事之ヲ領ス (打橋竹雲)

永祿年間日本人ノ呂宋ニ在ルモノ三千人 (天正15年秀吉禁教ノ部参照)

イノ道ヨ船聖ニニ之有女至

今

港

久

(3)

三人ハ {
 バルタザル, ガゴ-師父
 ペール, ドラル, カスヴハ師兄
 エドワルド, シルヴハ師兄
 1552 八月八日日本ニ達シタヌサマニ留ルコト八日豊後國主ノ
 居館アル府内ニ行キ印度總督ノ通書ヲ示シ布教ノ許ヲ乞
 山口ノトラー師來會ス

長主權者トナリ耶蘇教ヲ許ス

天文20

21

22

23

弘治元

2

3

永祿元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

元龜元

2

3

天正元

2

3

田ト云
 レハ其
 衛門大
 刺ヲ爲
 元龜二
 年々繁
 モ天正
 ノ天下
 シ事共

1551 ザビヤ日本ヲ去ル此年十一月

2 Xavier ノ派遣セル三師豊後ニ着ス (西教史)

3

4

5

6

7 葡人マカオヲ占領ス 此以前ニハ寧
坡ニ居タリ (Burney Vol. III, P. 39)

8

9 葡人大村藩主ニ長崎ノ平戸ニ優ルヲ説ク (Samarang Vol. II, P. 37)

60

1

2

3

4 1564 メキシコ總督ノ命ニ依リレガスピセブ島ニ渡リ群島征服ヲ始ム

5

6

7

8

9

70 ザビヤノ襲業者死ス寺ヲ建ル五十改宗者三萬人 (Samarang Vol. II, P. 36) (1)

1 西ノ提督レガスピ呂宋ヲ征服シテ西領トナシマニラニ鎮ス

2

3 1573 蘭西ニ叛ス此後 1609 ニ至リ12年間ノ休戰條約成ル

4

5

(1) ザビエル去テ後トレー代テ我國切支丹ヲ主宰シ之ニ次テウエレラ、フロイス、ウルガン、ウアリヤーニ、コエルホ各地ニ活動シ就中ウルガンハ信長ニ信任セラレ遂ニ京都ニ南蠻寺ヲ建ツ (天正五年ノ部參照) 信長安土ニ城クニ當リウルガン安土ニ天主堂大成寺及學校トヲ起スコトヲ許サレ初メ江州甲賀郡ニ500貫ノ寺領ヲ給サレ後伊吹山ニ50町四方ノ地ヲ給サレ盛ニ藥草ヲ植エ貧民ニ給シ巧ニ人心ヲ收攬スルコトヲ得タリ思フニ信長ハ越前一向宗ノ橫暴ニ反抗シ殊更ニ西教ヲ保護シタルモ西洋文明輸入ニ便スル爲モアリシナラン斯クテ信長ノ晩年ニハ日本全國ニ天主會堂200餘ヶ所信徒15萬人伴天連人59アリ傳道60餘國ニ及ヒウアリヤーニ之ヲ主管セリ

信長ハ晩年異教徒ノ益々盛大ナルヲ憂ヘ我一生ノ不覺ナリト述懐セルニ至レルモ如何トモスル能ハス其儘ニ過キシ内本能寺ノ變アリ秀吉代ツテ天下ニ號令スルニ至リ遂ニ切支丹ニ對スル態度ヲ變スルニ至レリ (三浦ノ安針)

長安土 = 城キ天正4-2-23之 = 移ル	天正 4
正5-8-15京都四條坊門四町四方ノ地 = 昇天寺成ル (1)	5
正六年明舶伊豆 = 來リ北條氏ト交易ス	6
土法論 (天正7-5-27)	7
正八年和寇呂宋 = 西軍ト闘フ	8
長薨ス	9
正12年氏郷第一回法王遣使 <small>山科勝成等十二人 岩上傳右衛門</small>	10
正14年 同 第二回 同 竹内知勝	11
正16年 同 第三回 同 異母弟貞秀	12
正18年 同 第四回 同 町野友重	13
正19年秀吉書ヲ印度總督 = 送ル <small>六月十日 (谷, 上, P. 211) 四日附</small>	14
祿元年置長崎奉行 設御朱印船制 <small>(谷, 上, P. 214)</small> 朝鮮役	15
二年海路諸法度布令 <small>正月十日 (谷, 上, P. 217) 七日附</small> 文祿二年小笠原島發見 (6)	16
三年魚屋ノ事 (7)	17
長元年西班牙船土佐 = 漂着シ秀吉ノ使始テ西國ノ異圖ヲ知ル (5)	18
再征朝鮮	19
秀吉薨ス	20
康書ヲ大泥國王 = 送ル	21
長五年松前慶廣松前 = 城キ福山ト稱ス 關ヶ原役	22

秀吉
白關

後陽成

秀次

世 = 所謂永祿寺又ハ南蠻寺是也 (三浦ノ安針)

五月西國商船サンヒリップ浦戸港 = 漂着ス呂宋ヨリメキシコニ至ラントスルモノナリ長盛船長ト會見シ西ノ國是ヲ聞キ秀吉 = 報ス秀吉是ヲ惜ミ船手ヲ逐ヒ載貨ヲ沒收シ縶子金襴緞子各五萬反唐木綿二十五萬反白絲十六萬斤オーム麝香及金襴緞子二萬反ヲ禁中ニ獻ス

孫七郎征南ヲ秀吉 = 説ク秀吉韓帥 = 忙シク顯ル能ハス秀吉聽シ孫七郎ノ雄志亡フ孫七郎其後聞エス (5ノ續次々丁ヲ見ヨ)

文祿三年信州深志 (松本) ノ城主小笠原貞頼家康ノ命ヲ承ケテ下田港ヨリ出帆シテ小笠原島ニ至リ命名ス (勝安房海軍歴史)

文祿三年七月二十日魚屋助左衛門呂宋ヨリ歸朝堺ノ代官石田木工頭政澄 = 由リ秀吉 = 麝香及蠟燭ヲ獻シ茶壺九十ヲ詣候 = 賣リ巨利ヲ得タリ信貴城主久秀魚屋ヲ控ヘントス應セス後秀吉ノ忌諱 = 觸レ亡ホサル堺ノ大安寺ハ其住跡也 (谷)

1576

1576-8-15 京都南蠻寺ノ獻堂式ヲ舉ク (南蠻更紗)

7

天正5年

8

同 6年

9

同 7年

80

天正8年西船平戸ニ入ル (三浦ノ安針)

1

2

天正10年正月大友大村有馬使ヲ羅馬法王ニ送ル

3

4

天正十二年六月西船再ヒ平戸ニ入ル (2)

5

6

7

天正15-6-19 秀吉禁令定書ヲ發ス (3)

8

天正十六年五月秀吉長崎ヲ沒收ス (4)

9

秀吉南蠻寺ヲ閉ツ (新村博士ハ天正十六年トス)

90

秀吉マニラ總督ニ來貢ヲ促ス 秋九月十五日附日本西教史ニハ 1591 トス

1

(元年)マニラ總督ノ使僧ツヤンゴホー名護屋ノ陣ニ秀吉ニ謁シ寶物ヲ獻スゴホー歸路難船シテ死ス

2

(元年)秀吉再ヒマニラ總督ニ書(十一月附)ヲ送ル 原田孫七郎呂宋ニ航ス

3

(三年)マニラノ使僧ペールコンサール名護屋ニ秀吉ニ謁ス孫七郎同伴寶物ヲ獻スコンサール日本ニ留リ布教ス

4

5

6

7

慶長二年二月五日長崎ニ於ケル 26 聖ノ磔刑 (5ノ續終末)

8

9

慶長四年家康西人宣教師ヘロニモニ依リ日墨間ノ貿易開始ヲ計ル (貿易史上ノ平戸)

1600

慶長五年蘭船一隻豊後ニ漂着ス (8)

(1)

(2) 葡人ニ見限ラレ久シク寂莫ヲ感シタル松浦侯大ニ西船ヲ歡迎ス (南國史話)

(2)

(3) 次丁ヲ見ヨ

(3)

(4) 秀吉九州ノ役諸侯ノ領地ヲ檢案シ大村家ノ御厨帳ニ長崎ハ切支丹領ト註シアルヲ見テ大ニ驚キ『我カ領土ハ寸尺タリトモ伴天連等ニ渡スヘカラス早速取戻スヘシ』トテ天正15年藤堂佐渡守及寺澤志摩守ヲ長崎ニ遣ハシ實況ヲ見分セシメ翌16年五月淺野長政ヲ遣ハシ長崎ヲ切支丹ヨリ沒收シテ公領ト爲シ代官ヲ置ク (三浦ノ安針)

(3)

(8) 船名リーフデ英譯チャリチー William Adams 此ノ中ニ在リ (次々丁ヲ見ヨ)

大友ハ外孫 伊東義賢 有馬大村ハ 千々石清右衛門 中浦某 原某
ヲ使節トス 葡牧師ワリニヤーニ伴 ヒ葡船イニヤース・マリーニ搭シ正月三十日 發長崎ヨリ西向 Cape リスボン着法王ニ謁シ 天正十八年六月三十日 歸朝ス先之大友宗麟ハ 其臣横田玄佐ヲ羅馬ニ 遣シタリ (年月未詳長 崎三百年間)

(谷)

3) 天正15年6月秀吉九州ヲ平定シテ博多ニ次ス時ニ日本切支丹主管タリシコエルホ來テ戰捷ヲ賀ス秀吉之ヲ延見シ旅館ヲ興フ然ルニ六月十九日ニ至リ突然切支丹禁制ノ令ヲ發シ詰責書ヲコエルホニ傳ヘシム其ノ一ヶ條ニ何故ニ日本人ヲ買取テ南蠻ニ連レ行キ奴隸ニスルカノ箇條アリ (以上三浦ノ安針)

秀吉禁制ノ主眼ハ日本人奴隸トシテ賣ラルルヲ憂フルニ在リ當時戰國ノ後ヲ承ケ疲弊シタル日本人カ子孫ヲ外人ニ賣リタルモノ莫大ノ數ニ上リタリト云フ (福地源一郎長崎三百年間)

秀吉ハ禁令定書ヲ發スルト同時ニ高山右近ノ明石ノ所領ヲ召上ケ之ヲ流刑ニ處シ伴天連共ニハ20日以内ニ歸國ヲ命セリコエルホハ便船ヲキテ理由トシテ六ヶ月間ノ猶豫ヲ請ヒ平戸ニ集合シテ善後策ヲ議スルコトトセリ

天正15年十月秀吉大阪ニ歸リ先ツ大村有馬領内ノ天主堂ヲ毀タシメ更ニ大阪京都堺ニ於ケル天主堂ヲ沒收シ悉ク伴天連ヲ捕ヘテ長崎ニ下ス

伴天連等六ヶ月ヲ過ルモ口實ヲ設ケテ日本ヲ去ラス密ニ諸侯ノ領内ニ潛伏スルモノアリ秀吉大ニ怒リ近畿ノ天主堂22ヲ毀タシム然レトモ秀吉ノ禁令ハ徹底シテ實行セラルルニ至ラス當時伴天連40人補助73人アリテ其内47人ハ日本人ナリキ彼等ノ12人ハ大村ニ、5人ハ平戸籠手田ニ、9人ハ天草ニ、2人ハ五島ニ、其餘ハ有馬領内ニ潛伏シテ時期ヲ待ツコトトナリ小西蒲生黒田毛利ノ如キ大名ハ頻リニ切支丹ヲ庇護スル傾キアリ加之禁令書ニモ「黒船之儀ハ商買ノ事候間格別ニ候年月ヲ經諸事賣買可仕候」トアツテ秀吉ハ切支丹ヲ禁制シタレトモ南蠻商人ノ往來ヲ禁セサリキ (三浦ノ安針)

5ノ續) (日本書側脚註ヨリ續ク)

天正15年ノ禁令定書ハ外教禁制ニ付キ徹底セサルコト上説(3ノ後段)ノ如クナリシカ此間大友有馬大村ノ羅馬遣使天正18年歸朝シ案内者ワリニヤーニ聚樂邸ニ於テ太閤ニ謁シ太閤大ニ西洋文物ニ傾聽スル所アリ諸侯亦往々新説ヲ喜フモノアリ而シテ小田原役ニ次キ文祿役アリテ戎事ニ忙シク自然切支丹禁制ハ大ニ緩ムニ至レリ慶永元年ニ西船サンヒリップ土佐ノ浦戸ニ坐礁シ領主長曾我部氏之ヲ拿捕シテ太閤ニ報シ太閤増田長盛ヲ派シ貨物ヲ沒收セシム船長デ・ランダ大ニ驚キ自ラ京都ニ至リ二年前ノ通商許可ノ理由ヲ述ヘテ太閤ニ訴フル所アリシモ聽カレス依テ増田ヲ威嚇セン爲メ世界地圖ヲ示シ兩國ノ強大ヲ説キ其ノ怒リニ觸ナハ禍ノ恐ルヘキヲ語ルノ間ニ兩國ノ大ヲ爲セル手段トシテ先ツ伴天連ヲ入レ宗教ヲ弘メ土人ヲ懷ケ次テ兵ヲ送り征服スト云フニ在リ増田直ニ之ヲ太閤ニ報告シケレハ太閤ハ即

天正 4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
文祿元 2
3
4
慶長元 2
3
4
5
(安針)
ルモノ
載貨ヲ
金欄緞
志亡フ
出帆シ
由リ秀
屋ヲ柁

1576

7
8
9

夜令ヲ下シテ京阪ノ伴天連及信徒ヲ捕ヘ其ノ26人ヲ長崎ニ下シ
慶長2-3-5之ヲ磔殺セシム所謂26聖ノ磔刑是ナリ之ヲ禁教所刑
第一着トス (三浦ノ安針)

(8ノ續)

80

1
2
3
4
5
6
7
8
9

家康蘭船ノ乗員中物心アルモノヲ見ント欲シ按針アダムス及水
夫長ヤンヨスヲ召ス兩人方物ヲ獻シ大阪ニ於テ家康ニ謁シ和蘭
遣艦ノ發意ヲ述フ家康徐ロニ之ヲ聞キ本船ヲ豊後ヨリ泉州堺ニ
次テ浦賀ニ廻航セシメ二人ニ江戸ニ於テ邸宅ヲ賜ヒ永年家康ノ
志セル南蠻形船五艘マテヲ造ラシム (三浦ノ安針ニ曰クヤンヨ
スナル名ハ洋書ニ見エス此ノ時ノ船長ノ名ハクワケルナツクニ
シテ後歸國ヲ許サレ蘭日間ニ活動シテ葡ト戰ヒ死セリ) Texel
ヲ出帆セル五船ハ此ノ航海ニ就クニ方リ皆舊名ヲ改メタルモノ
ニシテ Charity 卽蘭名 Liefdi 號ハ舊名ヲ Elasmst ト稱シ其
ノ船首ノ像貨狄尊者ノ朽木縣足利郡吾妻村龍江院ニ存シタルコ
ト等ハ新村博士ノ船舶史考ニ詳ナリ

90

1
2
3
4
5
6
7
8
9

1600

(1)

レリ往ク往ク四船ヲ失ヒ殘ル一船 1600-4-19 Lat. 32°-30' N.
ニテ日本ノ地ヲ見豊後ニ投錨ス時ニ船中生存者18人中自ラ歩行
シ得ル者6人ニ過キス航海中ノ苦難三浦ノ安針ニ詳カナリ

(2)

(5)

リーフデ號ハ積量150 ton 初メ乗員110人ナリシカ長途困難ナル
航海ニ多數ノ人員ヲ失ヒ豊後ニ達セントキ生存者ノ内6人ハ上
陸後ニ死シ殘存僅カニ18人ニ過キサリキ (家康アダムス及ヤン
ヨス厚遇ノ件ハ前丁ニ在リ) 而シテ 1605 ニ至リ船長ヤコブ・
クワテルナツク及商人長サントフォルトノ二人ニ我國ヲ去ルコ
トヲ許セリ

(3)

1579 和蘭共和國創立ス

1581 和蘭西班牙ノ羈絆ヲ脱シ獨立ス

1585 大阪大地震 (八月四日) (Montanus)

1588 西ノ Invincible Armada 敗北ス

ハウトマン之ヲ率キ東向ス之ヲ和蘭遣東船ノ始トス四船ハ其一ヲ失ヒ三船 1598 = 本國 = 還ル

600 英東印度商會ヲ設立ス

ヲ與ヘヌ様觸達アラシコトヲ申立シム秀吉之ニ答テ曰ク 1. 伴天連ヲ磔ニセルハ禁令ニ背キテ布教セルニ由ル但シ死體ハ勝手ニ搜シテ持歸ルヘシ 2. 西船ノ貨物沒收ハ日本ノ國法慣例ニ依ルモノ也 3. 觸達ハ此方ノ威光ニ拘ルヲ以テ相成難シ但猥ニ亂暴ヲ加フルコトハ有ルヘクモ無シト使者ヲ相當ニ禮遇シ歸ラシム

(長崎三百年間)

4) 五船ハロツテルダム商人ノ企業ニ係リ政府ハ課税ヲ免シ大砲及彈藥ヲ貸與シヤツクスマイホア之ヲ率キアダムス大安針タリ 1598-6-23 出帆シ西班牙ノ勢力海ヲ冒シ西向ス最初ハマラツカニ行ク豫定ナリシモ智利海岸ニテ方針ヲ變シ日本ニ向フ事トナ

天正 4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

文祿元

2

3

4

慶長元

2

3

4

5

安針)

ルモノ

載貨ヲ

金襴般

志亡フ

出帆シ

由リ秀

屋ヲ托

1576

7

8

9 Visitor General 來ル京都ノ布教ヲ視察スル爲メ也其ノ受ケタル報告ニ曰ク二年
間ニ改宗者七萬 (Morrison Vol. I, P. 8)

80 1580 西葡ニ勝テ西ノ Philip II 葡國ヲ併統シ新世界ノ全部ヲ領有ス

1 エルマーク 800 人ノ コサツク兵ヲ率キ西比利遠征ヲ始ム

2

3 大村豊後有村ノ各侯ノ使リスボンニ至リ次テ法王ヲ訪ヒ日本ニ歸ル葡ノ王位ハ西
班牙ノヒリツブ二世ニ在リ (Morrison Vol. I, P. 8)

4

5 布教長秀吉ニ謁ス秀吉之ニ總テノ特權ヲ許ス (モリソン) (1)
Vol. I, P. 77

6

7 太閤耶蘇教ヲ禁シ教徒ニ退散ヲ命ス (2)

8

9

90 普魯西望遠鏡ヲ發明ス { 其ノ實用セラレタルハ 1608 頃トス
而シテ家康ハ 1616 ニ紀州ノ頼宣ニ
譲リタル内ニ望遠鏡アリ (Murdock)

1

2

3

4

5 和蘭ノ Compagnie Van Verre (Company of far distant land) 三隻ノ船及
ピンネース壹ヲ歐洲ヨリ印度ニ派ス (Burney Vol. III, P. 40)

6 西船 The "Galleon" 土佐ニ漂着ス邦人世界圖ヲ見ル (Samarang Vol. II, P. 83)

7 二月五日耶蘇教師 26 人ヲ殺ス (3) (Morrison Vol. I, P. 18)

8 1598 蘭船五隻 Texel ヲ發シマゼラン海峽ヲ通り太平洋ニ向フ (4)

9

1600 四月同上ノ中一隻豊後ニ漂着ス William Adams 此ノ内ニ在リ (5)

(1) It is even said that the monarch's refusal to give up his Harem was at this
time the only reason that he was not himself baptised another was also
assigned—the refusal of the ladies of christian families to share the royal bed.(2) 二十日間ニ平戸ニ六ケ月間ニ印度ニ立退クヘシ命ニ應セサルモノハ總テ之ヲ殺サ
ン (Samarang Vol. II, P. 37)120 ノ布教師平戸ニ退却ス次テ又命アリ皆印度行ノ船ニ上レ於是或ハ命ノ如クシ
他ハ大村有馬豊後ニ散ス (モリソン)(3) 禁教所刑ノコト馬尼刺ニ傳ハルヤ總督ハ 1597 使ヲ日本ニ送り聘物呈書ノ禮ヲ修
メ太閤ニ謁セシメ 1.何故ニ傳道師ヲ殺シタルヤ其説明ヲ求ム並ニ死體引渡ヲ請求
ス 2.何故ニ西船ノ貨物ヲ掠奪セシメタルヤ説明ヲ求ム 3.以後遭難寄泊ノ船ニ損害

長六年家康朱印船制度ヲ定ム (1) 慶長九年ヨリ寛永元年
マテノ朱印船179

慶長 6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

長九年五月三日白 (3) 慶長 九年家康京都ニ教會堂ノ再建ヲ
輸入ノ制ヲ定ム 許ス (南蠻廣記)

家
康

秀
忠

長十三年西班牙船初メテ浦賀ニ來ル

船ヲ禁ス (5) 島津氏伐琉球 有馬氏黒船ヲ長崎ニ燒ク

康諸國ニ書ヲ送ル (7) 耶楊子ノ事 (7ノ2)

3-12 耶蘇禁教 (幕府直轄地内) ヲ令ス (9)

後
水
尾

16

17

18

19

長十八年慶長十六年ノ禁令ヲ諸侯ノ領地ニ及ホス

教師及信者ヲ海外ニ放逐ス

臣氏亡

元和元

康薨ス

2

3

4

5

6

和五年山田長政暹國ニ軍功ヲ建ツ

7

和七年山田長政幕府執政ト文書往復

家
光

8

9

甲
子 寛永元

2

1) 次丁ノ裏ニ在リ

2) 白絲ハ今ノ生絲ナリ本邦良絲ヲ産セス當時支那ヨリ輸入ス閩老ノ下知狀ニ曰ク黒
船着岸ノ時ヲ定メ罷キ年寄共絲ノ直ヲ致ササル以前ニ諸商人長崎ニ入ルヘカラス
候絲ノ値段定マリ候上ハ萬ツ望次第ニ商買可致者也

3) 當代記ニ曰ク慶長十四年九月西國大名等近年大船ヲ拵置ク是自然之時懼大軍可上
敷之由云々——依之船トモヲ自駿府可有破却由曰先淡路ノ國ヘ可被寄ト也即西國
諸大名ニ命シテ 500 石積以上ノ大船ヲ淡路ノ由良岩屋等ヘ廻航セシメ九鬼長門守
ヲシテ盡ク之ヲ沒收セシム (南國史話)

1601

慶長六年二個ノ公文ニテ誦父等ノ京都大阪及長崎ニ居住スルヲ許ス

2

慶長七年ヘロニモノ周旋ニテ西船浦賀ニ來ル爾後年々來ル (2)

3

4

9-1-27松前志摩守ニ蝦夷地法度ノ御黒印ヲ賜フ (長崎三百年間)

5

慶長十年家康マニラノ太守ニ書ヲ送リ西船ノ浦賀ニ來ルヲ勸ム

6

7

慶長十二年五月秀忠ヨリ朝鮮王ヘノ返翰ニ國交信義ヲ表明ス
(長崎三百年)

8

慶長十三年邦人 300 人マカオニ殺サル

9

慶長十四年蘭通商ヲ請ヒ來ル蘭王ニ書ヲ送ル (4)

10

慶長十五年家康ノ船太平洋ヲ横キル (6)

1

世界圖日本ニ渡ル家康之ヲ見ル (8ノ2) ウイスキイノニ來航ス (8)

2

蘭使家康ニ謁シ國書ヲ呈ス (10)

3

政宗ノ船出帆ス (12) 京都ノ導院ニ火ク

4

長崎ノ寺院十一ヲ火ク 京阪ノ信徒七十餘人ヲ奥州外ヶ濱ヘ流ス (13)

5

6

元和二年家康薨去後長崎平戸以外ヲ鎖ス次テ西國ノ通商ヲ禁ス (14)

7

元和三年ヤコツフ・カルハイロロ蝦夷ニ至ル (野作雜記)

8

9

元和五年五月天主教徒六十餘人ヲ京都七條河原ニ火刑ス

20

アダムス平戸ニ病死ス (貿易史上ノ平戸)

萬曆 47 年
泰昌
天肇

1

平戸全盛ノ中期 (三浦ノ安針)

2

元和八年七月英蘭同盟艦隊解散ノ報至ル
(三浦ノ安針)

3

元和九年十月原主水等24人ノ天主教徒ヲ島原ニ火刑ス

4

1624 和蘭安平附近ヲ占領ス 1661 ニ及フ

5

(1)

(2) 是レ元來家康ノ日墨間ノ貿易開始ノ計ニ基クモ菲島ハ日墨貿易ニ依リ日菲貿易ノ衰ヘンコトヲ憂ヒ家康ノ意ヲ迎ヘス而モ遂ニ1610 家康ノノバイスパンヤ遣船及翌1611 ウイスキイノノ來航トナル (貿易史上ノ平戸)

(2)

(4) 慶長十四年蘭船平戸ニ來リ其ノ乗組頭ツヤツク・スベツクス駿府ニ來リ家康ニ謁シテ物ヲ獻シ國書ヲ上リ通商ヲ請フ家康之ヲ許シ國書ニ答フ (慶長14-7-25 附) 朱印狀原本海牙文書館ニ保存セラレ今尙在リ

(6) 以下次丁ニ在リ

- 1) 慶長六年家康東浦寨及呂宋ニ書ヲ送ル書中信用ノ事アリ曰ク
「此書押ス所ノ印ヲ以テ信ヲ表スヘシ云々」
(異國日記, 外國入津記等)
- 6) 慶長十四年ヒリッピンノ太守 Don Rodrigo De Viberó Velasco
任滿チテ新西班牙ヲ經テ歸國ノ途中我上總ノ岩和田海岸ニ難破
ス家康アダムスヲシテ造ラシメタル船ヲ襲シ太守ヲアカブルコ
ニ送り届ケ且ツ我商人數人ヲ同行セシム此ノ船江戸灣ヲ慶長十
五年六月十三日(陽曆八月一日)ニ出帆シアカブルコニ着シ翌
十六年九月歸朝ス(尙三浦ノ安針ニ詳ナリ)
- 7) 慶長十五年七月廣東ノ西洋唐人ニ朱印
同年十二月應天府ノ明商周性如ニ朱印
同十六年九月天川朱印
同年同月五和(臥亞)朱印ニ曰ク「黑船來朝ノ儀異議ナシ賣買
法度前規ノ如ク相違アルベカラズ」
同時諸大名ヘ下知狀(老中連署16-9-5附)
慶長十七年和蘭ヘ朱印17-7-25附ヲ以テ廣ク諸海港ヲ開ク
同十八年八月二十八日英吉利ニ朱印之ヲ假名書朱印ト云フ(異
國日記抄ニ標本見ユ)英吉利船ニ對シ海港ヲ殘ラス開放シ和
親及商買ヲ許ス宛名ヲインギリテラト認ム
同年秋馬尼刺總督ヘ書翰ヲ賜フ其要ニ曰ク我國ノ商士其ノ地ニ
於テ非法アラハ國政ニ任セテ其沙汰アルヘシ彌々商船ノ往來ハ
隔礙アルヘカラス
斯ク外國トノ交渉益々頻繁トナリ從ツテ外國貿易盛大トナリ慶
長十八年中長崎ニ入港シタル外船120艘(支那ヲ含ム)ニ上リ
此外平戶鹿兒島堺等ニ入ルモノ亦多シ(長崎三百年間)
- 7/2) 慶長十五年先キニ長崎ノ老商桃庵ナルモノ駿府ニ來リ家康
ニ謁シ談偶々海外諸國ノ事ニ及フ家康告テ曰ク外國人ノ久シク
我國ニ在テ邦語ヲ善クスルモノアラハ伴ヒ來レト桃庵諾シテ歸
リ翌年南蠻人耶揚子ヲ運レ來リ家康ニ紹介ス家康其人ヲ喜ヒ將
軍秀忠ニ謁セシメ江戸郭内ニ邸宅ヲ賜フ(今ノ八重洲河岸是也
ト云フ)耶揚子一日家康ニ侍ス家康問曰我聞ク日本ハ世界ノ東
涯ニシテ日本以東ニ國アルコトナシト實ニ然ルヤ答曰生曾テ之
ヲ聞ク日本ノ東方更ニ三大世界アリ一ニ曰クノバフランスニ
曰クアメリカ三ニ曰クホリウアメリカノ中ノバイスバニヤノ西
ニ於テノビスバント云フ國アリ南蠻ノ黑船常ニ此國ニ往來スト
家康墨國交通ノ意起ル(明治十三年東京地學協會雜誌)
- 前ノ呂宋太守ニ對スル厚過ヲ謝スル爲メ(主目的ハ金銀島探檢
及日本測量ニ在リ)ノバスバンヤ總督ヨリセバスチアン・ヴィ

慶長 6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

元和元

2

3

4

5

6

7

8

9

寬永元

2

曰ク黑
カラス

軍可上
即西國
長門守
國史話)

1601

2
3
4
5

スカイノールヲ送り來ル此船慶長十六年三月二十二日アカブルコ
ヲ發シ六月九日(日本4-28)常陸海岸ニ達シ十日浦賀ニ入港ス
グイスカイノールハ秀忠ニ次テ家康ニ謁シ其許可ヲ得テ陸路仙臺
ニ至リ三陸ノ海岸ヲ測量シ越喜來ノ北方根白ニ達シ南ニ引返ヘ
シ仙臺ヨリ海岸ヲ南下シ浦賀ニ還リ更ニ測量船ヲ派シ海岸ニ沿
ヒ長崎ニ至ラシム

6
7

西人此行南部鐵ヲ發見シ又政宗カ支倉ヲ派遣セルハ此等西人ノ
説ニ刺戟セラレタルト布教師ソテロノ畫策多シト云フ

8
9

(8ノ2) Pessoa 事件 (1608 洋書例ヲ見ヨ) ノ爲日葡親交疎隔セシヲ
以テマカオ市ハ其ノ復活ヲ計ラントシ艦隊司令官ドゥンヌーノ
ソマトヨールヲゴア總督ノ使節トシ日本ニ遣ハス

10

彼ハ慶長十六年(1611)長崎ニ入港スルコトヲ避ケテ薩摩ニ至
リ島津侯ノ蔭ヲ請ヒ七月家康ニ駿府ニ謁シ次テ江戸ニ至リ將
軍秀忠ニ謁ス使節ハ叢ニマカオノ日本人殺害ヲ辯解シ葡船擊沈
ノ賠償ヲ求メタルモ幕府ハ責ヲ船長ニ歸シテ其ノ要求ヲ容レズ
唯貿易ヲ開クコトヲ許シテ朱印ヲ與フ此ノ時使節ハ若干ノ方物
ヲ獻ス世界圖ハ蓋シ其一ナラン (近世日葡交通小史)

1
2

(9) 慶長十六年嚴ニ天主教ノ禁ヲ申シ悉ク蠻種ヲ檢シ之ヲ海外ニ屏
ク南禪寺僧崇傳ニ命シ其ノ教ヲ奉スル者ヲ諭シ改メテ佛教ニ歸
セシム從ハサル者ハ處スルニ斬ヲ以テス蠻人耶揚子變ヲ上リテ
曰ク「西洋人ハ特ニ其ノ教ヲ張ルニ非ス實ハ禍心ヲ包藏シ圖ル
所ハ不測ニ在リ」ト故ニ此ノ令ヲ下シヤ耶揚子ヲ東郭ニ寛キ厚
ク給シテ身ヲ終ヘシム (原城記事)

3
4

5
6

7
8

9

20

(10) 慶長十七年スベックス再渡來司令官ヘンドリック・ブルーワル
帶同家康ニ謁シ國書ヲ呈ス(1610-12-18附) 葡西兩國トノ交際
状態ヲ詳述ス

1
2

和蘭ハ東洋貿易擴張ニ志アリ 1608 武装商船13隻ヲ編成シフル
ホーヘン之ヲ率キ開帆シタルニ大西洋ニテ颶風ニ遭ヒ船隊離散
シ翌慶長14年夏ヲ以テ平戸ニ着シタルハ纔ニロードリオントグ
リッヒン二隻ノミ領主松浦氏ノ厚意ニ依リ使者ヲ江戸ニ送り方
物ヲ獻シテ家康ニ謁見ノ禮ヲ行ヒ和蘭國王ノ名ヲ以テ國書ヲ呈
シ通商ノ許可ヲ請ヒタルニ家康許諾ノ返翰ヲ使者ニ與フ船長等
ハ始テ和蘭商館ヲ平戸ニ建テ代表者ヲ留置テ出帆シタリ

3
4

5

(1)

(2)

慶長16年夏和蘭商船ブランク號平戸ニ來リスベックス正使トナ
リセーゲルスソン副使トシテ陸路大阪京都ヲ經テ駿府ニ到着セ
リ時ニ西使ウイスカイノール恰モ駿府ニ在リ傳道師ソテロト共ニ
排蘭説ヲ提出シタルニスベックス等ハアダムスヲ介シ本多上野
介後藤庄三郎ニ近ツキ更ニ江戸ニ至リ秀忠ニ謁シ和蘭ノ小邦ヲ

(8

以テ西ト戦ヒ勝チテ獨立ヲ恢復シタルヲ告ケ其ノ賞讃ヲ得テ通商許可ノ御朱印ヲ賜リ平戸ニ引揚ケタリ (長崎三百年間) 是レ平戸ニ來レル蘭船ノ初メニシテ茲ニ商館ヲ設ケ寛永18年ニ至ル33年間和蘭貿易カ平戸ニ行ハレタル嚆矢トス

(三浦ノ安針)

1) 家康政權ヲ握リテ以來14年間ハ切支丹ニ對シ放任ノ姿ニ在リ專ラ通商貿易擴張ニ專念ス然ルニ慶長18年十一月ニ至リ「切支丹宗門禁制觸書」出テ翌年大御所ノ「禁止布告文」發表セラレ日本國內ノ宣教師ハ内外人ヲ問ハス之ヲ長崎ニ送リ西、葡船ニ依テ悉ク放逐シ同時ニ諸大名ニ命シテ領内ノ天主堂ヲ破毀セシメ領内ノ異宗徒ヲ強テ佛教ニ改宗セシメタリ 禁令ハ15ヶ條ニ成リ其ノ骨子タル第一條ニ曰ク

1. 切支丹ノ法ハ死ヲ顯ミス入火モ不燒入水モ不溺身ヨリ血ヲ出シテ死ヲ致スヲ成佛ト立ル故ニ天下ノ法度嚴密ナリ依之死ヲ輕ンスル者可違吟味事

トアル之ツ切支丹禁制ヲ斷行シタル發端ニシテ以後寛永ノ鎖國マテ6年間ニ國內ノ異宗殆ント絶滅セラル (三浦ノ安針)

佐渡ノ金山奉行大久保石見守長安慶長18年ニ死シ死後其寢室ノ下ニ石櫃ヲ發見シ其中ニ十三大名カ連判シテ葡國ノ兵ヲ誘導シテ徳川氏ヲ亡ホシ天下ヲ奪ハントスル密約書發見サル又葡人モローナルモノ (長崎住母呂氏トモ云フ) 日本ハ今ニ非レハ取ル事能ハスト國王ニ建白シタル書ヲ蘭人ヨリ入手ス後ニ至ルマテ阿蘭陀御忠節ト幕府ニテ唱ヘタルハ即此事ヲ云ヘルナリ

三浦ノ安針ニ曰ク

大久保石見守事件ニ關連シテ攝津高槻城主高山右近太夫志州鳥羽ノ城主内藤飛騨守其他加賀山隼人等改宗ヲ背セヌ者百餘人ヲマカオニ配流シ其殘黨70餘人ヲ奥州外ヶ濱ニ流シ特ニ山口駿河守ヲ長崎ニ下シテ切支丹寺11ヶ所ヲ毀タシム就中當時ノマカオ逐客中ニ名流子女ノ多カリシハ注日スヘク内藤ツユリヤ及從妹マグテレナハ14人ノ婦女ヲ伴ヒ大友宗麟ノ女メシヤ筒井伊賀守女マリーニ朝鮮貴族朴氏ノ女マリーニモ一行中ニ在リキ

慶長18-7-21江戸ニ於テ耶蘇教徒1,600人ヲ捕搏スソテロ此中ニ在リ八月十六日將ニ焚刑ニ處セラレントスルヤ政宗助命ヲ乞ヒ之ヲ特赦シ政宗ノ特使トス

此船長サ18間乗組180人西班牙人水先タリ800人ノ大工700人ノ鐵工3,000人ノ人夫ヲ用ヒ45日間ニ竣工ス

正使文倉一行ハ文倉常長今泉令史松本忠作等ニシテ慶長

13-9-15月ノ浦發十月呂宋着

慶長 6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

元和元

2

3

4

5

6

7

8

9

寛永元

2

・曰ク黒
・カラス

・軍可上
・即西國
・長門守
・國史話)

1601

慶長19-1-メキシコアカブルコ着

2

慶長19-10-玖馬ヲ經テ西班牙サンリスカル着

3

慶長19-12-セビルヲ經テ馬德里着

4

元和元-1-西王ヒリツフ三世=謁見

5

元和元-11-羅馬=至リ法王パウル五世=謁ス

留ルコト四年舊路=依リテ歸途=上リ

6

元和6-8-月ノ浦=歸着ス

7

ヴィスカイノ=往路便乗ス

8

ヴィスカイノ=付テ三浦ノ安針=曰ク

9

ヴィスカイノ=北巡シテ仙臺=於テ地圖ヲ製シ其ノ一ヲ政宗=

10

呈ス政宗大ニ喜ヒ西船來ラハ好遇スヘキコトヲ約ス一行ハ更ニ

水戸領内ヲ測量シテ浦賀=歸リ之ヨリ南海岸=着手シテ伊豆ノ

伊東=至リヴィスカイノ=自身ハ陸行シテ京都=入り大阪=出

テ堺港=於テ海路ヨリ來レルロレンツバスケス=一行ニ會シ再ヒ

京都=入りテ四枚ノ紙=實測全圖ヲ寫シテ其ノ一部ヲ約ノ如ク

江戸ト駿府ト=呈シ出發ヨリ約半ケ年ヲ經テ慶長17-6-17浦

賀=歸ル

ヴィスカイノ=ハ幕府=請ヒテ伊東=於テ船ヲ造リ工事未タ竣

ラサル=歸國ト稱シテ出發シ實ハ九月十六日ヨリ十月十二日迄

毎日金銀島ヲ探シタルモ目的ヲ達セス暴風ニ逢ヒテ浦賀=歸ル

此時新船成リ之ヲサンセバスチアント命名シ幕府ハソテロヲ使

節トシ秀忠ヨリ總督ニ宛テタル書狀ヲ托シ出發セシム然ルニ

晝夜ニシテ難破シテ歸レルヲ以テ秀忠怒リテソテロヲ投獄ス

政宗ソテロノ爲メニ救解シ請テ之ヲ仙臺=招キ艦テヴィスカイ

ノ=一行ヲモ招キ月ノ浦=於テ一船ヲ造リ慶長18年即1613-10-

26竣工シテソテロヲ船長トナシ支倉ヲ使節トシ180人ノ日本人

ヲ從ヘ出發セシム而シテヴィスカイノ=ハ僅カニ便乗ヲ許サレ

シモ朱印狀ハ取り上ケラレ甚シク冷遇セラレテ歸途=就ケリ

政宗ノ此舉ハ實ハ秀忠ノ内意ニ依ルサレハ旅中洗禮ヲ受ケタル

モノ80人アリシモ元和六年長崎=歸ルヤ皆命ニ依リ脫宗セリ

シャルボ=曰ク政宗ノ法王宛ノ書ハ1613-10-6附ナリ支倉ハ

マドリッド=於テ洗禮ヲ受ク

(1)

(13) 慶長19年京都ノ信徒47人大阪ノ信徒24人ヲ奥州外濱=流罪=行
ハル

(2)

此ノ70餘名ハ慶長19-5-8ヲ以テ越前敦賀ノ港ヲ發シ6-17津輕

=到着ス同地ノ弘前ハ當時高岡ト稱セラレ流刑人ハ高岡附近ニ

部落ヲ作りテ居住シ信仰ヲ持續ス翌元和元年酷烈ナル饑饉津輕

地方ヲ襲ヒ信徒等其慘狀ヲ長崎ノ神父ニ通信シ遙カニ慰問ノ途

(1

(12

ニ上リタルハジエロニモアンゼリス其人ナリ
 斯クシテ洋人ノ足我北地ヲ踏ムコトトナレリ
) 是レ天主教停止ヨリ來レル所ニシテ元和2-8-2 老中連署ノ諸大
 名下知狀ニ唐船ニ對シテハ港ヲ制限セストアリ
 又元和2-8-23松浦肥後守ヘノ奉書ニ平戸ニ外船ノ來ルヲ構ハサ
 ルモ宗教取締リヲ嚴命シタルニテ知ラル (長崎三百年間)

慶長 6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

元和元

2

3

4

5

6

7

8

9

寛永元

2

日ク黒
カラス

軍可上
即西國
長門守
國史話)

- 1601
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 20
 1
 2
 3
 4
 5
 (1)
 (2)
- (5) 條約ハ全文 Barracouta P. 25 =在リ
 譯文日本文ハ British Museum =保存セラル
 條約ハ東印度會社ノ Sir Thomas Smith 宛也 (同上)
 葡人ハ長崎ノ出島ニ居リ英ト蘭トハ平戸ニ在リ
 1613 十二月 Saris “Clove” ニテ平戸ヲ出帆ス (同上 P. 31)
 Capt. Coeks 平戸ニ殘ル
- (6) 1619 和蘭ハ其印度領地ノ政廳ヲ Batavia =移ス先之總督 パン
タンニ在リ此ノ地ノ領主商人ト相好カラス屢々兵ヲ動カスニ至
 ル初代總督 ボット 着任ノ翌年地ヲ ジャガトラニ相シ出張所ヲ設
 ケ漸次之ヲ擴張セリ 1619 =至リ總督 クーン 此ノ地ヲ占領シ城
 ヲ築キ蘭領印度ノ首府トナセリ此ノ地初メ椰子樹ニ因ミテ カラ
バト 稱ス後 スندگان 人ヲ攻メテ ジャバ 人ノ之ヲ取リ ジャガトラト改
 稱ス蘭人政廳ヲ置クニ至リ自國民族ノ名ニ因ミテ バタビヤト改
 ム徳川幕府時代ニ和蘭印度總督ヨリ贈來ノ書翰ノ文邦譯ニハ常
 ニ 咬啗吧ト稱シ我國ニテハ專ラ ジャガタラノ名ヲ用ヒタリ
 (貿易史上ノ平戸)
- (7) 澎湖島舊名 Ponghow Id. 内ニ Pehau 港アリ臺灣舊名 Pekan
 (Burney Vol. III, PP. 43-44)
- (8) 蘭英同盟艦隊解散シ兩國再ヒ商賣上ノ競争ニ入り蘭遂ニ マラツ
カ以東ノ商權ヲ獨占シ英商頗ル振ハス且ツ平戸ニ於テ英人 支那
 ノ海賊頭目 顏思齊ニ欺カレ貸金倒レトナリタル等ヨリ英人平戸
 ヲ撤退スルニ至レリ (三浦ノ安針)

302 比律賓ヨリ新西班牙ニ赴ク三船ノ一土佐ニ避泊ス土民之ヲ掠奪
セントス西船抵抗シテ免ルヲ得タリ

306 和蘭政府初テ印度總督ヲ置キピーテルドツトラ之ニ任ス

308 一切ノ耶蘇教派ハ法王ヨリ隨意ニ日本ニ布教スル自由ヲ得

309 比律布三世馬尼刺ノ市民ニ日本及支那ト通商ノ自由ヲ與フ

310 Madre de Dios 事件 (Murdock Vol. III, P. 519)

313 Padre Camillo de Constanzo 日本北地旅行
(Burney Vol. III, P. 147)

319 東洋ニ於テ競争調和ノ爲メ 英蘭兩國防禦條約ニ調印ス
(貿易史上ノ平戸)

320 以後平戸英蘭聯合艦隊ノ根據トナル (同上)

西書ニ北緯 35°-50' ノ日本海岸トアリ難破ノ場所ハ上總ノ夷隅
郡岩和田 (大多喜領) ニシテ滿任ノ呂宋太守ロドリゴ此ノ中ニ
在リ日本ノ部慶長15年家康ノ船太平洋ヲ横キルノ條參照
Adams ヨリ Saris ニ書ヲ贈リ日本ニ工場ヲ建テンコトヲ説ク
時ニ Saris ハ Batavia ノ工場ヲ監ス (Barracouta P. 11)
Saris James I ノ國書ヲ奉シ三船ヲ率キ Thames ヲ出帆シタルハ
1611 ノ四月ニシテ 1613-5-4 Clove 號ニテ平戸ニ着ス (洋曆
6-11)

慶長18-8-4 Saris 駿府ニ於テ家康ニ謁シ國書ヲ呈ス William
1613-9-8 Adams ノ語ル所異國日記ニ在リ

慶長 6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

元和元

2

3

4

5

6

7

8

9

寛永元

2

白ク黒
カラス

軍可上
即西國
長門守
國史話)

- 1601 日蘭條約シテ蘭日ノ貿易ヲ獨占ス (Thunberg Vol. III, P. 44)
- 2 三月蘭ノ General Co. (東印度特許會社) 成ル 二十一年間許可 乃シヤバ島ノ
- 3 バンタン及馬來半島ノ パタニニ商館ヲ置キ Moluccens 探檢ヲ企ツ
- 4 (Burney Vol. III, P. 41)
- 5 家康ニ贈遺物ヲ載セタル西船紀伊ニ來ル家康之ニ浦賀へ來ルベキヲ命ズ西船背セ
- 6 スシテ去ル
- 7 五月和蘭17隻ノ艦隊ヲ遣東スマテリエフ之ヲ率キル最終目的日本ナリ
- 8 1606 十月和蘭艦隊マラツカ沖ニ葡ノ 30 隻ヨリ成ル大艦隊ト交戦スマテリエフ遂
- 9 ニ日本ニ達スルヲ得ス
- 10 12-22 フェルブーフエン13隻ヲ率キ國書ヲ帶ヒ日本ニ向フ (1)
- 11 マカオノ變西葡ニ代ル (Samarang Vol. II, P. 39) Pessoaノ事 (2)
- 12 蘭人商館ヲ平戸ニ建ツ 西船 San Francisco 上總ニ難破ス (3)
- 13 慶長15-5-4附秀忠朱印國書セビヤ市印度文書館ニ保存セラレアリ

- 1
- 2
- 3 1613 英人平戸ニ工場ヲ建ツ (4)
- 4 (Samarang Vol. II, P. 39)
- 5 高山右近馬尼刺ニ死ス
- 6
- 7 1617 英蘭兩國人 バンタンノ市街戦
- 8 1618 英蘭兩艦隊 ボルネオ シヤバ間ニ戦フ
- 9 1619 英蘭兩國人間平戸ノ争鬪
- 20 Jerome de angelis 北海道ニ至ル

英ニ平戸ニ工場ヲ建ルヲ許スノ條約ニ調印ス其日附1613九月也 (5) (Barracouta P. 32)

(注意) Voyage of Captain John Saris in 1613 ト題スル書アリ先ノ日本駐劄英國公使 Sir Earnest Satow ノ著ハス所又 William Adams ニ關シテハ Memorials of the Empire of Japan in 16 & 17 centuries ト題スルモノアリ外平戸工場主管ノ日記 Diary of Richard Cocks ト題スルモノニ册アリ

私闘也

1619 蘭 パタビヤニ移ル (6)

- 1 同人再ヒ蝦夷ニ入リ北海道ノ地理ヲ西洋ニ紹介ス (獵虎ノ話ヲ聞ケ)
- 2 { 六月二十二日蘭船十五英船ニマカヲ砲撃
- 3 { 七月五日蘭人澎湖島占領 (Burney Vol. III, PP. 34-44) (7)
- 4 英人平戸工場ヲ閉ツ (元和九年11-13洋曆1624-1-3) (8)
- 5 { 蘭人澎湖島ヲ去リ臺灣ノ Tayowan ニ築ク
- 6 { 支那ト合議ノ結果也 Fort Zeeland 是也 (Burney Vol. III, P. 48)

(1) 此ノ艦隊ハ葡ノ艦隊ト途中角逐ノ件三浦ノ安針ニ詳也
此ノ艦隊中二隻 1609-7-1 (日本5-30) 平戸ニ着ス

(2) 日本人1909人マカオニ殺サル通レテ還ルモノ狀ヲ政府ニ報ス日本有馬侯ニ命シテ
1610 一月葡人ノ長崎ニ入ルヲ待チ襲撃セシム日軍利アラス會マ風死シ葡船去ル
能ハス日人更ニ之ヲ襲フ葡將 Governor Pessoa 命シテ火藥庫ニ點火シ自ラ海ニ
投シ死ス日本葡人ヲ長崎ヨリ逐フ然レトモ出島ノ葡工場ハ猶存セリ葡人日本ノ感
情ヲ恢復セント欲シ 1614 一千噸ノ大船ニ珍品ヲ載セ長崎ニ至リ日本ニ獻セント
請フ日本之ヲ受ケス蓋シ蘭人及 Adams 葡ヲ日本ニ讒シ彼等ハ葡探ナリト告ケタ
ルニ由ル (Barracouta P. 32-34)

本件ハ邦人 300 マカオニ殺サル (慶長13年) ニ端ヲ發シ慶長14年有馬氏黑船ヲ長
崎ニ燒クニ相關連ス

永三年山田長政兵船ノ繪ヲ駿府ノ淺間神社ニ奉納ス

永六年踏繪ノ制始マル(竹雲)(1)

書ノ輸入ヲ禁ス(日本對外小史)

永九年走水三崎ニ番術ヲ置ク

永十年長崎奉行二人トナル(竹雲)

出島ヲ築ク(竹雲) 11年朱印船制ヲ廢ス(對外小史)

3-21武家諸法度ヲ改メ耶蘇宗門ヲ嚴禁ス

出島成就シ南蠻人ヲ之ニ收容シ市中雜居ヲ禁ス

原ノ亂(十四年十月)天草ノ益田四郎巨魁

原平定(原城陥落 $\frac{2-27}{4-12}$)(5)

七月葡船長崎ニ入ル之ヲ逐フ(7)

五月葡船長崎ニ入ル(8)

筑前黒田侯ヲシテ長崎ニ出戌セシム(10)

肥前鍋島侯ヲシテ長崎ニ出戌シ爾後一ケ年交代トス

南蠻船大島ニ漂着シ天文書ヲ獻ス(12)

鄭芝龍救ヲ乞フ幕府應セス

二年芝龍ノ子成功使ヲ長崎ニ遣ハシ援ヲ乞フ聽カレス

寛永 3

4

明正

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

大老
酒井忠勝

後光明

正保元

2

3

4

慶安元

2

3

Murdock ノ記事竹雲ニ一致ス Murdock ハ踏繪ノ發明者ヲ前田玄以トシ 1597 秀吉ニ獻策セルニ始マルトナス

高札ニ曰ク

禁制

- 1. 伴天連日本ニ乗渡ル事
- 1. 日本ノ武具ヲ異國ヘ持渡ル事
- 1. 奉書船ノ外ハ日本人異國ヘ渡海ノ事
附日本住宅ノ異國人同前ノ事

右ノ條々違犯ノ輩ニ於テハ嚴刑ニ處セラルヘキモノ也仍テ下知如件
寛永 11-5-28 奉行

1626

1626 小西如安馬尼刺ニ死ス

7

8

濱田彌兵衛高砂ニ至リ蘭人ヲ挫ク(貿易史上ノ平戸)

崇禎元年

9

30

向井將監ヲ江戸水軍ノ長ニ任ス將軍天地丸ニ乗リテ水軍ヲ督ス

1

切支丹奉行井上筑後守一蘭人ヲ捕ヘ其異圖ヲ知ル (布教ノ目的ハ其國征服ニ在リ)

2

蘭人對日貿易恢復ノ爲濱田ノ敵手ノイツヲ日本ニ出シ日本ノ怒ヲ解ク

3

米澤德兵衛單身天竺ノ内地ニ入ル 山田長政殺サル

4

寛永11年宗教ト貿易ニ關スル高札ヲ長崎ニ立ツ (2)

5

12-10-28 海外渡航ヲ禁ス (3) 安宅丸竣成天下丸ト名ク

6

13-5-19 關老連署ノ令19條ヲ長崎奉行ニ下ス (3ノ2)

7

寛永14年薩摩葡船ヲ琉球ニ獲之ヲ長崎ニ輸ス依法處分ス

8

寛永15年幕府ノ呂宋遠征ノ計畫中止ス (貿易史上ノ平戸) (4)

9

鎖國令ヲ布ク (6)

40

寛永17年和蘭貿易ヲ長崎一港ニ限ル (幕府時代ノ長崎) (9)

1

2

3

寛永20年阿蘭陀人南部ニ來ル (11)

4

露人黒龍江遠征 (14)

5

弘光元年

6

隆 武

7

永 曆

正保四年六月葡萄牙軍艦ニ長崎ニ來リ通商復舊ヲ請フ (13)

8

慶安元-2-28 沿岸防禦ノ事ヲ諸大名ニ令ス

9

50

(1)

(3) 耶蘇教取締リノ爲寛永八年日本人ノ海外渡航ヲ禁シ寛永十年ニハ更ニ外國ニ居住シタルモノノ歸朝ニ制限ヲ設ケ渡航後五年以内ニ歸國シ再ヒ海外ニ出テサルモノニ限リ入國ヲ許シ其他ハ悉ク死刑ニ處スルコトヲ布告セリ此年海外渡航ノ朱印ヲ得タルモノハ末次平藏三浦安針(アダムスノ子)等六人ニ過キサリキ遂ニ寛永12年ニ至リ日本船ノ海外ニ出ルコトヲ嚴禁シ邦人ノ外國ニ赴カントスル者及海外居住地ヨリ歸投スルモノハ悉ク死刑ニ行フヘキ旨長崎奉行ニ達セリ

(2)

(3)

(3ノ2) 令ニ曰ク

法ヲ犯シ海外ニ市スル者斬ニ處ス船主什伍ニ及フ

(4)

邦人ノ久シク外蕃ニ廻リ還ル者ヲ斬ル
 證ニ耶蘇ヲ禁ス
 囑託舊ニ仍ル
 外船異アラハ先ツ變ヲ上リ而シテ大村衆ヲ以テ之ヲ護ル
 伴天連ノ來ルアラハ之ヲ大村ニ幽ス
 凡ソ外船來ラハ伴天連ヲ檢スルヲ要ス
 蠶種ヲ隱ス者ハ罪ス
 蠶種之ヲ養ウテ子ト爲シ並ニ放ツ所ノ蠶種ト信ヲ通スル者ハ罪
 ス
 外物ハ買ハハ必ス分テ
 士人ハ外物ヲ買フコトヲ得ス
 外物ノ數注記ハ之ヲ上リ而シテ後之ヲ買ヘ
 外商齋ス所ノ繭絲例ニ照シテ五分外物絲ヲ以テ上ト爲ス先ツ絲
 價ヲ定メ而後物價ニ及フ
 外船淹滯ハ九月二十日ヲ以テ限リト爲ス後來ル者ハ五十日ヲ以
 テ限ト爲ス明商ハ此ノ限リニ在ラス
 外物ヲ推スコト勿レ
 五所分賦ノ商會議價ヲ定ム會議ニ與ラサル者ハ歲額ヲ停ムルモ
 亦可ナリ
 阿蘭陀船平戸ニ抵ルモノ物價ハ宜シク長崎ニ聽クヘシ
 (原城記事長崎實錄大成)

幕府ハ耶蘇教ヲ根絶スルハ呂宋ノ征服ニ在リト爲シ寛永15年冬
 遠征軍ヲ出スノ壯舉ヲ計畫シ末次平藏ニ命シ蘭人ノ援助ヲ求メ
 シメバタビヤノ總督ワンデイメンノ承諾ヲ得ル所アリシガ島原
 兵亂ノ爲メ中止セラレタリ

島原ノ亂ニテ外教徒ノ殺サレタルモノ35,000人耶蘇教渡來ノ初
 ヨリ殺サレタル累計約28萬人
 蘭人島原ノ亂ニ幕軍ヲ助ク (Barraconta p. 38)

國史眼ニ曰ク阿蘭陀人軍艦ヲ以テ海上ニ應授ス
 貿易史上ノ平戸ニ曰ク蘭人長崎奉行ノ要求ニ應シ大砲及火藥ヲ
 幕軍ニ供給シ次テ伊豆守ノ命ニ依リ15門艦ヲイブ號ヲ15-1-11
 原城下ニ送り海上ヨリ砲撃セシム

寛永16年四月鎖國令ヲ布ク此ノ令ニ依リ天文11年以降98年間ノ
 開國ハ終リヲ告ケ寛永18年和蘭商館平戸ヲ引揚ケ長崎ニ移リテ
 以來ハ港ハ長崎一港ニ限ラレ通商ハ和蘭支那ノミトナリ此二國
 モ通商アリテ通信ナク朝鮮琉球ハ通信アリテ通商ナク外ハ交趾、
 東瀟寨、暹羅、東京、順化(ケスボ)、滿刺加、南ハ呂宋、密西邪
 (ピサヤ菲島群島ノ總稱)、艾萊(ボルネオ)、瓜哇等到ル處ニ成
 立シタル日本人町絶滅ス

葡人ハ島原ノ亂後授ノ疑ニ依リ貿易禁止ノ命ヲ受ク

寛永 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 正保元
 2
 3
 4
 慶安元
 2
 3
 1597 秀

1626

(貿易史上ノ平戸)

(8) 其禁ヲ犯シ來航セルヲ責メ乗員74人中61人ヲ殺シ船及貨物ヲ燒棄テ殘ヲ唐船ニ乗セ媽港政廳ヘ諭告ノ書ヲ携ヘシメテ追放ス

(9) 寛永15年三月松平信綱島原ヨリ凱旋ノ途次平戸ヲ巡檢シ蘭人ノ砲術ヲ一覽シテ其妙技ニ驚キ歸東後17-9-25井上筑後守ヲ遣ハシ商館長カロンニ命シテ和蘭ノ商館ヲ毀タシメ蘭人ヲ長崎ノ出島ニ移ラジメ從來葡人ニ與ヘタル貿易商權ヲ一ニ蘭人ニ附與ス蘭人ハ先ニ島原攻略ニ功アリ於是寛永16年ニ大砲數門ヲ幕府ニ獻シ又日光東照宮ニ三十枝紅燈臺ヲ寄進シ忠誠ノ情ヲ表セルヲ以テ益々幕府ノ信用ヲ得タリ幕府蘭人ニ命スルコト次ノ如シ

1. 阿蘭陀事ハ御代々日本致商買候様ニ被仰付毎年長崎ヘ着船仕候自此以前如被仰付キリシタン宗門ト通用仕間敷候若致入魂之由何レノ國ヨリ申上候ハハ日本渡海可被成御停止候勿論被宗門ノ族船ニ乗セ來申間敷事

1. 不相替日本爲商買渡海仕度奉存候ハハキリシタン宗門ノ儀ニ付テ被聞召可然儀於有之ハ毎年和蘭船渡海之事候間急度長崎奉行マテ可申上事

之ヲ蘭人御條目ト云フ (徳川幕府時代史)

(10) 港口西泊戸町ニ宿陣ス之ヲ沖ノ兩番所ト云フ

(11) 寛永20年六月閉伊郡山田浦ニ紅毛人漂流シ來ルトノ報アリ家老七戸直時漆戸正茂同地ニ赴キ之ヲ檢セシニ紅毛人ト云ヘルハ和蘭人ニシテ其數十名ナリシカ直時正茂ハ右十名ヲ捕ヘテ盛岡ニ歸着直チニ幕府ニ訴フ幕府ハ徒目付兩名ト通辯一名ヲ我ニ遣ハシ紅毛人ヲ江戸ニ召ス直時正茂等即チ紅毛人ヲ率キテ七月江戸ニ赴キ之ヲ幕府ニ引渡セリ將軍直時正茂ヲ賞シ銀若干枚及時服ヲ賜ヒ公亦兩名ニ祿ヲ加増シテ之ヲ賞ス (南部史要)

(12) 新村博士ノ南蠻記ニ曰ク

南蠻船ノ伴天連ヲ黒田家ニテ捕ヘ江戸ニ護送ス伴天連所持ノ天文書ヲ獻ス之ヲ乾坤辨説ノ原本トス

(南蠻記 p. 67)

(13) マカオノ官憲ハ使節シケイヲ派シ軍艦二隻ヲ以テ長崎ニ入り葡國ノ獨立ト新王ジョアン三世ノ即位トヲ報シ兼テ通商ノ復活ヲ請フ然レトモ我國ノ方針ハ依然トシテ變セス此度ノ來航ハ新王ノ即位ヲ報スルモノナルヲ以テ之ヲ罪セサレトモ固ク將來ノ來航ヲ禁シテ去ラシム是ヨリ幕末マテ日本近海ニ復葡船ノ影ヲ留メサルニ至レリ (近世日葡通交小史)

(14) 1636 露國コサツク兵黒龍江ノ北方500哩ノ地方ニ進出シオコツク海海岸ニ達シタルモノアリ土人ノ言ニ依リ南方ニ大河アリ土地豪腴殊ニ禾麥毛皮贖物ニ富メルヲ知リ 1643 七月ヤクーツクヨリボヤールコフヲ首長トシテ精銳127人譯官二人鍛工一人計

7
8
9
30
1
2
3
4
5
6
7
8
9
40
1
2
3
4
5
6
7
8
9
50
(1)
(2)
(3)
(4)

(4)
(5)
(6)
(7)

130人ヲ率キ半斤砲一門ヲ携ヘ遠征ノ途ニ上ラシム
 1644遠征隊ハゼイヤ河畔ノ土人ト戦ヒ兵十人ヲ失ヒタレトモ遂ニ黒龍江ニ達シ流ニ從テ下リ其ノ分遣隊ハ松花江ノ下流ニ於テ土民ト戦ヒ又23人ヲ失ヒタルモ其ノ年ノ秋黒龍江ノ下流ニ達シギリヤク人ノ村落ニ冬營越年セリ
 1645ノ夏ボヤールコフハ自ラ船ヲ造リ其ノ秋ニ至リ部下ヲ統率シテオコツク海ヲ航シウワーイ河口ニ達シ翌 1646 更ニ山河ヲ踰ニマイ、アルダン、レナノ諸河流ニ依リヤクーツクニ歸着ス其後 1649 ハバロフナルモノヤクーツク長ノ特許ヲ得テ州内ノ義勇兵ヲ募リ船ヲ造リ兵器糧食ヲ蓄ヘレナ、ヲノクマ、トゲーラ等ノ諸河ヲ上リ更ニスタノーウオイ山脈ヲ踰エテ黒龍江ニ達セリ
 1650ハバロフハ黒龍江ヲ下リ荒廢セル都城ニ見其ノ一ニ入リテ冬營シハバロフ獨リヤクーツクニ歸リ守將フランツエングニ援兵ヲ請ヒシモ聽カレス再ヒ義勇兵150人ヲ募リ 1651 再ヒ黒龍江ニ出テアルバジン城ヲ陷レ流ヲ下リテ他ノ諸城攻略中偶然支那官人ノ徵貢者ヲ見タルモ問答要領ヲ得スハバロフハ行ク行ク土民ヲ破リ松花江口ニ達シ猶モ下江ヲ續ケアツチャン人ノ地方ヲ經略セリ
 1652 滿洲兵來リテハバロフノ兵ト對戦シ敗退ス
 1653 ハバロフハ黒龍江ヲ廻リゼーヤ河口ニ於テモスコーヨリノ援兵123人ニ會シ次テ又新來兵150人ヲ得テ地方ヲ侵略ス
 1655 ハバロフ一旦モスコーニ歸リ翌 1656 三タヒ黒龍江ニ出ルヤ滿洲軍ト會戦シテ敗レ江畔ヨリ撤退セリ其ノ後十年ヲ經露人アルバジンニ占居スルモノアリ 1681 以後露政府續々軍兵ヲ黒龍江ニ出シ清國亦大軍ヲ送り交戦數回 1689 ネルチンスク條約ヲ結ビ兩國ノ境ヲ定ムルニ至レリ

(岡本柳之助ノ日魯交渉北海道史稿)

寛永 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 正保元
 2
 3
 4
 慶安元
 2
 3
 1597 秀

1626

7

8

9

30

1

2

3

4

5

6

7

8

9

40

1

2

3

4

5

6

7

8

9

50

(1)

(2)

(3)

(4)

(41頁ノ脚註ヨリ續ク)

テ後難風ニ吹流サレテオリウトル脚ニ漂着シ茲ニ船ヲ棄テテ上
陸シ徒歩アナヅイリ河ニ達シ河ヲ廻リテマルコーオニ到リ城キ
露都ニ報告スデシネフ全名 Simeon Ivanov Sin Deschnev 白令
ノ白令海峡ニ達シタルハ此後80年ニ在リ
蘭人20餘名ニ日本人約50名加ハリ三隻ノ和船ニ分乗シ玄海灘ヲ
過キ瀬戸内ニ入り大阪ニ上陸シ陸行東上ス此行江戸ニ留ルコト
六ヶ月其間醫官 Kasparノ洋醫法ノ貢獻多シ又隨員中 Byleveld
ノ砲術其他科學上ノ貢獻多シ

寛永	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20
正保元	
	2
	3
	4
慶安元	
	2
	3
1597 秀	

- 1626 de Vries (1643 参照) 以前ノ北海道 (Burney Vol. III, p. 146)
 7 Capt. Kwast 1639 = 日本北部ヲ探檢シ不成功 = 終レリ
 8 此ノ時代ノ日本北部ヲ探檢スル目的ハ金銀島ノ發見ニ在リキ
 9 葡人ハ早ク日本ノ北部ニ注目シ布教師ノ報告ニ依リ Ezo 又ハ
 30 Yesso ナルモノヲ知レリ其ノ信スル所ニ依レハ Yesso ハ Tartary
 ノ延長部ニシテ東韃靼ノ王國 Niulbam and Yupi ノ續キナリ
 1 Pe ト稱スル大湖ヲ抱クト此ノ説ハ樺太ト北海道トヲ混同スルモ
 ノニシテ Pe 海トハ Gulf of Tartary ヲ云ヒシモノナラン北
 2 海道ノ住民ハ Wild people トシテ知ラレ毎年 Yesso ノ首府ニ
 3 入貢セリト傳ヘラレキ
 4 Capt. Saris ハ北部日本探檢ノ許可ヲ得タルモ實行ノ機無クシテ
 5 止メリ 1613 Padr Camillo de Constanzo ナル布教師始メテ北
 6 部日本ヲ旅シ Yesso ノ事ヲ傳ヘ是ヨリ布教師ノ同地方開發ニ
 7 便ヲ與ヘタリ
 8 1620 有名ナル P. Jerome 蝦夷ニ至リ又 P. Diego Carvailho
 9 モ亦至リ布教ニ成效セリ此等布教師ノ見聞ハ出版セラレタリ
 40 P. Pierre Morin ノ著 (Paris 1623) ハ蝦夷ノ Matsumay ノ事
 1 ヲ記シ又該地方ノ金銀鑛ノ富有ヲ説ケリ
 2 シヤルボアニハ Carvailho ノ旅行ヲ説キアルモ蝦夷ノ鐵山ノ事
 3 ニ付キ記スル所無ク而シテ Carvailho ノ經路ヲ Dewa ニ由ルト
 4 爲シ該地ニ五千人ヲ使フ銀山アルコトヲ記ス
 5 1621 Jerome de Angelis 再ヒ蝦夷ニ至リ Raccou ト稱スル獸
 6 皮ノ事ヲ記ス sea otter ノ事ナラン其ノ説ノ出所ハ松前城主ノ
 7 談話ニ基キ蝦夷ト東方ノ島ヨリ來ルト云ヘリ
 8 P. Jerome Angelis ハ蝦夷ハ大陸ノ續キナルヤ島ナルヤヲ確
 9 得サリキ然レトモ彼ハ蝦夷ヲ島ナリトシ論スル所ハ蝦夷ノ西極
 50 ヲ Tessoi ト稱シ海ニ面シ海ヲ超エテ近ク陸アリ潮流早シ舟人
 (1) 行ク能ハス又曰ク蝦夷ノ島ト思ハルル理由ハ蝦夷ノ住民ハ蝦夷
 以外ノ頭首ノ制御ヲ受ケサルコト是ナリ彼等ハ Tartary ノ kan
 ヲ知ラス
 (2) Francois Caron ハ 1640 = 平戸ニ在リタル蘭人ナリ蝦夷ニ就テ
 曰ク Jedo ヲ距ルコト東北二十七日程ニシテ Sunga ノ國ニ至
 (3) リ同地ヨリ海ヲ越エテ Yesso ニ至ルヘシ此ノ海ハ 40 Dutch
 miles ニシテ高山兩岸ニ聳エ船ノ橫ル所ハ 11 miles ニ過キス
 又此ノ海ノ灣ナルヤ海峡ナルヤヲ知ルモノナシト
 (4) 日本北部ニ關シ知ラルル所此ノ如クナリシニ際シ 1643 Batavia
 ノ Governor General ハ Antony Van Diemen 其人ナリシカ
 ハ二船ヲ派シテ探檢センコトヲ決セリ
 乃チ 1643 de Vries ノ探檢實顯セリ

Batavia ノ有名ナル總督 Van Diemen ノ命スル所ニシテ目的ハ
 日本ノ東岸 450 哩北緯 37°-30' = 在リト稱セラレタル金銀島
 ノ檢出=在リタスマン此行二小船ヲ以テ六ヶ月=互ル難航ニ於テ
 90人中38人ヲ失ヒ辛ウシテ臺灣ノ根據地=歸レリ
 此ノ航海徒勞=屬セシカ如キモ此ノ後 1643 de Vries ノ航海ノ前
 驅ヲ爲セリ

de Vries ノ受ケタル訓令ニ曰ク
 先ツ Moluceus =至リ Ternate (モルツカ島ノ一) ヲ四月初又ハ
 夫ヨリ早ク出發シ得ル爲メ可成年ノ初ニ出發スヘシ Gilolo ヲ見
 サルトキハ直ニ東方ノ航路ヲトルヘシ Pilot Francis Jacobz Vis-
 ser 其他ノ輩日本ト朝鮮トノ間ヲ行クヘシト説クモノアルモ不確
 實ナル點アルヲ以テ日本ノ東側ヲ大海ニ依リ進ムヲ可トス
 既ニ日本ノ東岸ニ至ラハ之ヲ失セサル様北進シ日本人ノ Yesso ト
 稱スル陸カ大陸ノ續キナルヤヲ確ムヘシ

Yesso ノ探檢=長日月ヲ費ス勿レ但シ北西方ニ進ミテ Tartary 又
 ハ China ノ岸ヲ確ムルヲ要ス而シテ可成南方ニ於テ之ニ接觸ス
 ルヲ試ムヘシ 40° & 45° N. 邊ニテ之ヲ見ルコトヲ得ヘキモノノ
 如シ
 住民ニ親切ニアレ而シテ國情ヲ問ヒ又特ニ River Polisangi 及
 Town of Jangia (マルコボロ) ヲ探ルヘシ國産殊ニ金銀ニ注意シ
 金銀アラハ蘭人ハ之ヲ省ミサル如ク見セカケヨ
 國政ヲ觀察シ Tartary, Great Chann カ彼等ノ王ナルヤ否ヤヲ確
 メ又人民ノ要求品ヲ取調フヘシ

七八月ノ頃ヲ以テ再ヒ日本ノ東方ニ出テ (37° $\frac{1}{2}$ N. 邊ト云フ) 米國
 ニ向テ航シ日本ヲ距ル東ニ 350 Dutch miles マテ 37° $\frac{1}{2}$ N. ノ平行
 線ヲ航サハ金銀島ニ近キタル注意ヲ十分ニシ若シ島ヲ見スハ同平
 行線ヲ猶百里東ニ進ムヘシ西人ハマニラヨリ新西班牙ニ航スルニ
 當リ日本ノ東四百 Spanish miles (343 Dutch miles) 28° N. ニテ
 一金銀島ニ至リタルニ白哲文明人ノ住セルモノアルコトヲ傳ヘタ
 リ若シ金銀島邊ニアラスハ歸路ニ於テ更ニ他ノ銀島ヲ試ミヨ此島
 ハ日本ノ東 200 miles lat. 30° N. ノ間ニ在リト傳ヘラレ日本人
 銀ヲ輸入スト云フ

若シ金島ヲモ銀島ヲモ見スハ Formosa =歸航セヨ若シ幸ニシテ
 之ヲ得ハ汝及乘員ハ厚ク酬ヒラルヘシ

In the castle of Batavia, Feb. 2nd 1643

Antony Van Dieman 外四人署名

二船ハ二月三日ニ Batavia ヲ四月四日ニ Ternate ヲ發セリ五月二
 十日ノ夜荒天中ニ Ongelukkig 島 (英譯 unlucky 八丈ノ事ナラ
 ン) ニ乗上ケタルナトノ艱難ヲ經テ千島列島中擇捉海峡ヲ經テオ
 コツク海ニ入り困苦ト闘ヒテ樺太ノ忍耐岬ヲ極メ歸路ニ就ケリ忍
 耐岬ノ名ハ因テ存スル所擇捉水道ノ舊名 Strait of Vries ハ此卓
 拔ナル航海者ニ取リ又擇捉島ヲ Staten 得撫ヲ Company 島ト名
 ケタルハ同ク此ノ航海者ノ記念也

因ニ曰ク大隅海峡ノ洋名 Van Diemen ハ有名ナル蘭ノ航海者ニ
 シテ後長クバタビヤニ總督タル人ノ名ニ基ク所也

Murlock =曰ク二船ハ四國ノ沖ニテ暴風ニ遭ヒ相失シ Vries ノ
 ミ Kastrikom ニテ 49° N. ニテ樺太ニ着シ上陸シテ引還ヘシ途
 中僚艦 Breskens =逢ヒ相携ヘテ同年十一月十八日臺灣ノ蘭人根
 據地ニ還ヘル

先之 Breskens ハ單獨北進中日本東岸ニ上陸求糧中艦長 Schaeep
 ト乘員九人捕ヘラレテ江戸ニ送ラレ五ヶ月後放タル

寛永 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 正保元
 2
 3
 4
 慶安元
 2
 3
 1597 秀

1626 西班牙蘭ノ壓迫ニ依リ退キテ Kelung 占領 (Burney Vol. III, p. 49)

7

8

9 1629 此年和蘭航海者タスマン小笠原島ヲ發見ス (Murdock Vol. III, p. 269)---

30 日本ノ小船貿易ノ目的ヲ以テ臺灣ニ至ル (Thunberg Vol. III, p. 262)

1

2

3

4 1634 英人ウエルデル七妻ヲ率キ日本ニ來リ貿易ヲ請ヒ拒マル (近世日本國民史)

5

6 英人日本ト通商セントス蘭人譏シテ之ヲ妨ク (Barracouta p. 38)

7

8 日本耶蘇教徒大マツサツクル (Burney Vol. III, p. 52)

9 蘭ノ Capt. Kwast 日本探檢 (1)

40 西ノ海將 de Fonte 太平洋探檢 (2) 葡西ニ反ス

1 蘭人ヲシテ出島ニ移ラシム (Thunberg Vol. III, p. 45) 蘭船ヲ一年二隻ニ限ル
貿易額二百萬「ギルデン」ニ下ル

2 蘭人臺灣ヨリ西班牙人ヲ逐フ

3 Kastrikom 外一隻 de Vries ノ指揮下ニ日本探檢 (Burney Vol. III) (3)---

4

5

6

7

8 1648 コサツク將校 Dejneff 白令海峽ヲ發見ス (Murdock &c) (4)

9 Montanus ニ記スル蘭使一行20餘人長崎ヲ發ス (5)

50 蘭人臺灣ニ獨リ暴威ヲ振フ (Murdock)

(1) 1626 九月平戸ニ在リタル蘭船ノ Clerk or Supercargo Hagenaar 記シテ曰ク
under Clerk Versteegen Batavia ノ總督ニ上書シテ曰ク Lat. 37°N. 日本ノ東四百
「リーグ」ニ金銀島アリト是レ 1639 Capt. Kwast ノ探檢ノ依テ行ハレタル原因也
Capt. Kwast ノ探檢ハ失敗セリ同人ハ 1641 葡人ト戦ヒ負傷シテ死ス
(Burney Vol. III, p. 55)

(2) Letter from a Russian Sea officer to person of distinction at the Russian
Court by Arthur Dobbs.

(3) "Kastrikom" 艦長 Marten Geritzen de Vries, "Breskens" (Yacht) 艦長 Hendrick
Cornelys Schaep (Korten beschryvinghe Van Eso)

此ノ探檢記録之ヲ唯見ルヘキハ蘭文 Short description of the Island by the
Japanese named Eso, as it was first sailed to and seen in the year 1643 by
the ship "Kastrikom", Amsterdam 1646 ノミ此書佛文反譯アリ又シヤルボニ

(4) デジネフト稱スル哈薩克將校船七隻ヲ率キコリマヨリ北米洋ヲ經テ白令海峽ニ出
(38頁ニ續ク)

井正雪ノ亂

忠勝
家綱

慶安 4
承應 元

後西院

明曆 元

辭ス
聽サル

萬治 元

治元年鄭成功救ヲ乞フ容サス

寛文 元

長崎山浦庵長崎ニ赴キ蘭人ニ就テ醫學ヲ修ム(2)

年清ノ世祖福臨北京ニ即位ス

年明亡ブ

靈元

大老
酒井忠清

延寶 元

2
3

從來長崎大阪間海路ヲ取ル此年蘭使歸途玄海灘ニ難破ス依テ此令アリ
山浦ノ事三浦ノ安針ニ詳カナリ將軍吉宗洋書輸入解禁ニ先ツコト半世紀ナリ
勝安房海軍歴史ニハ承應中トシ紀州ノ橋商船トス
島谷市左衛門等航シテ江戸ニ至ル後幕府小笠原島ヲ探檢セシム
長崎ノ乙名倉田次郎右衛門錢屋川ノ水ヲ市中ニ引カントシ寛文七年許可ヲ得
起工此ノ年成ル明治24年マテ其ノ惠ニ依ル (幕府時代ノ長崎)

1651

四年松前侯樺太ヲ探檢セシム (蠣崎傳右衛門)

2

3

二年松浦侯ヲシテ長崎港内外ニ臺場ヲ築カシム

4

5

6

7

8

9

二年蘭人ヲシテ往復共長崎小倉間ヲ陸行セシム (1)

60

1 英

元年鄭成功臺灣ヨリ蘭人ヲ逐ヒ占居23年ニ及フ

明永曆15年
清順治18年
康熙元年

2

3

3-3-8長崎大火全市一掃市區改正ヲ行フ

4 日

5

6

7

8

八年紀州ノ漁夫七名小笠原島ニ漂着ス次ヲ皆歸着ス (3)

9

70

10年長崎ノ末次平藏命ニ依リ蘭船型大船ヲ造ル (4)

1

2

3 英

元年長崎ノ倉田水樋成ル (5)

4

5 日

(1) 一

(3) 船

二

荷

(4) 無

家綱ノ時代江戸ノ巨商河村安治漕運水利ノ術ニ精シ幕府ノ命ヲ承ケ奥羽ノ海運ヲ通利ス堅船ヲ履ヒ裝量ヲ定メ運夫ヲ精選シ脚價ヲ優給シ陸奥荒濱ヨリ東海ヲ經テ江戸ニ至ル濰海150里中ニ漕務所四所ヲ置キ以テ救應檢視ニ備フ出羽酒田ヨリ北海ヲ經テ長門下ノ關ニ入り瀬戸海ヲ過キ南洋ヲ航シテ房相ノ間ニ入ル800餘里中ニ漕務所十四所ヲ置キ下ノ關ニ嚮導船ヲ備ヘ志摩ノ菅島ニ烽火ヲ舉ケ以テ危礁ヲ避ケシム奥羽米ヲ江戸ニ輸スルハ此ニ始マル

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

慶安 4

承應 元

2

3

明暦 元

2

3

萬治 元

2

3

寛文 元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

延寶 元

2

3

リ

得崎)

Murdock Vol. III = 鄭蘭ノ戦ヲ詳記シ猶参考書ヲ示ス
 臺灣ハ實ニ蘭人ニ取リ東洋ニ於ケル最大領土タリシナリ何トナ
 レハ此ノ時代蘭人ハ未タ Java ヲ征服セス其ノ權力ノ及フ所ハ
 バタビヤ以外數里ノ小區域ニ過キサリキ故ニ臺灣ノ得喪ハ蘭人
 ニハ大ナル關係ニアリシヲ知ルヘシ
 日本對外小史ニ曰ク鄭成功我寛文二年ヲ以テ臺灣ニ死セリ其ノ
 子鄭經ヲ經テ鄭克陝ノ代ニ至リ清ノ水師提督施琅澎湖島ヲ攻メ
 進ミテ臺灣ヲ襲フ鄭子力屈シ降ル清朝鄭子ノ孤忠ヲ嘉ミシ之ヲ
 禮遇ス

1651 英國航海律 (Navigation act) ヲ定ム

2 Cromwell 蘭ヲ撃テ之ヲ敗ル

3 蘭船 Sparwer (Sparrow Hawk) 濟州島ニ難破ス (1)

4

5 初テ蘭人ヲ稻佐ニ葬ルコトヲ許ス (Murdock)

6 セイロン島ニ於ケル葡國ノ權力滅フ

7

8

9

60

1 鄭成功四月三十一日安平ヲ襲ヒ蘭人ト戦フ數月遂ニ之ヲ陷ル (Murdock) (2)

2

3

4 佛國東印度會社起ル

5

6

7

8

9

70

1

2

3 英ノ東印度會社使ヲ日本ニ送リ却ケラル (3)

4

5 日本人八丈ヨリ Bune Sima ニ漂着ス (4)

(1) 一船ノ蘭人韓ニ捕ヘラレ留ルコト十餘年ニシテ日本ヲ經テ歸國ス (Burney)

(3) 船名 "Return" 東印度會社ノ船六月二十八日長崎ニ入リテ泊ス會マ七月七日蘭船二隻バタバヤヨリ來リ英蘭會戰ヲ報ス七月二十八日日本英船ニ退去ヲ命ス (英王葡ニ娶レル爲メ) 信風替ルマテ居ルコトヲ請フ八月二十七日終ニ長崎ヲ去ル

(Burney Vol. III, p. 384)

(4) 無人ナリシ故ニ Bune ト稱スト ケンフエルニ在リ (Burney Vol. III, p. 403)

			延寶	4
				5
				6
				7
				8
	綱吉		天和	元
	堀田	大老		2
	正俊	殺サル		3
	罷ム		甲子	貞享
				元
年外國貿易ヲ制限ス (和蘭船ニ對シ金五萬兩唐船ニ對シ銀六千貫匁ヲ限リトス)				2
				3
1年支那書38種ヲ禁ス (2)			東山	4
			元祿	元
2年唐人屋敷ヲ長崎ニ造ル (元祿元年起工) (2-4-15成ル) (4)				2
				3
				4
				5
				6
	柳澤保明	准老中		7
年西川如見ノ華夷通商考成ル				8
				9
				10
				11
	柳澤	老中上席		12
3年入港和蘭船ヲ五隻ニ限定ス				13

- 此船伊勢ノ漂民12人ヲ護送シ併セテ通商復舊ヲ請フ幕府ハ漂民ノ復歸ヲ許シ西班牙ニハ當ニ通商ノ復舊ヲ許ササルノミナラス自今我漂民ヲ護送シ來ルコト勿レト嚴ニ諭達シ退帆セシム事ハ此年八月ニ在リ (長崎三百年間)
- 支那ハ天主教ヲ禁セシモ清ノ順治康熙ニ至リ西洋ノ科學殊ニ曆象ノ事ヲ重シシ之ヲ採用シ出版シタルモノ多ク往々清商ニ依リ舶載シ來ル長崎ノ漢學者ニ之ヲ知ルモノアリ幕府ニ上申シ之ヲ檢スルニ西教ヲ説ケルモノアリ幕府大ニ驚キ38種ノ輸入ヲ禁シ其ノ既ニ傳來シタルモノヲ悉ク沒收シテ之ヲ焚ク禁書38種ト云フハ是ナリ
- 快風丸長サ27間幅9間40挺ノ撥ト洋式ノ諸器具ヲ備フ那珂ヲ發シ石狩川口ニ入り無事那珂ニ歸ル (册尾附録ヲ見ヨ)

1676

7

8

9

80

1

2

二年巨船安宅丸ヲ毀ツ

3

4

元年保井算哲新曆ヲ獻ス 此年貞享曆ヲ頒ツ

{ 清和天皇貞享三年以
來823年間宣明曆ヲ
用ヒ來レリ

5

二年西班牙船長崎ニ來ル (1)

6

7

四年長崎奉行ヲ三人ニ増ス中一人在府 (竹雲)

8

元年徳川光圀ノ快風丸石狩川口ニ到ル (3)

9

ネルチンスク條約 (露勢力ヲ失フ)

90

1

2

3

4

5

6

九年鬱陵島ノ我漁民ヲ引揚ケシム (徳川時代史)

7

露人アトラス・モロコス 勘察加進入 (5)

8

十一年唐船ノ入港定數十艘ヲ増シ一年總數80艘トナス

9

1700

13年長崎奉行ヲ四人ニ増ス二人在勤二人在府 (竹雲)

(1)

(4) 元祿元年清商ヲ小島郷ノ一區ニ收容シ又唐船ニ信牌ヲ與フルコトトシ且ツ唐和蘭トモ從來ノ貿易ヲ一變シテ會所貿易ト爲セリ但シ會所ハ長崎市民ノ公共有物ニシテ長崎奉行ハ之ヲ指揮監督セルノミ (長崎三百年間)

(5) コサツク六十人裕哈吉爾人六十人ヲ率キルアトラス露都ニ歸リ部下セリコフヲ留メ守ラシム後セリコフ等土人ニ殺サル

(2)

Yakutsk = 在ル上長ノ命 = 依リ Okotsk ヨリ海路勘察加 = 進
 出ヲ企テシモ未タ船舶及海客ヲ得サリシカ此間恰モ伯徳大帝立
 テテ瑞典人ノ捕虜ヲ用フルノ策ヲ取リ Henry Busch ヲ Okotsk
 = 送り長サ八尋半幅三尋ノ船ヲ造リ 1716 六月初度航海 = 上ラ
 シメ難航ノ後勘察加ノ Tigil 河 = 達シ南下シテ Kompakova
 河 = 冬營シ 1717 七月無事 Okotsk = 歸帆シ Okotsk 海ノ水路
 開通セリ船長ノ名ヲ Cossack Sokolov ト云フ伯徳帝ハ米亞兩大
 陸間ノ地理上ノ大問題解決 = 志アリ Great Northern Expedition
 ヲ起シ丁抹人 Vitus Behring 以下ヲ用ヒ帝ノ死後大探檢行ハ
 ル (Nordenskiord of the Vega's Voyage)

延寶 4

5

6

7

8

天和元

2

3

甲子 貞享元

2

3

4

元祿元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

許シ西班
 ト勿レト
 三百年間)
 重ンシ之
 之ヲ知ル
 38種ノ輪
 フハ是ナ

口 = 入り

- 1676
7
8
9
80
1
2
3
4
5
6
7
8
9
90
1
2
3
4
5
6
7
8
9
1700
(1)
(2)
- 1647 葡人又長崎ニ至リ七月ヨリ九月二十六日マテ留リ而シテ目的ヲ達セス
- 1685 日本漂民送還ヲ名トシ St. Paul ト云フ船ヲ送リ七月二日長崎ニ至ル
- 長崎ヨリノ使者三十五日ニシテ江戸ヨリ歸リ絶對拒絕ヲ報ス葡船遂ニ去ル
- (3) 蘭ノ rich ship ニ因リ日蘭貿易向上シタルヲ以テ日本ハ輸出ヲ制限セン爲メ一年ノ貿易額ヲ 300,000 thails or rix-dollars ニ限リ超過ノ分ハ翌年マテ賣ルコトヲ禁ス
(Thunberg Vol. III, p. 46)
- 100 Kobangs=600 rixdollars (Thunberg Vol. III, p. 50)
- (4) 西人葡人ハ金銀ヲ拾ハントシテ海ニ行キ露人ハ毛皮ヲ獲ンカ爲メ西比利ヲ東進シオビ、エニセーノ水脈ヲ尋ネテレナ河畔ノヤクーツクヨリ北氷洋岸ノコリマニ到リ水陸兩路ヨリ太平洋岸ノアナデイル河ニ達セリ
- 堪察加ハデツネフノ殘黨ノ此ニ到リシモノアルハ殆ト疑フヘカラスト雖モ正確ナル報告ノ露都ニ傳ハリシモノナシ然レトモ1693-95ニ支那ニ使ヒシタル Evert Ysbrants Ides ノ記録中ニ堪察加ノ事アルハ或ハ土人ノ傳説ニ基キシモノナラン故ニ確實ナル發見者トシテハ Anadyrsk ノ守備長 Volodimir Atlassov ヲ推ササルヲ得ス
- Atlassov ハ Anadyrsk 駐屯中 1696 Cossack Lucus Semenov Sin Morosko ニ十六人ヲ附シ南方ヲ探檢セシム Morosko ハ勘察加河ニ達シ勘察加土人ノ村落ニ於テ不明文字ノ書札ヲ發見シ之ヲ齎ス後之ヲ解スルモノニ依リテ日本文ナルコトヲ知り難破船ノ遺物ナルコト推サレ得タリ而シテ日本國ノ近接地ニ在ルコト從テ推知セラルルニ至レリ
- 翌年 Atlassov 自ラ Morosko ノ經路ニ依リ勘察加河ニ到リ標木ヲ建テテ書シテ曰ク 7205 (洋年1697) 七月十三日五十人長 Volodimir Atlassov 55 人ノ從者ヲ率キ此ノ地ニ到ルト而シテ屯營ヲ建テテ Verchni Kamtchatskoj Ostrog ト名ク此ノ屯營ハ 1730 ニ至リ土人ノ反亂ニ依リ滅亡セリ
- (1) 1700 Atlassov 露都ニ至ル而シテ其ノ從者中ニ勘察加ニ難破セル一日本人アリキト云フ此ノ行 Atlassov 多數ノ高價ナル皮革ヲ携ヘ盛大ナル歡迎ヲ受ケ且ツ Yakutsk ノ Cossacks ノ長ニ任セラレ勘察加征伐ノ命ヲ承ケタリ Atlassov 1711 部下ノ反亂ニ死ス反亂者中 Anziphorov 及 Ivan Kosirevskoj ノ二人ハ Atlassov ノ遺業ヲ續キ勘察加ノ殘部ヲ千島列島ノ北端ニ島ト共ニ征伐セリ而シテ其ノ以南ノ諸島ニ關シテハ 1710 勘察加ニ難破シタル日本海客ノ告クル所ニ依リ露人ニ知ラル
- (2) 一方 1711 Okotsk ノ守備長 Sin Bojarski Peter Guturov ハ

延寶 4

5

6

7

8

天和元

2

3

甲子 貞享元

2

3

4

元祿元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

許シ西班
ト勿レト
三百年間)
重ンシ之
之ヲ知ル
38種ノ輸
フハ是ナ

口ニ入り

1676

7

8

9

80

1

2 八月八日韓ノ三使來ル將軍拜命ヲ祝スル爲也 (Tistingh's p. 21)

3

4 日本人北海探檢 (1)

5 二月日本ノ bark, Macao = 難破ス (2) 蘭 rich ship ヲ送ル (3)

6 カロライン群島發見

7 佛ノ布教師初テ支那ニ入ル時ニ Louis XIV ノ世也

8

9

90 Kempfer 日本ニ來ル (日本ニ關スル有名ノ著者)

1

2 ケンペル日本ヲ去ル

3

4

5

6 勘察加發見 (Krusen, introd.) (4)

7 Atlasoff, Yakutsk Fort ヲリ Anadirsk ニ航ス (Barracouta p. 112)

8

9 Atlasoff 勘察加河ニ至ル (Barracouta p. 121)

1700

(1) Kempfer = 曰ク Jesogasima ノ先方ニ在ルヲ Oku Jeso ト云ヒ長サ300日本里日本人先年奧エゾニ難船シ野人ニ逢フ中ニ紹ヲ着ル者アリ日本人ノ Pilot Kempferニ告テ曰ク Yeso ト日本トノ間ノ潮流ハ或ハ東シ或ハ西ス然ルニ Yeso ノ彼方ニ於テハ潮流常ニ北ニ向フ知ルヘシ海路北海ニ通スルモノ Daats(日本人ノ Tatoryノ稱) 附近ニアルヘキヲ近年他ノ官船日本ノ東岸ヨリ北海探檢ニ派セラレ Lat. 40° & 50° トニ於テ大陸ヲ發見シ且ツ良港ヲ得越冬シテ翌春歸ル其ノ齎ス所更ニ無シ唯海岸カ猶 NW.ニ擴カリ居タリト云フノミ此後日本復探檢ヲ試ミス

(Burney Vol. III, p. 405)

(2) 葡人ヲ助ケテ之ヲ種ニ日本ト貿易ノ恢復ヲ圖ラントセリ 1638 外教嚴禁後葡人翌年之ヲ企テテ成ラス 1640 更ニ之ヲ企テ七月六日長崎ニ至リ拒マレ且ツ其ノ船ヲ燒カル

			元祿14
			15
			16
			寶永元
			2
			3
			4
年西川如見ノ華夷通商考再刻成ル			5
年新井白石西洋紀聞ヲ著ハス	隱居 6-6-3	家宣	6
		中御門	7
			正徳元
年清使露國ニ至ル翌年亦至ル	元-2-13 直井大老 該伊		2
年新井白石ノ采覽異言刊行		家繼	3
年更改唐國通商信牌 清國ト密貿易ヲ禁ス	罷ム 4-2-23		4
年新井白石ノ西洋紀聞刊行			5
年宗學ヲ好ミ洋學再ヒ興ル		吉宗	享保元
年吉宗簾ヲ撤シテ蘭人ヲ見ル			2
年外國人ト密ニ賣買スルヲ禁ス			3
年西川如見ヲ召シ洋書ヲ講セシム			4
年宗教書以外ノ洋書輸入ヲ許ス (4)			5
			6
			7
			8
			9
			10

シドツチ我國禁ヲ犯シ屋久島ニ上陸シ江戸ニ送ラレ新井白石ノ取調ヲ受ク其儘監禁正徳五年ニ卒死ス

正徳二年八月薩摩國日置郡串木野ヨリ五里許リ隔テシ海濱ニ登船隠見セシカハ鹿兒島ヨリ警衛ノ備セントセシカト風雨強ク其事能ハス船モ此ノ紛レニイツチヘカ行キシ由ヲ松平薩摩守吉貴ヨリ注進アリ (徳川實記)

是ハ長崎ニテ貿易取締ハ釜敷ナリシ爲メ密貿易行ハレタルヲ設スルモノナリ

此ノ令ハ吉宗改革後モ襲用セラレ唐船ノ數ハ年ニ30隻トシ之ニ對スル銀ハ六千貫目ニ止マラシメ此ノ中銅三百萬斤ヲ代用セシム和蘭船ハ年ニ二隻トシ貿易額ハ銀四千貫目ニ止マラシメ其内銅百五十萬斤ヲ代用セシム

同時ニ幕府ヨリ特許牌ヲ與ヘ之ヲ有セサル船ノ來泊ヲ禁ス於是拔荷買ナルモノ大ニ生ス

1701

2

3

4

5

露使清 = 來リ通商ヲ請フ

6

7

1707 露國勘察加ヲ自國ノ領土ト宣言ス

8

寶永五年伊太利人シドツテ ^{Abbé Sidotti} _{Sicilian priest} 來ル (1)

9

10

漂民六人露國 = 永住シ一人呂宋ヨリ還ル

1

朝鮮來貢新井白石接待ス

2

正徳二年八月末串木野沖 = 蠻船隱見ス (2)

3

4

5

正徳五年外國貿易制限ノ令ヲ定ム (3)

6

7

8

三年函館 = 蝦夷奉行ヲ置ク

9

20

下田奉行ヲ廢シ浦賀奉行ヲ置ク

1

2

3

4

5

康熙61年
雍正元年

(1)

(4) 八代將軍吉宗曆ノ缺陷ヨリ西洋研究ヲ思立チ享保五年 = 宗教書以外ノ洋書輸入ヲ許シ近江人中根玄圭 = 曆數方面ヲ又武藏人青木昆陽 = 經濟方面ヲ講習セシム又奥醫師野呂元丈ヲ幕府ノ蘭學員トナス青木ハ和蘭文學略考和蘭語譯ヲ野呂ハ和蘭本草和解ヲ著ハス

(2)

(1)

(2)

(3)

元祿14

15

16

寶永元

2

3

4

5

6

7

正徳元

2

3

4

5

享保元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

ク其儘監

シカハ鹿

ツチヘカ

(川實記)

ナリ

ハ六千貫

額ハ銀四

ルモノ大

1701

2

3

4

5 1705 露都 = 日本語學習所ヲ設ク (續南蠻廣記)

6

7

8

9

10

1

2 1712 康熙 51 年長白山上 = 定界碑ヲ立ツ (1)

3 Kosierswski 國後島 = 至ル (Murdock)

4

5

6 露船初テオコツクヨリ勘察加 = 渡ル伯德ノ命也 (Krusen, introd.)

7

8

9

20

1

2

3

4

5 伯德大帝崩ス (2)

(1) 定界碑ノ文ニ曰ク

西爲鴨綠東爲土門故於分水嶺上

勒石爲記

(2) 伯德帝生前ノ計畫及命ニ依リ Belring ノ勘察加遠征帝ノ死後ニ行ハル

米大陸ト亞細亞トノ距離ノ問題ハ伯德帝 1717 ニ和蘭ニ在リシトキノ問題ナリキ

(Krusenstern's introduction)

伯德帝千島ヲ探檢セシム

		享保11
		12
		13
		14
		15
		16
		17
小笠原貞任ヲ小笠原島ニ遣ハス (1)		18
		19
	櫻町	20
	元文	元
		2
		3
元文四年青木文藏蘭學員ト爲ル		4
		5
	寛保	元
		2
		3
	甲子延享	元
		2
元年青木昆陽長崎ニ遊學ス 二年四月伊能忠敬生ル (3)	家重	3
		4
	桃園	寛延元
		2
		3

(1) 伊豆ノ南海中ニ無人島ヲ發見ス吉宗ノ時處士小笠原貞任官ニ請ヒ往テ檢ス因テ小笠原島ト謂フ
 (上記ハ國史眼ノ所載也同書ノ名ニ依リ記載ス)
 享保中此島見分ノ者被遣候趣承及貞頼末孫小笠原宮内ヨリ渡海相願由緒分明ニ付キ願ノ通被差許 (勝安房海軍歴史)

(2) 長崎ノ譯官西善三郎吉雄幸左衛門等ヲ首トス而シテ後ニ前野良澤杉田玄白等出テテ刻苦勉勵三年八月解體新書成ル

(3) 伊能忠敬年50ニシテ江戸ニ出テ高橋東岡ニ學ヒ天才ヲ發揮シ推歩測量ノ第一人者トナリ齡56私費ヲ以テ全國ヲ測量センコトヲ官ニ請ヒ寛政12年間四月先ツ蝦夷ヨリ始メ一年ニシテ千島ノ國後マテヲ終リ翌享和元年三月伊豆半島以東ノ太平洋沿

1726

7

1727 露清恰克圖條約

8]

9]

1729 七月薩摩ノ船アバチャ灣ノ南方ニ於テ勘察加海岸ニ難破ス (4)
(Nordenskiold Vol. II, p. 181)

30

1

2

3

享保18年杉田玄白生ル

4

5

雍正13年

乾隆

6]

7]

8]

9

元文四年露船安房ニ來ル

40

1]

2]

3]

4]

延享元年

(神田ニ天文臺ヲ築ク
佐井ノ竹内徳兵衛露領ニ難破ス (北島誌)
長崎譯官ニ洋書ヲ讀ムヲ許ス (洋學一切ヲ禁シテヨリ
108年) (2))

5

6

7

8

9

50

(1) C

岸ヲ同二年出羽ヨリ越後ニ至ル日本海沿岸ヲ同三年伊豆以西尾張マテト及三越加賀能登佐渡ヲ測量シ文化元年ニ日本東半部ノ地圖ヲ製ス時ニ年60歳ナリ幕府之ヲ賞シ更ニ命シテ西部日本ヲ測量セシム

文化14年全国沿海圖成ル寛政12年ヨリ18年ヲ經齡73歳ナリ文政4-4-13病ヲ以テ死ス行年77明治16年正四位ヲ贈ラル

(2)

(4) Nordenskiöld Vol. II, p. 181

1729 七月十七人ヲ載セ湖、米、紙ヲ積ミタル日本船アバチャ灣ノ南方勘察加ニ難破ス此ノ附近若干ノ土人トヨサツクノ一團アリ其ノ長ヲ Andreas Schtinnikov ト云フ初ハ日本人ノ進物ヲ受ケ好意ヲ示セシモ後遭難地ヲ撤退シ而シテ日本人カ傳馬船ニテ海岸ニ沿ヒ漕行スルヲ見ルヤ Schtinnikov ハ baydar (露ノ小舟) ヲ以テ之ヲ追跡シ遂ニ二人ヲ剩シテ悉ク日本人ヲ殺戮セリ其ノ目的ハ難破船ノ貨物ヲ掠奪シ船ヲ毀テ其ノ釘ヲ得ントスルニ在リキ Schtinnikov ハ此ノ犯罪ニ依リ法ニ問ハレ死刑ニ處セラル生存日本人二人ハ勘察加堡ニ連レ行カレ後露都ニ送ラレ語學ノ教師ト爲リ 1736—1739 間ニ死セリ二人共ニ薩摩人ニシテ年長ナルヲ Sasa ト呼ヒ商人ニシテ他ヲ Gonsa ト呼ヒ按針ノ子ナリト云フ船ハ大阪ニ仕向ケラレタルモノニシテ難風ニ逢ヒ漂流六ヶ月悲慘ノ最後ヲ遂ケタルモノナリ

享保11

- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20

元文元

- 2
- 3
- 4
- 5

寛保元

- 2
- 3

延享元

- 2
- 3
- 4

寛延元

- 2
- 3

小テ因

明ニ付
軍歴史)
自等出テ

自一人者
ノ蝦夷ヨ
太平洋沿

1726

- (3) Murdock = 曰ク此種文典ノ出版セラレタルモノ第四回日ナリ
 第一回 1593 天草版
 第二回 1604 長崎版
 第三回 1632 羅馬版 (Murdock Vol. III, p. 304)

9

30

- (4) Spanberg and Walton (Burney's Chronologic History of NE Voyage 1819 = 依ル)

1738 North Kuril ヲ探検ス

1739 5-23 勘察加出發船名 St. Michael of Archangel

First Kuril = テ三船ト會ス

double shallop 船 船長 Lieut. William Walton

old Vessel "Gabriel" 船長 Midshipman Schelting

small yacht 船長 某

6-1 北千島發 SE = 進ム 47° N. = 至ルモ見ル所ナシ 依テ SW = 變針千島南方ノ島ヲ見ル

6-14 荒天中 = Walton ト相失ス發砲搜索二日遂 = 逢ハス Schelting Spanberg 相伴フ

6-18 38°-14' N. = 碇泊シ多クノ和船ヲ見ル

6-22 38°-25' N. = 碇泊日本船ヲ見交易ヲ行ヒ日本人 = 海圖及地球儀ヲ贈ル

7-3 43°-50' N. = テ一太島 = 泊シ水ヲ取ル住人ト會シ松前ノ事ヲ聞ク

8-13 勘察加ノ Bolshaiarika or Great River = 歸泊ス

— WALTON —

6-16 38°-17' N. = 碇泊ス此ノ地千島ノ最北島ノ西 11°-45' ヲ得タリ

6-17 南方 = 進ミ和船三十九隻ヲ見之ト交易ス

6-19 Kasimerow ナル者ヲ陸 = 送り水ヲ取ル此ノ町千五百戸ヲ有ス

七月末勘察加 = 歸ル

9

此ノ頃マテ露國ノ海圖ハ日本ト勘察加トヲ同子午線 = 置キシヲ以テ Spanberg 等ノ 1739 = 見タル陸ハ Corea = 非サルヤヲ疑ヘリ Spanberg 露京 = 上ル途中官命 = 接シ此ノ疑ヲ解クヘク再行ヲ命セラレ Spanberg ハ直 = オコツク = 引返ヘセシモ季節晩クシテ其ノ年ハ探檢 = 出ツルヲ止メ 1741 新船ヲ購シテ探檢ヲ試ミタルモ此ノ船漏水多ク且ツ種々ノ故障ノ爲メ中止セリ

50

(1)

- (5) 日本ト勘察加トハ同子午線 = 在ルヤ否ヤ 1738 = 見タルハ朝鮮テハ無キヤノ問題ヲ決スル爲メ也 Spanberg ハ途中ヨリ引返ヘシ Schelting 成效ス且ツ Amur 河口 = 到ル

(2)

享保11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

元文元

2

3

4

5

寛保元

2

3

延享元

2

3

4

寛延元

2

3

小テ因

明 = 付
軍歴史)
等出テ

一人者
蝦夷ヨ
太平洋沿

1726

7

8 Behring ノ北氷洋探検 67°-18' N. = 至ル (1)

9 Behring ノ亞米利加探検遂 = 米陸 = 達スル能ハス

30

1

2

3

4

5

6 Murdock = 曰ク日本ノ記録 = 1736 丁抹人南部ノ海岸 = 至ル (2)

7 1738 Mexico = 於テ日本語ノ文典出版サル (Murdock) (3)

8 1738 { Spanberg (千島及日) 共 = 48°-49° = テ日本 = 觸ル Spanberg (4)
Schelting (本探検) 地圖ヲ發表ス
Walton

9

40

1 1741 } Spanberg (日本) アリウシヤン發見 (Behring 等米陸 = 達ス) (5)
及 } Schelting (探検)

2 1742

3 1743 } Lieut. Chmiteffskoy オコツクト勦察加トノ間ヲ測量ス

4 1744 } 1744 Anson ノ世界周航

5

6

7

8

9

50

(1) Cape Serdze Camen ヲ亞細亞ノ極北トナス

此ノ行 Tschirikoff 及 Spanberg 共ニ Lieut. トシテ Behring ノ部下タリ

Spanberg ヲ Spagenberg トセル書アリ

白令ノ到リタル 67°-18' N. ハ白令海峡ヲ超エテ北氷洋ニ入りタルモノニシテ海峡ノ名ハ長ヘニ彼ノ偉業ヲ記念ス而シテ之ニ先ツコト八十年前ニ Dejineff アルコトハ 1648 ノ所ニ記サルル通りニシテ而カモ此ノ事久シク世ニ忘レラレシカ 1736 Yakutsk = 於テ偶然其ノ記録發見セラレ亞細亞ノ東端 East Cape ヲ Dejineff 角ノ名ニ依テ世ニ傳フ

(Voyages into the Arctic Regions by John Barrow 1818)

(2) トアルハ實ハ露船ニシテ丁人 Spanberg ノ指揮セルモノ也

元-6-20吉宗薨ス

四年山脇東洋京都ニ死體ヲ解剖ス (日本外交小史)

之ヲ露警第一報トス ハンペンゴロノ警告ニ先ツコト十二年

元年蘭人ノ江戸參府ヲ隔年トス (高野長英傳)
二年後藤梨春ノ紅毛談成ル (2)

八年三月四日蘭學醫者立會解剖ヲ行フ (4)

安永三年八月解體新書成ル (5)
林子平初テ長崎ニ遊フ

寶曆元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

明和元

2

3

4

5

6

7

8

安永元

2

3

4

家治

後櫻町

後桃園

田沼意次
准老中

田沼意次
老中

元-正-15

(日本對外小史)

- (1) 北島志卷一第七丁以下 (册尾附録ニ詳出ス)
- (2) 絶版ヲ命セラル關語ヲ挿メルニ因ル
- (3) Travel of Count De Benyowsky
ハンペンゴロ露國ノ野心ヲ説キ北邊ノ警ヲ忠告ス
- (4) 前野良澤杉田玄白中川潤庵ノ三人幕命ニ依ル
- (5) 蘭化先生事前野良澤江戸人桂川甫周若狭ノ人杉田玄白共同
國史眼ニ曰ク元文寶曆ノ間丹波ノ人山脇尙徳 (東洋) 官ニ請ウテ刑人ノ死體ヲ解剖シ臍志一篇ヲ著ハス又越前ノ人半井伯玄臍覽ヲ著ハシ長崎ノ人吉見南岡五臍明辨ヲ著ハシ解體ノ術初テ明也
又彦根ノ人賀川玄悦産論ヲ著ハス

1751

2

3

三年我船西比利亞ニ漂着ス 奥州人露國ニ漂流ス
四年露國政府死刑ヲ廢シ囚徒ヲ西比利ニ移ス

5

6

7

1757 六月印度軍英軍ニ破ラレ屈從ス

8

9

寶曆九年松前藩士湊覺之進厚岸滯在中七月十八日擲提乙名
カツコロヨリ露人ノ千島侵略ヲ聞ク (北海道史)

60

1

2

3

4

I

1764 イルクーツクニ日本航海學校ヲ建ツ (續南蠻廣記)
二年露人ラツシヨワ, シモシリ二島ニ來ル (1)

5

6

7

C

8

1'

C

五年日本語學校ヲイルクーツクニ建ツ

9

六年若年寄松平攝津守航洋船ヲ造ルヲ急務トスル意見ヲ抱ク (6)

70

1

明和八年露船阿波ニ漂着ス (3)

2

鼎

3

C

4

安永三年平澤元愷長崎ニテ露國南下ノ計ヲ聞ク (續南蠻廣記)

5

T

(1)

"I

II

(6) 將ニ當局ニ獻策セントシテ死ニ依テ事已ムト Titsingh 記ス

1783 長崎奉行丹後守 Titsingh ニバタバヤヨリ造船工ヲ齎サン

(2)

Tl

ニ

ア

十

名

ノ

驗

be

コトヲ謗ル田沼ノ没落等ヨリ事遂ニ行ハレス

(Murdock Vol. III, p. 505)

寶曆元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

明和元

2

3

4

5

6

7

8

安永元

2

3

4

〔外小史〕

元證ヲ解
岡五藏明

1760—1770年代ニハ露國學士院會員博物學教授普國人 Pallas カ學
 者ノ一群ヲ率キテ西比利ノ大探檢ニ從事シ 1772 ニハイルクーツ
 府カラアムール河ノ上流地方マテ其ノ踏査ヲ進メタ其頃イルクーツ
 ク府ニハドームカ所謂日本併吞ノ前兆タル日本航海學校カ開カレテ
 居テ其處ニハ 1744 ノ奥州南部ノ漂民カ又ハ其ノ遺徒カ語學ヲ教ヘ
 テ居タ様テアル (續南蠻廣記)

1751

2

3

4

5

6 英佛印度 = 戦フ

7

8

9

60

1

2

3

4 Lieut. Synd, R. N. カセリン二世ノ命ニ依リオコツクヲ發シ米亞間ヲ探檢ノ爲メニ出發シ 1768 歸ル (Krusen, introd.)

5 徳川將軍ペルシャ馬ヲ得ンコトヲ蘭使ニ諮ル後年之ヲ實行ス (Murdock)

6

7 Capt. Krenitzin Lieut. Lowascheff アリウシヤン探檢 (Krusen, introd) 1769 歸ル

8 Captain Cook's 1st Voyage

9

70

1

2 蘭船 "Burg" 薩摩ニ漂着ス乗員ナシ長崎ニ引込ム (Thunberg Vol. III, p. 10 & 16) (1)

3 Cook's Second Voyage

4

5 Thunberg 日本ニ來ル (2)

(1) "Burg" 事件アリシヨリ日本蘭人ノ脱税ヲ取締ル當時蘭船取扱振 Thunberg Vol. III, p. 20 = 在リ

(2) Thunberg ノ日本ニ關スル著書ハ Kempfer ト並ヒ稱セラル但シ當時歐人ノ日本ニ來ルモノ商家若クハ船乗りノ類ニシテ Thunberg ノ如キ學識アルモノ稀ニテアリキ Thunberg ハ醫者ノ資格ニテ蘭船 "Slavenise" 乗組トナリ 1775 六月二十日 Batavia ヲ發シ日本ニ向フ此ノ船ハ Dutch East India Co. ニ屬シ船長ノ名ヲ Capt. Van Ess ト云ヘリ臺灣近海ニテ數度荒天ニ逢フ總テノ日本ヘノ航海ノ困難ナルコト當時蘭人ハ日本派遣ノ船ハ五隻中一隻ヲ失フモノト定メ多年ノ實驗上正當ト認メキト云フ Thunberg Vol. III, p. 9 = 蘭日航海難船表アリ Thunberg 八月十三日長崎ニ著ス

		老中田沼意次	安永 5
			6
安永7-5-29文學者平澤元愷松前ニ至ル著書數種アリ (續南蠻廣記)			7
			8
			9
		光格	天明元
			2
三年大槻玄澤ノ蘭學楷梯成ル			3
	4-3-24	老中田沼 殿中ニ刺サル	4
五年林子平ノ三國通覽出版サル 萬國圖說 紅毛雜話成ル	4-11-28	大老 井伊直孝	5
六年大石逸平唐太ヲ見分ス	7-6-19	家齊	6
七年林子平ノ海國兵談出版サル	7-9-11	松平越中守定信	7
八年司馬江漢長崎ニ至ル			8
元年異學ノ禁ヲ令ス			寛政元
			2
寛政3-9-1寛永打拂令ヲ修正ス翌四年又之ヲ追補ス			3
林子平蟄居ヲ申付ケラル (四年) (松陰 p.79)			4
五年桂川周甫ヲシテ露使ニ就キ政治風俗ヲ調ヘシム	5-7-23		5
			6
			7
八年八月改曆準備ヲ吉田秀長山路徳風高橋至時ニ命ス			8
寛政9-12寛政3年ノ外船取扱ノ令ヲ修補ス (5)			9
十年近藤守重擗捉ニ標柱ヲ建ツ (7) 十年寛政曆ヲ行フ			10
十一年官船數十隻ヲ造リ江戸ヨリ根室ニ至ラシム (北島志)			11
十二年高田屋嘉平1,500石積ノ辰悦丸ニテ擗捉ニ違ス			12

(1) 勘定奉行松平秀持ニ命シ山口鐵五郎、青島俊藏、皆川道秀、菴原宣方等ヲシテ擗捉得撫ヨリ樺太ノ南部ヲ探檢セシム下役大石逸平ノ調査詳細ヲ極ム同年山口鐵五郎蝦夷ニ出張シ露人カ擗捉其ノ他ノ地ニ永住セルヲ報告ス幕府之ヲ拾置ク (尙册尾北島志抜萃ヲ見ヨ)

(2) 使者ノ名アダム・ラックスマン船名カタリナ書ヲ松前侯ニ送リ通商ヲ乞フ漂民三名磯吉小市幸太夫ト同行歸朝新藏、庄藏病ノ爲メ露ニ殘ル露曆9-13オコツク發10-17 (日本9-5) 十二年目ニテ根室ニ來ル小市根室ニテ病死幸太夫磯吉 1793 吹上ニ召出サレ漂民御覽ノ記トナル松平越中、加納遠江、平岡美濃之ニ陪ス 1793 / 六月 21-27 日松前濱屋敷ニテ幕府ノ石川將監忠房、村上大學義禮露人ト談列ス詳細桂川周甫ノ北槎聞略ニアリ

1776

7

8

安永七年露人迷的理東蝦夷機答布ニ來リ通商ヲ乞フ (北島志)

9

80

1

田島ノ Feith 新來ノ Titsingh 連名ニテ露國ノ日本ニ對スル陰謀ヲ告ク

2

天明二年邦人露領ニ漂着ス (伊勢幸太夫磯吉等也)

3

4

天明四年迷的理又得撫ニ來ル (北島志)

5

露人イジョーヲ擲捉ヨリ追放ス。 日本千島樺太探檢 (1)

6

六年最上徳内和田平大夫千島探檢得撫ニ至ル 蝦夷志ヲ作ル

7

8

9

元年露人北蝦夷ニ來ル

90

銅ノ濫出ヲ防ク爲メ支那船ヲ十蘭船ヲ一ニ減ス (松陰 P. 79)

1

三年最上徳内再ヒ擲捉ニ至ル

2

四年 { 村上島之丞最上徳内ヲシテ樺太ヲ探檢セシム 露船勢州白子ノ漂民三名ヲ送リテ根室ニ來ル (1792我9-5露10-17) (2)

3

{ 寛政5-6-27附ニテ露船ニ信牌及諭告書ヲ與ヘテ去ラシム (3)

4

{ 仙臺ノ舟子津太夫儀平左平太十郎等寛政五年冬石巻ヲ發シ江戸ニ向ヒ暴風ニ逢ヒ 1794 六月アリウシヤン群島ニ漂着ス (環海異聞)

5

60人乗リノ露船勘察加ヨリ來リ得撫ニ上陸ス後次第ニ去リ 1798 ニハ17人ヲ殘スノミ (幕末史 P. 69)

乾隆60年
嘉慶

6

八年八月英艦蝦夷ノ阿部田ニ來ル (北島志) (4)

7

九年十一月異船數隻對州沖ニ來リ大砲ヲ放チ去ル

8

十年松平信明ヲシテ蝦夷ノ警備ヲ總轄セシム (6)

9

十一年正月松前章廣ニ命シ東蝦夷ヲ取り上ケ幕府直轄トス (8)

1800

十二年伊能忠敬先ツ蝦夷ヲ實測ス (10)

(2)

(3) 諭告書ニ曰ク……此度送り來ル所ノ書翰一ツハ横文字ニテ我國ノ人ノ知ラサル所ナリ一ツハ我國ノ假名ニ似タリト雖モ其ノ語通シ難キ所多シ文字モ間々分リ難キニ由リテ失意ヲ生センモ亦憚ルヘキヲ以テ委シク答ニ及ヒ難シ仍テ皆返ヘシ與フ此旨能々心得ヘキモノ也

(3)

(4)

信牌ニ曰ク……オロシヤ國ノ船一艘長崎ニ至ル爲メ驗ノ事爾等諭ス旨ヲ承諾シテ長崎ニ至ラントス抑モ切支丹ノ教ハ我國ノ大禁ナリ其ノ像及器物ヲ持參スルコト莫レ必ス害セラルルコトアラン此ノ旨ヲ能ク遵格シテ被地ニ到ラハ猶研究シテ上陸ヲ許スヘキナリ夫カ爲メ此ノ一紙ヲ與フコト爾リ

(5)

(6)

政府ノ指揮ヲ奉シテ石川將監村上大學此度其等ニ給フ者ナリ
寛政五年六月二十七日

- (4) 最上徳内ノ蝦夷草紙ニ曰ク
8年異大船エトモニ來ル
9-7-19異國船エトモニ再來ス九月八日異國船松前沖ヲ通過ス
北島志ニ曰ク……寛政八年秋八月虜艦一隻蝦夷ノ阿部田ニ至ル
山ニ登ルモノ三十人布袋ヲ張り屋トナシ留ルコト九日斧斤ヲ以
テ大木ヲ斬伐ス松前高橋寛光加藤肩吾ヲ遣ハシ往テ見ル虜言フ
是ハ暗厄俚巫國人貌刺東(ブラットン)ブラシルヨリカリホル
ニヤヲ經テ廣東ニ赴カント欲シ颶風ニ遭ヒ此ニ至ル薪水ヲ賜ハ
ランコトヲ請フ明年秋貌刺東船復給頼ニ至リ薪水ヲ請フ松前其
ノ重ネテ來ル莫レト諭シ之ヲ却ケ還ヘス
- (5) 此ノ修補ニ依リ一層穩便ナラシム之ヲ寛政令ト云フ(册尾附録
中異船打拂令ノ消長參照)
- (6) 松平伊豆, 石川將監忠房ヲ總督官トナシ渡邊久藏胤, 大河内善
兵衛政壽, 三橋藤左衛門成方ノ三人ヲシテ蝦夷地ヲ探檢セシム
別ニ村上三郎右衛門遠山金四郎ヲシテ松平信濃守(鍋島重茂)
ト俱ニ蝦夷地ヲ巡按セシム
又夷人懐柔ノ方針ヲ取り對露防備トシテ南部津輕兩氏ヲシテ各
兵五百ヲ出シ便宜ノ地ニ陣屋ヲ設ケ警衛セシム
- (7) 近藤重藏最上徳内ト共ニ松前ヲ發シ厚岸ニ至リ國後擇捉ノ二島
ヲ巡リ擇捉ニテ露人ノ國境ヲ表スル標柱ヲ拔キ更ニ大日本惠土
呂布ノ標柱ヲ建ツ又厚岸ニ神明祠ヲ建ツ
- (8) 寛政十年北地巡檢ノ諸士冬ニ至リ歸府復命ス幕議松平忠明ヲ以
テ蝦夷地ヲ警衛スルコトヲ管セシメ次テ忠房政壽成方及羽太正
養ニ又同ク警衛ノ命ヲ授ク關老戸田氏教參政立花種周ヲシテ其
ノ事ヲ總司セシメ東蝦夷地南ハ浦河ヨリ北志禮杜胡及諸島嶼ヲ
收メ七年ヲ限リ幕府ノ措置ニ從ハシム (北島志)
- (9) 寛政十一年三月幕府官船數十隻ヲ造リ富山保高, 高橋一貫等政
徳丸ニ駕シ江戸ヲ發シ蝦夷ノ根語ニ赴ク時ニ堀田仁助曆學ニ長
スルヲ以テ從ヒ行キ天度海路ヲ測リ圖ヲ作り之ヲ進ム堀田仁助
ハ石見津和野ノ藩士ナリ
- (10) 一年ニシテ蝦夷本島及國後マテヲ終ル
續南蠻廣記 p. 229 ニ曰ク
此頃獨逸ノ學者ドーム(Dohm)ハケンベルノ日本志ヲ刊行(獨
文)シテ其ノ下卷(1779 安永8年刊)ニ於テ原著者ノ名篇タル
鎖國論ヲ評論シ日本鎖國ノ利害ヲ略説シテ最後ニ開國論ヲ唱道
シタ文化上並ニ經濟上ノ根據カラテアルカ末ニ至テ大膽ニモ露
國ハ須ク日本ヲ併合スヘシトノ主張ヲ掲テ居ル

安永 5
6
7
8
9
天明 元
2
3
4
5
6
7
8
寛政 元
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
シテ擇
口鐵五
(尙册
漂民三
ツク發
793 吹
露人ト

1776

7

8

9

80

1

2

3

4

5

6

7

8

9

90

1

2

3

4

5

6

7

8

9

1800

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

Eliza ハ其後 1798, 1799, 1800, 1801, 1802, 及 1803 = 引續キ
 日本ニ來レリ而シテ 1806 = 至リ蘭旗ヲ掲ケタル一隻ノ米船ト
 一隻ノブレメン船來リ 1807 = ハーノ米船ト一ノ丁抹船 1809
 = ハ他ノ一米船來リ此後 1817 マテ和蘭トノ貿易全ク杜絶セリ
 1801 = ハ日本ハ蘭人ニ對シ若シ蘭人カ其自力ヲ以テ貿易ヲ行フ
 能ハスンハ宜シク出島ヲ引拂フヘシト脅威スルニ至レリ蓋シ日
 本ノ此ノ言ヲ爲セル所以ノモノハ其ノ要スル西洋品ヘ支那ヲ介
 シテ支那船ノ輸入ヲ待チテ足ルモノアルヲ知リタレハナリ實ニ
 英ノ東印度會社ハ廣東ニ工場ヲ有シ手廣ク支那ト貿易シ居リ其
 ノ手ハ漸ク日本ニ擴ケラレントシ 1791 ノ Argonaut 1796 ノ
 Capt. Broughton トナレリ 1800 = 至リ Stewart ハ遂ニ米ノ
 brig 船ニ米貨ヲ積ミテ長崎ニ來リ貿易ヲ請フ所アリキ
 此ノ後蘭人ノ爲ス所他意ナキ事諒解サレ出島ノ蘭貿易舊態ヲ續
 クルコトヲ得ルニ至レリ (Murdock)

(10) 和蘭東印度商會存續198年此間配當積算 3,600 $\frac{1}{2}$ %ニシテ一年平
 均18%也 1782 以來無配當ヲ續ケ今遂ニ解散ス

(Murdock Vol. III, p. 508)

- (1) 3-4長崎發,3-12赤間關ニテ乗船瀬戸内航海二十六日ニテ兵庫着,
4-25江戸ニ着,5-18將軍ニ謁見,5-25江戸發,6-30出島着
Thunderg 江戸逗留中來訪者下ノ如シ
天文家 Sakaki Bonsin 學者 Subukawa Sulo
醫者 Okada Jeosin 七十歳 Kurisugi Dofa 年少
Amano Reosjun Fokusmoto Dosin
Katsuragawa Fosju Nakagawa Sunnan
此等學者ノ所持ノ洋書ハ
本草 Jonston's Histria Naturalis Dodon's Herbal
醫書 Woyt's Treasury
外科書 Heister (蘭譯)
Thunberg カ日本人ニ賣リタル本ハ
Muntingius's Phytographia
1772 四月江戸大火會マ蘭人アリ其ノ旅館モ亦火クトノ記事アリ
Thunberg ノ紀行ハ Thunberg's Travels in Europe, Africa
and Asia in 1770-76 in 2 Vols. 1795 也

1789 French Revolution

- 1792 英人 Manila ヲ攻メ一時之ヲ占領ス
1794 佛兵Amsterdamヲ占領シ米ヲ渡リテ Texel ノ蘭艦隊ヲ捕獲ス
蘭海軍落潮

此年露女帝カタリナ崩ス

- 1797 米船 Eliza 長崎ニ入ル (9)

- (7) プロートンハ日本探檢ノ命ノ下ニ特ニ英海軍ノ派遣シタル所也
洋人ノ津輕海峡航過ハ彼ヲ初トス 1804 版本一册アリ
(8)
(9) 米船 "Eliza" ノ長崎ニ入リタル 1797 ハ米國ノ獨立後14年ヲ經
タル時ニ在リ而シテベルリノ浦賀ニ來レル嘉永六年ニ先ツコト
56年ナリ Eliza ノ船長 Capt. Stewart ハ英人ナリキ而シテ彼ハ
米人ト稱シテ押通シキ Stewart ノ志ハベルリト齊シカリシカ曰
ク否 Eliza ハ蘭人ニ charter セラレタルナリ
長崎ノ官憲ハ Eliza ノ性質ヲ解スルニ苦シミキ而シテ聞キ慣レ
サル英語ニ手古摺リキ然レトモ真相ハ辛ウシテ解セラレタリ

安永 5

6

7

8

9

天明元

2

3

4

5

6

7

8

寛政元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

シテ擇
口鐵五
(尙册)

漂民三
ツク發
793 吹

露人ト

- 1776 蘭使 Mr. Feith 入京 Thunberg 同伴 (1) 米國獨立宣言
 7 露ノ Potonchew 日本北方ノ海ヲ測量ス (Murdock)
 8 露人根室ニ來リ互市ヲ乞フ拒マル (Murdock)
 9 Capt. Cook ノ船 (Capt. King, Cook) ノ事業繼承 日本東岸ヲ航ス (Cook's third Voyage Vol. III) (2)
 80 } 昨 1779 八月 Titsingh 長崎出島ニ來着ス
 1 此ノ四年間蘭英戦争アリ蘭ノ海外貿易銷沈ス
 2
 3
 4 Titsingh 日本ヲ去ル
 5 Billing (英人) ノ探檢(露命)始マル1796 終ル (Krusen, introd.) (3)
 6
 7 La Perouse 日本海ニ入り宗谷海峡ヲ出ツ (4)
 8
 9 銅ノ輸出ヲ制限シ蘭船入港年二隻ヲ一ニ減シ江戸出府ヲ四年ニ一回トス (Murdock)
 90
 1 北米西岸ヨリ英人毛皮ヲ日本ニ輸入セントシテ成功セス (Barracouta p. 38) (5)
 2 Kodai (幸太夫) オコツクヲ發シ露船ニテ日本ニ送ラル (6)
 3
 4
 5
 6 Capt. Broughton 九月十七日日本ヲ見ル (7) 日本ノ大船千島ニ難破ス (8)
 7 H. M. S. "Providence" 富古八重干瀬ニ難破ス Broughton 日本再探
 8 和蘭東印度商會解散ス (10)
 9 米露商會成ル
 1800
 (2) Cook ノ船助齋加ノベトロバウロブスクヨリ南下シ陸中富古ノ沖ニテ日本ヲ見海岸ニ沿ヒ南シ房總ノ鼻ヲ精測シテ南洋ニ去ル此ノ測量ノ結果ハ爾來航海者ヲ益スルコト大ナリ紀行 1784 初版 (官刊) 三卷一圖帙アリ
 (3) Commodore Joseph Billing 1802 英文ロンドン出版著者 Sauer 探檢記アリ
 (4) ラベロースハ洋人ノ日本海ニ入りタル初也其ノ宗谷海峡航過ハ蝦夷島ノ果シテ島ナルコトヲ確證セルモノナリ英譯本數種アリ二冊又ハ三冊ニ綴チラル茲ニ參照シタルハ 1798 版 London John Stockdale 二冊本也
 (5) Samarang Vol. II, p. 47 = 依レハ此ノ船名 "Argonaut" 船長 Capt. Colnet
 (6) 神昌丸幸太夫 (大黒屋光太夫トモ云フ), 露船長 Lieut. Adam Laxmann, 松前ノ Atkis = 著ス西比利總督ヨリ江戸ノ日本王ニ贈ルノ書 Laxmann = 託サル (Rangsdorff Vol. I, p. 304)

元年六月富山保高得撫=至リ天長地久大日本屬島ノ標柱ヲ建ツ (1)
二年二月戸川安論羽太正養ヲ蝦夷奉行ト爲シ政廳ヲ函館ニ置キ東
蝦夷ヲ管セシム西蝦夷松前侯ノ管スルコト故ノ如シ

14人ヨリ成ル露ノ隊商探提=來リ戌兵=捕ヘラル (幕末史)

三年露人樺太ヲ掠ム (5) 3-1-26露船打拂ヲ令ス之ヲ文化令ト云フ

松前奉行ヲ置キ奉行ノ治所ヲ函館ヨリ移ス (7)

英船長崎ヲ關シ奉行松平圖書頭康英自殺シテ罪ヲ謝ス (海軍歴史)

七年三月曆局ノ新訂萬國全圖成ル

八年淺草天文臺ノ一部=反譯局ヲ設置ス 前野良澤之カ長タリ

文化十一年伊東玄朴西洋醫術ヲ以テ江戸ニ開業ス

英船浦賀ニ來ル (松陰 p. 101)

此年捕鯨船ノ相模洋鹿島洋邊ニ出沒スルモノ多シ (幕末史)

伊能忠敬ノ實測圖成ル

文政五年コレヲ病初テ日本ニ流行ス

七年(七月英船薩摩ノ寶島ヲ掠ム
五月英人常陸大津濱ニ上陸スルモノ十二人) (松陰 p. 101)
八年(二月外國船打拂ヲ令ス
天文方高橋作左ノ獻策)

(1) 富山元十郎深山宇平太等得撫=至リ露酋滑失力(ケレトブセ)在住スルヲ見之ト
會見ノ結果夷人ヲシテ露人ト交易スルコトヲ禁ス此ノ策效ヲ奏シ露人得撫ヲ去ル
(幕末史及北島志)

(2) 二人道ヲ分チテ北進シ中村ハナイブツ=至リ西岸ヲ行ケル高橋ハシヤウヤ崎ニ達
ス(北島志卷二ノ三頁以下ニ詳也)

(3) クルーセンステルンノ紀行邦譯アリ
環海異聞十五卷仙臺ノ大槻磐水ノ著也
翌文化二年幕府遠山金四郎ヲ派シ長崎奉行ト共ニ應接セシメ要領ヲ得セシメス露
艦文化三年春去ル

(4) 北邊實話, 北陸漫錄岩井氏ノ著

享和元

2

3

甲子文化元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

仁孝

14

文政元

2

3

4

5

6

7

8

元年中村小一郎高橋治太夫樺太ヲ探檢ス (2)

1801

2

薩摩侯外國ト貿易スル年アリ三四ヶ國ノ語ニ通スル譯官アリ

3

元年ナデシダ伊王島藩露使レサノフヲ載セ來ル日本 9-5
露 10-9 (3)

4

二年七月遠山景晋村垣定行西蝦夷地探檢

5

三年若林友行仙臺之人擇捉ヲ守リ留ルコト一年 (4)

6

四年四月八日賊船國後ノ西北ヲソネトフ及フルカマツトヲ窺フ (6)

7

五年間宮林藏松田傳十郎樺太探檢 (8)

8

9

10

文化八年露船リイシリニ來リ南部ノゴローニン此ノ内ニ在リ松前
戌兵其ノ八人ヲ擒ニスニ幽囚二年ノ後放還ス (9)

1

同九年露人高田屋嘉兵衛ヲ擒ニシテ去ル

2

同十年露人嘉兵衛ヲ送還シ八人ト換ヘントス許之

3

同十一年擇捉以南ヲ日領トシ中間ニ得撫ヲ置キ以北ヲ露領トスル
約束案幕議ニ一決ス

4

同十二年海邊測量圖成

5

6

7

8

9

嘉慶25年

20

文政四年老中水野出羽守ノ專斷ニテ蝦夷地ヲ舉テ
松前章廣ニ興フ南部津輕兵ノ北戌ヲ止ム

道光

1

五年英船浦賀ニ入ル (高野長英傳)

2

六年シーボルト長崎ニ來ル1823-8-11
文政6-7-6 (10)

3

七年英ノ新賀坡占領

4

八年二月異船打拂令ヲ發ス文政攘斥令是ナリ

5

(5) 文化三年九月賊船一隻樺太ノフケ泊ニ來リ窺ヒ陸上ヲ掠ム翌日
楠古丹ニ上陸シ我戌兵ヲ威シ掠奪ヲ行ヒ標木ヲ立ツ此船冬ニ至
リ去ル此ノ變報翌年四月七日松前ニ達ス

(1)

(2)

(6) 擇捉ノ苗保及沙那ヲ窺ヒ大イニ掠メ南部津輕ノ戌兵大敗ス
(北島志)

(3)

於是海防ノ議大ニ起リ御日附遠山金四郎ヲ蝦夷ニ派シ津輕越中
守ヲ國ニ就カシメ仙臺藩主伊達政千代ヲ舉ケテ蝦夷ノ守備ニ當
ラシメ堀田攝津守正敦ヲ監軍タラシメ會津ヲシテ仙臺ヲ助ケシ
ム全國ノ諸侯ニ總國役金ヲ課シ東京灣口各所ニ砲臺ヲ築ク

- (7) 函館奉行ヲ松前ニ移シテ名ヲ改メ奉行ヲ四人ニ増ス
 此ノ年(文化四年)三月松前柴田某北蝦夷ニ至リ始テ前年ノ變
 ヲ聞キ大ニ驚キ松前ニ急報ス次テ幕府松前道廣ヲ譴責シ西蝦夷
 ヲ取り上ケ封ヲ九千石ニ減シ四月七日蝦夷奉行戸川羽太兩人ニ
 令シ全蝦夷ヲ管轄セシム
 此ノ年(文化四年)四月二十三日露船擄捉ノ内浦ヲ襲ヒ南部津
 輕ノ戍兵大敗ス事函館ニ報セラレ東北諸藩皆出兵ス
 4-5-29森重左仲萬春丸ニ乘リリイシリニ至リ虜ノ爲メ其ノ船ヲ
 燒カル、
 4-6-19深山運營報告シテ曰ク露人先キニ捕ヘ去リタル我戍卒富
 五郎源七ト南部ノ士大村某等八人ヲ放還シ首師ハ一シトフノ書
 ヲ齎ラサシム其文意ハ交易ヲ請フニアリ若シ聽カスンハ大ニ兵
 船ヲ發シ來寇セント云フニアリ
 大村某ハベトロニ連レ行カレタルモノニシテ其ノ報告ニ依リ大
 ニ彼我ノ行違ヲ諒シ得タリ
- (8) 東韃紀行, 北蝦夷圖說, 蝦夷紀聞
 松田傳十郎ハ西岸ヲ北進シ黑龍江口ノ對岸ニ及フ
 間宮ハ深ク東韃德楞府ニ入り清國吏ヲ見歲ヲ經テ歸ル北蝦夷情
 狀始テ明白ナルヲ得タリ
- (9) 元老尹ノ事ハ北虜志ニ詳ナリ
- (10) シーボルトハ獨逸バイエルンニ生レ 1822 オランダ東印度會社
 ノ醫務官トナリ出島オランダ屋敷ノ上役醫官トシテ來任ス學者
 テアルト同時ニ臨床治療ノ手腕アリ一般長崎市民ノ診察ヲ求ム
 ルコトヲ寛大ニ許サレ遂ニ鳴瀧ニ邸宅ヲ賜ハリ住ス鳴瀧塾舎是
 ナリ高野長英, 伊藤玄朴, 戸塚靜海, 本間玄調, 高良齋, 二宮敬作,
 青木周弼, 檜林宗建, 吉雄幸載, 竹内玄洞, 土生玄碩, 美馬順三 等
 幾多ノ俊才ノ熟ニ在リテ其ノ薰陶ヲ受ク

享和元

2
3

文化元

2
3
4
5
6
7

8
9

10

11

12

13

14

文政元

2
3
4
5
6
7
8

ノ見之ト
眞ヲ去ル
北島志)
崎ニ達

シメス露

1801

(6) 此間出島ノ甲比丹ヲ Doeff ト云フ頑強ニ出島ヲ死守ス

2

(7) 1811 五月 Avatcha 灣ヲ發シ六月十七日薬取灣ニ上陸シ日本人ト交歡ス此地ニラツシヨワノ Kuril 露人五十人アリ漂流シ來リタルモノニシテ露語ヲ解シ依テ用ヲ辨ス後ゴローニン國後ニテ日本人ニ捕ハル Golownin's Captivity in Japan 英文數版アリ第一版ハ 1818 也

3

4

5

Golownin 松前ニ幽囚ニケ年ニシテ露國 Rikold ヲ派シ之ヲ救フ此後 1853 Poutiatin ノ長崎ニ來ルマテ日露交渉中絶四十年 (Murdock)

6

7

8

(8) Governor of Singapore Sir Stanford Raffles 二船ヲ長崎ニ送り蘭人ヲ介シテ物品ヲ日本人ニ賣ル (Barracouta p. 40)

9

10

Murdock = 曰ク Raffles ハ出島ノ工場ト日本ノ貿易トヲ英ノ手ニ收ムル志アリ曾テ出島ニ甲比丹タリシ Waardenaar 等ヲ此ノ便船ニ由リ長崎ニ送り祕密ニ Doeff ト協議セシム Doeff 頑トシテ出島ニ殉スヘキヲ告ケ之ヲ拒ム Raffles 如何トモスル能ハス企ヲ中止ス此ノ行英船ニ象ヲ齎ラサシメ幕府ニ獻セントス運送ノ方法ナキヲ以テ受ケス

1

2

3

4

(9) 此年又前年ノ事ヲクリ返シテ稍ヤ不結果也

5

是レ英人日本ト通商ヲ試ミタル終也 (Barracouta p. 40)
H. M. S. "Alceste" by John M'Leod 1818

6

(10) Voyage to Corea & Leo-Choo by Capt. Hall 1818

7

(11) 此ノ條約ノ結果 1840 = 至リテハ米ノ北太平洋ニ出漁船 1,200 隻 35,000 人

8

9

20

1

2

3

4

5

(1)

(2)

(3)

1806 Louis Napoleon 和蘭王トナリ佛ノ屬邦ト化ス

1807 米船 Eclipse 露國旗ヲ掲ケ長崎ニ入ル (4)

1810 和蘭ヲ佛帝國ニ併合ス

1811-8-8 英 Batavia ヲ奪ヒ 1814 條約ニ依リ之ヲ蘭ニ返附ス

享和元

2

3

文化元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

文政元

2

3

4

5

6

7

8

ヲ見之ト
無ヲ去ル
北島志)
長崎ニ達

ノメス露

所ヲ古領シ函館ニ顯レ日本ノ兵船一ヲ奪ヒ更ニ再ヒ樺太ニ向ヒ
宗谷海峡ニテ日本ノ兵船若干隻ヲ掠奪セリ事ハ Aston 著 Russian
descents in Saghalin and Itrup ニ詳也

(4) Eclipse ハ Canton ニ於テ露米商會ニ Charter サレ勸察加及米
國北西岸ニ赴ク途次長崎ニ入り糧食薪水ヲ給サレ留ルコト三日
ニシテ外洋ニ去ル (Murdock)

(5) Capt. Fleetwood Pellow (此ノ人後中將ニ進ム) in H. M. S.
"Phaeton" 長崎ニ至リ薪水ヲ請フ幕吏之ヲ拒ム英人強テ之ヲ
得タリ (Barracouta p. 39)

此時英蘭開戦中ニシテ英艦ハ蘭船ヲ見付ケテ之ヲ撃滅スヘキ命
ヲ帶ヒタリ (Samarang Vol. II, p. 47)

1801

2

3 英船長崎ニ來リ却ケラル (1)

4 露使 Resanoff ヲ載セ Krusenstern ノ Nadesida 長崎ニ入ル (2)

5

6 1806 (露人 Lieut. Schowostoff 十月 "Juno" ニテ南方千 (3) 島ヲ掠メ日本人四人ヲ捕ヘ勘察加ニ連レ行ク) Resanoff 長崎ニ

7 1807 (五月二日 "Juno" & "Awos" アバチヤ灣ヲ發シ Urup & Itrup = 航シ擇捉ニテ日本村落ヲ攻撃シ日本人ヲ走ラス) ヲ報セン爲メ命

8 英船長崎ヲ闢ス (5) (Rangsdorf Vol. II, p. 295) シタルモノ也

9 1809 ヨリ 1817 迄蘭船ノ長崎ニ入ルコト中絶ス (6)

10

1 Capt. Golownin in "Diana" 千島ニ顯ル (7)

2

3 英船長崎ニ來ル (8)

4 英船長崎ニ來ル (9)

5

6 英船琉球ニ來リ乞互市 (10)

7

8 Captain Gordon in H. M. S. ' ' 六月江戸灣ニ入ル

9

20

1

2

3

4 1824 米露漁業條約成ル (11)

5

(1) East Indiaman "Erederick" 船長 Capt. Torey (Barracouta p. 36, Samarrang Vol. II, p. 47)

(2) 先年 Adam Laxmann ノ得タル日本ノ信牌ニ依リ露國ハ Resanoff ヲ使トシ日本ノ漂流民若宮丸津太夫等ヲ送リテ長崎ニ入ル艦長 Krusenstern ノ航海記事及軍醫長 Rangsdorf ノ記事アリ Krusenstern ノ航海ハ露人ノ行ヒタル地球周航ノ初メナリ氏ハ後ニ海軍中將ニ進ム

(3) "Juno" ノ長ヲ Lieut. Schowostoff "Awos" ノ長ヲ同シク Davidoff ト云ヒ南方千島ヨリ日本人ヲ擊攘スヘキ命ヲ受ケタルモノ也 (Rangsdorf Vol. II, p. 293) Murdoch = 曰ク此ノ二船ノ乗員ハ合シテ 60 人ニ過キサリシモ二年間ニ互リ北方日本ヲ驚カシタルコト甚大ニシテ即チ 1806 二船ハ先ツ楠古丹ノ日本村ヲ燒キ貯蔵品全部ヲ掠奪シ八人ノアイヌト日本人ヲ捕ヘ翌年春擇捉ニ於テ日本砲臺ニケ

		文政 9
		10
		11
		12
		天保元
異船東蝦夷ヲ侵ス (北島志 Vol. II 終頁)		2
		3
		4
五年水戸齊昭蝦夷ヲ開拓シ邊ニ備ヘンコトヲ 建白ス	大老 直井伊 5-3-1	5
		6
八年米船 Morrison 浦賀ニ入ル (2)	家慶 老中水野越前守忠邦	7
		8
		9
渡邊登高野長英捕ヘラル		10
		11
十二年閏正月卅日大御所家齊薨ス	(11) 12-5-13	12
七月文政打拂令ヲ取消ス之ヲ天保薪水令ト云フ		13
十四年八月唐和蘭ヨリ護送ノ外ハ漂民ヲ受取ラ スト決定シ國內ニ令シ且ツ和蘭甲比丹ニ告ク	14-閏9-13	14
和蘭王日本ニ國書ヲ送ル (3)	元-6-21	弘化元
米船浦賀ニ來ル (4) 七月海防掛ヲ置ク (5)	2-2-22	2
三年 5-13 佛國艦隊三隻運天港ニ入り七月去ル 8-23 英艦三隻那覇ニ入り同月去ル	孝明 老中阿部伊勢守正弘 (12) 水野越前守老中復活	3
四年米船 ローレンスノ遭難者ヲ送還ス		4
元年来船ヲドガ船員我北海ニ脱走ス		嘉永元
英船浦賀ニ來ル (10)		2
高野長英自殺ス著ハス所52書		3

(1) Siebold ノ追放ハ伊能忠敬ノ實測圖ニ關係シ其ノ日本ヲ去リシハ 1830-1-2 洋曆也
Siebold 歸國後著ハス所日本記事, 日本ノ植物, 日本ノ動物, 日本書籍目錄, 日本書籍題解, 日本語學略説, 日本及附近諸國海圖及地圖

(2) 米船名ハ Morrison 我漂民ヲ送り來ル而シテ文政ノ異船打拂令ノ下ニ打拂ハル次テ鹿兒島ニ入り又打拂ヒノ厄ニ逢ヒ漂民ヲ載セタル儘澳門ニ歸レリ漂民ノ一人壽三郎一書ヲ清舶ニ托シ父兄ニ寄ス此書老中ニ傳ハリ幕議天保13年ニ至リ文政打拂令ヲ撤ス
モリソン號來航ト同時ニ長崎ニ蘭船風説書ヲ齎ラス露官誤リ傳ヘテ曰ク英國東洋十六島ノ總督 Morrison ト云ヘル高官ヲ使節トシ數隻ノ軍艦ヲ以テ日本ニ到リ通

1826

九年シーボルト蘭使ニ江戸ニ隨行ス

7

十年英艦 Blossom 小笠原島占領ヲ宣言ス

8

十一年露船船長 Lutke 小笠原島ニ至リ占領ヲ宣ス (13)

9

十二年シーボルト追放サル (1)

30

十三年歐米人及カナカノ一團米人 Nathaniel Savory ヲ長トシ小笠原島ニ永住ス

1

2

3

4

5

6

7

8

9

林則徐燒阿片

40

英人陷定海

1

英人擾廣東

2

英人陷江南, 開五港, 割讓香港, 南京條約

3

天保十四年英艦一隻宮古八重山ヲ測量ス

4

元年三月佛國軍艦一隻琉球ニ入ル

5

英船八重山ニ來ル

6

三年三月英佛軍艦共同シテ琉球ニ入り開港通商ヲ促ス幕府島津齊彬ヲシテ之ヲ處理セシム (6) 三年閏五月米艦二隻浦賀ニ來リ (7) 五市ヲ請フ

7

英人破廣東城

8

ネウリスキーヲ汽船バイカルノ長トス此船ダツタン海峡ヲ發見ス

9

二年来艦 Preble 長崎ニ入ル (9)

50

三年支那ニ長髮賊起ル 英捕鯨船 Edmond 蝦夷東岸ニ難破ス (近世日本國民史)

(1)

商修交ヲ請ハシムヘシ若シ相當ノ禮遇ヲ缺カハモリソンハ砲撃ヲ以テ日本ニ酬イント

(2)

此ノ風説世上ニ傳ハリ文政攘斥令ノ不得策ヲ論シ寛永鎖國令ノ前ニ復スヘシト建議スルモノ (松本斗機藏ノ例) 又匿名ノ書ヲ著ハシテ民間ニ傳ヘ (渡邊登ノ憤機論, 高野長英ノ夢物語ノ例) 人心之カ爲メニ恟々タリ老中首席水野越前松本ヲ賞シ崑山長英ヲ捕ヘ横議ノ弊ヲ正ス

(2)

(3) 弘化元年八月和蘭軍艦パレンバルグ長崎ニ來リ艦長コーブ和蘭王ノ書ヲ呈ス (濫川六藏和解) 其書懇情誠致日本ニ開國ヲ勸ム蓋シシーボルトノ起草ニ係ルト云フ之ニ對シ幕議紛々擾々十

一ヶ月ヲ經テ二年六月返書ヲ和蘭ニ送り開港ヲ拒絕ス
(往復書全文 勝安房 海軍歴史ニ在リ)

(4) 米ノ捕鯨船 Mercator 我北海ニ於テ漂民數十人ヲ救ヒ之ヲ送り
テ浦賀ニ來ル天保十四年ノ令ヲ枉ケテ漂民ヲ受取ル

(5) 海防掛ハ老中二人 (阿部伊勢守牧野備前守) 若年寄二人以下大
目附目附勘定奉行同吟味役等ニ成ル (幕末史)

(6) 佛艦ハ Cecil ノ率キル Frigate Cleopatra 英艦ハ Corvet Sabine
及 Victorious 也三艦ハ轉シテ長崎ニ入ル

島津氏ハ琉球ニ於ケル對外處理ヲ一任サレ外國貿易ノ默許ヲ得
タリ

Murdock = 曰ク琉球ハ遂ニ佛國ト貿易ノ條約ヲ結ハサリシト雖
モ幕府ノ默許ヲ島津齊彬ノ治世 (1851-8) ニ活用シテ薩摩ノ外
國貿易琉球ヲ介シテ行ハレ遂ニ 1857 = 幕府ノ明諾ヲ得テ大島
ノ名瀬ヲ外國貿易ニ開港スルコトナリシモ翌年齊彬ノ死ニ因
リ消滅セリ然レトモ實際ニハ既ニ蘭人ヲシテ名瀬ニ貨物ヲ送ラ
シメ居タルコト事實ナリ

又船舶及大砲ノ如キハ福州ニ仕向ケシメ折レテ琉球ニ至ラシメ
タルアリ且又貨物ト共ニ世界ノ知識ヲ求メ齊彬ノ時代青年ヲ海
外ニ留學セシメタルモノアリ 1865 ニ至リ公然タル政府派遣ノ
モノトナレリ

(7) 此頃米國ニテハ日本トノ交通ニ付キ追々國論動キ來リ 1845 下
院議員ブラットハ米國ト日本及朝鮮トノ間ニ通商關係ヲ開始セ
ン爲メ適當ノ措置ヲ取ランコトヲ行政部ニ促スノ議案ヲ提出シ
其後三日ヲ經テ合衆國政府ハ其ノ東印度司令官ニ日本ニ對スル
行動ヲ訓令シ在支米國外交官エベレットハ自己ノ携帶セル信任
狀ヲ司令官ビツドルニ傳ヘタリ於是ビツドルハ軍艦コロンプス
及ウインセンスヲ率キ即時瑪港ヲ發シ 1846-7-20 (弘化3-閏5-
28) 相州野比村沖ニ入レリ即チ浦賀奉行大久保因幡守同シク一
柳一太郎ヲシテ折衝セシメ來航ノ目的貿易交通ニ在ルヲ知り長
崎以外ノ地ニテハ外交事務ヲ取扱ハストテ之ヲ拒ミ薪水糧食ヲ
給シテ退帆ヲ求メシニビツドルハ文句ナシニ出帆セリ

(近世日本國民史)

(8) 米露間二回 (1824 及 1838) ノ條約ニ依リ米船殊ニ捕鯨船ノ太平
洋ニ跳梁スルモノ比年多ヲ加ヘ 1845 = 其投下資本17,000,000\$
從業者約一萬ヲ數フルニ至リ從テ遭難等ノ事故瀕發シ其ノ我海
岸ニ於テセルモノ 1846 六月捕鯨船ローレンス號擇提島ノ留別
ニ難破シ其ノ生存者八名松前藩ノ手ニテ長崎ニ送ラレ17ヶ月ノ
後蘭船ニテバタバヤニ送還セラレタリ

文政 9

10

11

12

天保元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

弘化元

2

3

4

嘉永元

2

3

2 洋曆

年, 日本

1 哈尔次

一人壽

政打拂

國東洋

到り通

1826

7

8

9

30

1

2

3

4

5

6

7

8

9

40

1

2

3

4

5

6

7

8

9

50

(1)

(2)

(2)

又 1848 六月米國捕鯨船ラドガ號ノ船員15人脱走シテ津輕海峡ノ北岸ニ上陸シ日本官憲ニ捕ヘラレテ日本船ニテ長崎ニ送ラレ米艦プレブル號ニ送致セラル

此等事件ト併セテ米國ハ日本ノ開國ヲ痛感スルニ至リ英佛露ニ先チ日本ノ鎖國ノ衝破ヲ企ツルニ至レリ (近世日本國民史)

- (9) 米艦 Preble 船長 Glyn 長崎ニ入り先年日本近海ニテ難破セシ捕鯨船 Ladoga ノ船員ノ我ニ救ハレタルモノ15人ヲ請取り去ル (幕末史)

- (10) 船名 Mariner (測量船) 艦長 Matheson 浦賀及下田ヲ測量ス

- (11) 水野越前守忠邦ハ天保5-3-1老中ヲ命セラレ而シテ大老井伊直亮其ノ上ニアリ天保12-閏正-30大御所家齊薨シ同年5-13大老罷メラレ越前守首席老中トシテ天保大改革ヲ行フ改革第一ノ主眼ハ國防ヲ整フルニ在リキ故ニ高島秋帆ヲ江戸ニ召シテ砲術ヲ演セシメ天保十三年七月文政打拂令ヲ取消シ又親藩ノ隨一タル水戸公ト結ヒ武備ヲ改良ス烈公カ梵鐘ヲ毀チテ大砲ヲ鑄タルモ甲冑ニテ追鳥狩ヲ企テタルモ皆此ノ時也

天保14-閏9-13水野忠邦老中ヲ罷ム弘化元-6-21水野忠邦老中ニ復シ大ニ外交上ニ手腕ヲ揮ハントシテ幕議其ノ策ヲ用フル能ハサリキ弘化2-2-22忠邦老中ヲ罷ム

- (12) 閣老阿部正弘福山十一萬伊伊勢守ト稱ス父備中守正精平戸松浦壽山公ニ就キ蘭學ヲ修メ正弘ニ傳フ

- (13) Friedrich Von Lutke the Circumnavigator in 1826-29 (Nordenskiöld)

1837 英艦 Raleigh (sloop) 7-15 琉球ニ入ル (Morrison) (2ノ2)
 1838 第二回 (第一回ハ 1824) 米露條約成リ米人アラスカニ出漁ノ
 權ヲ得

- ~~~~~
- = Capt. Coffin ノ再發見ノトキニハ島ハ其ノ名ノ如ク無住ナリ
 キ Raleigh ノ探檢ハ此ノ島ノ殖民狀態ヲ恢復スルニ在ルモノノ
 如シ英國カ日本ノ近海ニ殖民地ヲ保タントスル意志ハ確乎タル
 モノノ如シ (Voyage of Morrison to Japan p. 111)
- (3) Alcemene 艦長 Duplan 將官ノ率フル艦隊ノ來ルヘキヲ豫告ス
 (4) Narrative of H. M. S. Samarang during the years 1843-46
 Surveying the Eastern archipelago by Capt. Sir Edward Bel-
 cher R. N.
 日人好遇ストアルモ Murdock = 依レハ天湖ノ爲メ辛フシテ上
 陸ヲ許サレタルニ過キス
- (5) 率キル所フリゲート一隻コルベツト二隻ナリ日本ハ琉球ニ於ケ
 ル佛國近年ノ舉動ニ快カラス延テ佛提督ニ對シ冷遇ヲ專ラトシ
 遂ニ何等要領ヲ得スシテ去ル
- (6) Murdock = 曰ク艦長 Matheson 漢文ニテ上陸ヲ請フノ書ヲ奉
 行ニ出シ拒マル依テ出テ下田ニ航ス
 此ノ行海岸ニ沿ヒ一週間ヲ費シ其ノ間一回上陸ヲ決行セリ一日
 龍山代官江川艦ニ來訪シ魚類ヲ與ヘ港外ニ曳行ノ舟ヲ供セリ後
 Mariner ハ長崎ニ至ル而シテ到ル處日本人ノ厚意禮遇ヲ感謝セ

文政 9

10

11

12

天保元

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

弘化元

2

3

4

嘉永元

2

3

洋曆

日本

ハル次

一人壽

政打拂

國東洋

到リ通

1826

7 1827 六月英艦 Blossom 小笠原島 = 至ル (1)

8

9

30

1

2

3

4 電信機發明

5

6

7 米船 "Morrison" 日本 = 來ル (2)

8 英國汽船初テ大西洋ヲ横リ米國紐育 = 至ル

9

40

1

2

3

4 1844 米支通商條約成ル此年佛艦 Alcemene 琉球 = 來ル (3)

5 Sir Edward Belcher in H. M. S. "Samarang" 長崎 = 來ル日人好遇ス (4)
長崎ヲ測量ス

6 7-29 佛ノ Admiral Cecille 三艦ヲ率キ長崎 = 入ル (5)

7

8 米國メキシコヨリ加州ヲ割取ス (1845 ノ戦争ノ結果)

9 1849 英ノ測量船 Mariner 浦賀ヲ測量ス (6)

50 米議會東洋増勢及日本開國ヲ試ムヘキヲ議決ス

(1) Narrative of a Voyage to the Pacific and Beering's Strait performed in H. M. S. Blossom under Command of Capt. Beechey R. N. in the Years 1825, 26, 27, 28, New Edition 1831

(2) Voyage of Morrison & Himaleh in 1837

(2ノ2) Morrison = 依レハ英艦 Raleigh (Capt. Quin) ハ Morrison 號ト前後シテ Macao ヲ出テ約ニ依テ那覇港ニ落合ヒ Raleigh = 便乗シタル Mr. Gutzlaff ヲ Morrison 號ヨリ受取リ Morrison 號ハ直ニ浦賀ニ向テ去リ而シテ Raleigh ハ小笠原島ニ向テ豫定ナリキト云フ Morrison 猶記シテ曰ク小笠原島ハ琉球ノ東方 800 miles = 在リ英國茲ニ小殖民地ヲ建ツ島狀ニ付テハ 1827 = 見舞ヒタル Capt. Beechey ノ記事ニ詳カナリ日本人カ 1675 = 發見シタリト云フハ尙不明ナリ 1823

四年江川英龍ヲシテ下田ニ砲臺ヲ築カシム

老中阿部正弘

嘉永 4

孝明天皇

5

(1)

家慶

家慶薨 6-6-22

6

嘉永6-9-15大船製造解禁 (2)

品川ニ砲臺ヲ築キ翌元年成ル (3)

家定

安政元

元年蝦夷視察及行政變革ヲ行フ (16)

元年七月水戸烈公軍制改革總長ニ任ス (4)

元-7-11 日本船印ヲ白地日ノ丸ト定ム (勝海軍歴史)

二年蘭人ヲ雇ヒ幕府長崎ニ海軍操練所ヲ建ツ (5)

2

二年十月江戸大地震

2-10-9

老中堀田正篤

3

3-3-9踏繪ノ制ヲ廢ス 二月機書調書ヲ置ク

3-10-17外國事務局ヲ置ク (6)

4-8-5和蘭ニ注文ノヤツパン號入港ス後ノ威臨丸也

4

4-4-4築地講武所ニ軍艦教練所ヲ設ク (7)

5-4-23

大老井伊直弼

家定薨 5-7-4

5

家茂

六年正月洋學所ヲ設ク (8)

6

元-3-3櫻田ノ變 (9) 元年英佛聯合軍北京ヲ陥ル

元-3-3

老中正安陸藤

萬延元

元年正月新見豐前守ヲ正使トシ米國ニ派ス威臨丸隨航ス (23)

(1) 老中阿部伊勢守在職十餘年頗ル時務ニ通ス安政2-10-9自ラ次席ニ降り堀田備中守正篤(後正陸ニ改ム)ヲ首席ニ擧ケ上田侯松平伊賀守正ヲ延テ老中ト爲シ志ヲ併セテ開國ニ向フ

(2) 慶長14年八月以來ノ禁ナリ

(3) ベルリ退去後急ニ築キ翌年成リ元-5-18將軍親臨發火演習ヲ見ル

(4) 次テ元年十一月烈公ニ軍艦製造ノ事ヲ司ラシム

烈公水戸藩臣鱸半兵衛ニ命シ佃島ニ於テ洋式船塢丸ヲ造ラシム三年成ル厄介丸是也又鹿兒島藩臣及江川英龍ヲシテ蒸汽船一隻ヲ造ラシム二年成ル昌平丸ト名ク洋式軍艦ノ鼻祖ナリ

戸田ニ於テ露人ヨリ學ヒシ所ニ依リ造リタル君澤形ハ三年四月竣工ス

1851

咸豐元年

2

嘉永五年正月英艦琉球ニ來ル

此年和蘭船長明年米國遣艦ノ内議アルヲ告ク (10)

3

嘉永六年六月ベルリ浦賀ニ來リ國書ヲ齎ラス我之ヲ受ク (11)

此年七月プーチャン軍艦四隻ヲ率キ長崎ニ來ル (12)

4

元-1-16ベルリ軍艦九隻ヲ率キ直ニ神奈川沖ニ入り投錨ス (13)

元-10-15プーチャン下田ニ來リ談判ス (14)

元年閏七月英艦四隻長崎ニ入り和親條約七ヶ條ヲ結ブ (15)

5

安政二年日蘭條約27條ニ調印ス (17)

6

安政3-7-21 Harris 下田ニ着シ下田ニ領事館ヲ開ク

7

安政四年將軍米使ヲ見ル及第二下田條約 (18)

安政四年十二月林大學頭津田半三郎ヲシテ外交顧問ヲ朝廷ニ奏セシム (19)

8

安政五年米露英佛蘭ノ五國ト通商條約ニ調印ス (20)

9

安政6-6-2横濱長崎函館ヲ開ク

此年シーボルト日本ニ再渡來ス時ニ年64 (21)

60

元年開港第一次ノ露艦ボサジニク提督ビリレフノ下ニ長崎ニ入ル (22)

元年露國北京條約ニテウスリ以東ノ地ヲ得

(1)

安政二年和蘭政府ノ厚意ニ依リ軍艦スームピング我手ニ歸ス之ヲ看光丸ト名ク

(2)

造砲術ハ高島秋帆ヨリ江川太郎左衛門ニ傳ヘタル所ヲ後者ニ依テ改良ス嘉永六年韭山附近ノ中村ニ大反射爐ヲ設ケ盛ニ大砲ヲ鑄造セリ

(3)

安政二年二月築地筋違外四ツ谷ノ三ヶ所ニ講武所ヲ建テ越中島ニ練兵場ヲ設ク後陸軍ハ小川町ニ移リ陸軍所ト改稱ス

(4)

(5) 永井玄蕃頭尙志長崎海軍操練所長タリ傳習生ハ藤安房, 榎本武揚, 肥田濱五郎, 中島三郎助(以上幕臣), 五代友厚, 川村純義, 佐野常民, 眞木長義, 中津田倉之助, 石丸安世等 130 人……

(5)

(6)

尙海軍歴史第三卷ニ詳也

招聘蘭人 ベルスレーケン, スガラエン, エーグ, デコシグ, 以上士官外ニ下士官水兵若干名

蘭人教師ノ進言ニ依リ長崎ニ造船所ヲ起ス安政四年十月起工文久2-3-25竣成

- (6) 安政 3-10-17 將軍特旨ヲ以テ首席老中堀田正睦ニ外國事務專任ヲ命セラレ下ノ諸士ヲ統率ス跡部甲斐守, 土岐丹波守, 松平河内守, 川路左衛門尉, 水野筑後守, 岩瀬忠震, 筒井政憲, 一色直温, 鶴原長銳, 伊澤政義, 大久保忠寛, 當時ノ外交方針此ノ局ニ於テ大ニ面目ヲ改メ外國貿易ノ已ムヘカラサルノ議早ク論定セラレタリ

- (7) 築地ノ軍艦教練所ニ看光丸ヲ附屬ス看光丸前名 スームビンゲ 此外當時輸入艦ハ先ニ和蘭ニ註文シタル ヤツパン 號四年廻航シテ威臨丸ト名ク

同ク エド 號五年廻航シテ朝陽艦ト名ク

同年英國ヨリ寄贈ノ エンペラー 號來ル蟠龍艦ト名ク

英國製商船カタリナテレシヤヲ勝ヒ鷗翔號ト名ク

此外内地製鳳凰丸(後豊島形ト改ム), 昌平丸, 鳳瑞丸, 大元丸, 旭日丸, 君澤形, 長崎形, 箱館丸, 龜田丸, 先登丸アリ總計十隻ナリ

- (8) 後洋書講習所ニ改ム帝大ノ前身タリ

- (9) 水戸ノ浪士17人薩摩ノ浪士一人并伊大老ヲ櫻田門外ニ暗殺ス

- (10) 長崎三百年間ニ其ノ全文アリ辭意懇切ヲ極ム幕府當局之ヲ善用スルノ器ナシ

- (11) 四艦 560 人ヲ率キ四月琉球ニ來リ小笠原島再ヒ琉球ヲ經テ六月三日浦賀ニ入り九日九里濱ニ於テ國書ヲ手交シ十日進ンテ本牧沖ニ至リ12日外海ニ去ル

幕府假リニ國書ヲ受クルニ決シ林大學頭及浦賀奉行戸田伊豆守并戸石見守ヲシテ九里濱ニ於テ米使ト會見セシム曰ク答辭ハ明年長崎ノ蘭人ヲシテ傳ヘシムヘシト於是米艦ハ六月十二日東京灣ヲ去リ琉球ニ立寄り貯炭所ノ設定等ヲ爲シ更ニ一艦ヲ小笠原島ニ派シ米政府ノ名ヲ以テ公然之ヲ占領シ Coffin ト名ク

- (12) Poutiatine ノ使命ハ北方ノ境界ヲ定ムルコトト日露貿易ヲ開クコトニ在リ幕府筒井政憲(77歳)川路聖謨(53歳)ヲ應接使節ニ任命シ派遣ス一行十二月長崎ニ着シ折衝ノ結果露ニ通商優先權ヲ與フヘキヲ約シ7-1-6 書面トシテ之ヲ交附ス於是 プーチヤチン 7-1-8 上海ニ去ル

(幕末史)

永永 4

5

6

安政元

2

3

4

5

6

葛延元

備中守
シ志ヲ

介丸是
名ク洋

1851

2

(13) 折衝ノ末横濱ヲ談判地トシ林大學頭ヲ長トシ井戸對島守伊澤美作守目附鶴殿民部少輔等ヲ彼ニ對セシメ安政元-3-3神奈川條約12條ニ調印スベルリ 3-21日神奈川ヲ出帆シ下田函館ヲ經 5-12日再ヒ下田ニ入リ5-25日條約附錄13條ニ調印シ歸國ノ途ニ上ル 安政元年十二月アダムス下田ニ來リ翌2-1-5批准書交換ヲ了ス

3

(14) 安政元年春以來ブーチヤチン長崎函館ニ出沒ノ後 Diana ニテ元-9-18大阪ニ顯レ轉シテ10-15日下田ニ入ル幕府筒井川路ノ二人ニ伊澤松本ヲ加ヘ村垣古賀ヲ付シ談判セシム會マ 11-4日大津浪下田ヲ洗ヒ Diana 大破ス修理ノ爲メ戸田廻航中 Diana 遂ニ小須濱沖ニ沈没シ乗員戸田ニ收容セラル

4

日露談判ハ元-11-1 稻田寺ニ於テ始メラレ其進行中11-4日ノ變ニ遭ヒ露人ハ戸田ニ於テ新船製造ノ許可ヲ得之ニ努力スルー方談判ハ繼續サレ大體對米條約ニ依リ元-12-21下田長樂寺ニ於テ條約九ヶ條附錄三ヶ條ニ調印ス千島ハ擄捉ヲ限リ唐太ハ境ヲ定メス港ハ下田函館ノ外ニ長崎ヲ加フ此條約批准交換ハ安政3-11-10下田ニ於テ行ハル

5

6

ブーチヤチンハ戸田ニテ新造ノスクーナ二隻落成セルヲ以テ自ラ之ニ乘リ2-3-22 戸田ヲ發シ勘察加ニ引揚ク Diana ノ大砲52門ハ (大砲52門ノ内譯, 鐵製60斤長加農 4, 同30斤短加農18, 同20斤長加農30, 計52) 幕府ニ寄贈サレ乗員ノ多數ハ米船ニ依リ既ニ歸國セリ (海軍歴史)

7

8

(15) 安政元年閏七月十五日英艦四隻長崎ニ入り長崎函館ノ二港ニ英艦ノ入ルコト及其ノ他ノ和親條約七ヶ條ヲ結フ(嘉永7-8-23附) 英ノ提督 Stirling 長崎奉行ニ書ヲ送り英佛聯合シテ露國ト交戦中ナル旨ヲ告ケ作戰上日本ノ港ニ入泊センコトヲ請フ幕議中立ノ議ヲ重シシ作戰補助ノ意ヲ避クヘキニ決シ長崎奉行水野筑後守及永井岩之丞(後ノ支藩尙志)ヲシテ英使ト折衝セシメ平和ノ目的ヲ以テノ寄港ヲ長崎函館ニ限リ其ノ他和親條項ヲ併セテ七ヶ條ノ條約ニ元-8-23調印セシム

9

60

Stirling 8-29日長崎ヲ去リ條約本書ハ翌2-8-29 Stirling ト時ノ長崎奉行荒尾石見守川村對島守トノ間ニ交換サレタリ (英將書面ノ全文勝伯海軍歴史ニ在リ)

(1)

(2)

(3)

(16) 嘉永六年以來露使ト折衝ノ結果北門ノ事ニ暗キヲ痛感シ安政元-2-8日附堀織部勘定吟味役村垣與三郎ニ松前及蝦夷地ニ出張ヲ命ス

(4)

(5)

(6)

村垣ハ元年十月復命シ大ニ得ル所アリ 先之安政元-6-29先ツ函館四方六里ノ地ノ上知ヲ松前侯ニ命シ幕府直轄トナシ函館奉行

ヲ復シ竹内下野守ヲ之ニ任ス

越テ二年二月更ニ松前氏ニ蝦夷地一圓ノ上知ヲ命シ悉ク函館奉行ノ所管トナシ奉行ヲ増シテ三人トシ一人ハ在府シ一人ハ在勤シ一人ハ唐太迄ヲ巡見ニ當ラシム

又從來北戌ニ當ラシメタル南部津輕ノ外ニ仙臺秋田ノ二藩ヲ加フ

更ニ各藩ニ命シ北地移住ヲ獎勵ス

又函館辨天臺場ヲ築キ並ニ五稜郭ニ築壘ス

- (17) 安政2-12-23日蘭條約署名, 同4-8-29 本書交換ヲ了ス初メ同元年閏七月蘭王ハ長崎在住ノ和蘭商館長トシケルク・クルテウス(Curtius)ヲシテ新發明電信機十八函ヲ幕府ニ獻セシメ大ニ好意ヲ表シ來リ兩國善意諒解ノ下ニ此ノ條約成ル

日蘭條約ハ長崎奉行ト Curtius トノ間ニ調印セラレ27條ヨリ成ルト雖モ從來ノ特權ヲ保留スル外英米露等ノ和親條約ニ均霑シテ蘭船ノ出入出島ノ居住等ニ付キ多少ノ自由ヲ得タルノミナリキ

- (18) ハリス安政3-7-21來朝シ將軍ニ謁センコトヲ請フ幕議十四ヶ月ヲ經テ安政4-7-21入京ヲ諾ス蓋シ蘭人支那ノ例ヲ以テ忠告スル所アリシニ由ル

四年十月ハリス將軍ニ謁シ閣老ニ説クニ世界ノ大勢ヲ以テス

安政4-5-26ハリスト下田奉行井上信濃守中村出羽守トノ間ニ日米規程書九ヶ條ヲ締結ス所謂第二下田條約是也

4-10-18 ハリス出府二十一日將軍ニ謁シ國書ヲ呈ス

同月二十六日堀田閣老以下ニ對シハリス開國勸誘ノ所謂六時間演説ヲ爲ス其ノ結果安政5-1-14ハリスト井上信濃守岩瀬肥後守間ニ通商條約草案ナルモノ全ク協議的ニ決定セラレタリ

安政5-4-23井伊直弼大老トナル

先之日米條約調印期ヲ三月五日トハリスニ約シアリ依テ先ツ七月マテ延期シテ列藩會議ヲ開キシニ水戸尾張越前ヲ始トシ多ク攘夷ヲ唱フ而シテ七月ノ期ニ先チハリス軍艦ニ乘リテ六月十三日小柴沖ニ顯レ露艦亦下田ニ來リ共ニ英佛軍艦大舉至ラントスルヲ報スハリスニ就キ英佛軍艦ノ來意ヲ問フニ曰ク彼等ハ支那ト戰ヒ北京城下ノ誓ヲ爲サシメ餘威ヲ以テ日本ニ臨マントズルモノナリト是ニ於テ倉皇直弼ノ責任ヲ以テ井上信濃守岩瀬肥後守ヲ神奈川ニ遣ハシ5-6-19勅許ヲ待タスシテ日米條約ニ調印ス此條約ハ萬延元年我侍使ニ依リ華府ニ於テ批准交換セラレ安政六年五月神奈川函館長崎開港ノ日ヨリ明治三十二年マテ41年間

嘉永 4

5

6

安政元

2

3

4

5

6

萬延元

備中守
シ志ヲ

介丸是
名ク洋

1851

行ハレタル條約ナリ

2

(19) 翌五年正月堀田正篤自ラ川路岩瀬等ヲ率キテ入京シ開國ノ旨ムヘカラサルヲ奏上シ勅許ヲ請ヒシモ遂ニ勅裁下ラス依テ井伊大老ノ決斷ヲ見ルニ至レリ

3 1

(20) 安政五年米露英佛蘭ノ五ヶ國ト通商條約ニ調印ス
此ノ事勅裁ヲ經スシテ行ハレ朝幕間ニ難問題起リシモ 5-12-30 事後御裁可ヲ與ヘラル

1

列國ノ通商條約ノ希望ハ安政三年ニ顯ル

1

4

安政 3-7-8 長崎ニ入リタル蘭船ハ英ノ將ニ遣使シテ通商條約ノ締結ヲ求ムルニ意アルヲ告ク

1

此ノ後安政4-8-29長崎ニ於テ和蘭領事ト長崎奉行間ニ追加條約ヲ調印セシモ未タ勝手貿易ニ觸レサリキ

1

5

ブーチヤチンモ其ノ後長崎ニ來リ安政4-8-29長崎奉行ト追加條約ヲ結ヒシモ大體和蘭ノ例ヲ出テ勝手貿易ニ及フ能ハサリキ米國ハハリスノ安政三年下田ニ來レルトキ早ク既ニ勝手貿易ノ許容ヲ得ントスル下心アリ安政4-5-26第二下田條約ト稱セラルル規定書ニ下田奉行等ト調印セリ是レ他日通商條約ヲ進ムヘキ一段階ナリキ

6

7

ハリス安政4-10-21 將軍ニ謁シ國書呈出後江戸ニ留リテ幕府當局ニ世界ノ大勢ヲ説キ4-12-2十六條ヨリ成ル通商條約及六條ヨリ成ル通商規定ノ草案ヲ幕府ニ提出シ5-1-12迄ニ13回ノ應接ヲ重ネテ彼我合議スルニ至リシモ調印ニ先チ勅裁ヲ經ルノ要アリ首席老中自ラ上京シ朝廷ニ請ヒテ再考ヲ命セラル (5-2-20)

8

此間幕府ニ建儲ノ難件アリ加フルニ將軍病篤ク而シテ5-4-23井伊大老ノ任命アリ

9

會マ英佛對清國葛藤アリ英佛聯合軍天津ニ迫リ 1858-6-22 (我5-16) 天津條約ヲ結ヒ餘威ニ乘シ一舉我ニ對シ通商條約ノ締結ヲ迫ラントセリ

60

此ノ報告香港ヨリ米船ニ依テ下田ニ在ルハリスニ傳ハルヤハリスハ機逸スヘカラストナシ米船ニ駕シテ6-17小柴沖ニ至レリ而シテ此時ブーチヤチンモ下田ニ至リ英佛大艦隊ノ來ルヘキヲ下田奉行ニ告ケハリスノ跡ヲ追ヒテ小柴沖ヲ經品川ニ入ル

(1)

幕府ハ勅許ヲ待ツニ違ナク5-6-19先ツ對米通商條約ニ調印セシメタリ

(2)

(3)

露トハ5-7-11調印シ6-7-10批准交換ヲ行ヘリ

(4)

英ハ軍艦三隻ヲ以テ7-4品川ニ入り Elgin 卿使節トシテ5-7-11 調印シ批准交換ハ 6-6-12 行ハル而シテ英ハ軍艦三隻ノ中ノ一

(5)

(6)

嘉永 4

倭 Emperor 號ヲ幕府ニ贈レリ蟠龍艦是ナリ

和蘭トハ5-7-10調印ス

佛トハ使節グロートノ間ニ5-8-13調印セリ

5

批准交換ノ爲メ米ニハ特使新見, 村垣, 小栗ヲ米艦 ボ-ハタンニ
テ (護衛ニ咸臨丸ヲ附ス艦長木村指揮官勝) 派遣シ他ハ皆江戸
ニ於テ之ヲ行フ

勅許ハ5-12-30ヲ以テ下附セラレタリ

6

(21) シーボルト此度ハ我政府ノ外事顧問ニ招聘セラレ江戸ニ留ルコ
ト僅ニ數ヶ月ニシテ故國ニ歸リ去ル

安政元

(22) ビリレフ長崎奉行所ニ請ヒテ稻佐ニ士官休息所ヲ設クルコトヲ
許サレ民家三戸ヲ改築シ之ニ充ツ後此等家主ヨリ願出テ魯西亞
マタロス休息所ヲ稻佐ニ許サルルニ至レリ (後者ハ丸山ヨリノ
出張所也)

2

(23) 日米神奈川條約批准交換ノ爲メ萬延元年正月正使新見豊前守正
興副使村垣淡路守範正監察小栗豊後守又一等一行八十餘名米國
ヨリ特派セラレタル軍艦 ボ-ハタン號ニ乗組ミ又別ニ軍艦奉行
木村攝津守喜毅 (芥舟) 船將勝麟太郎 (海舟) ノ一行ハ咸臨丸
ニテ之ニ從フ

3

一行ハ元-正-18品川發開3-25華府着 4-3 條約交附セラル 4-20華
府發 4-28紐育着 5-11紐育發 ナイヤガラ號ニテ 9-27品川着

4

福澤諭吉咸臨丸ニ在リキ

5

6

萬延元

備中守
シ志ヲ

介丸是
名ク洋

1851

2

3 1

1

1

4 1

1

1

5 1

6

7

8

9

60

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

嘉永 4

5

6

安政 元

2

3

4

5

6

萬延 元

備中守
シ志ヲ

介丸是
名ク洋

1851

2

-
- 3 1853-7-8 ペルリ江戸灣ニ碇泊ス (1)
 1853 ブーチャチンノ率キル露國艦隊S-22長崎ニ入ル十一月迄留マル (2)
 1853 八月露人樺太ノコルサコフヲ占領シ戍兵ヲ駐ム
- 4 1854 ペルリ二月來リ3-31條約ヲ訂結ス
 1854 ブーチャチン春早ク來リ4-26出帆ス
 1854 三月クリミヤ戰爭始マル秋英佛聯合軍ペトロパウロフスクヲ攻メ大敗ス
-
- 5 1855 三月米國船二隻下田ニ來リ日本周海測量ノ許可ヲ請フ (3)

- 6 1856 英支生隙, 佛支葛藤 1854, 5, 6 三年間 H. M. S. "Barracouta" 日本ニ出入ス (4)

-
- 7 1857 英佛聯合軍廣東ヲ燒キ總督ヲ擒ニス

- 8 1858 H. M. S. "Furious" Capt. Sherard Osborn 長崎ニ來ル (5)
 1858 五月英佛聯合軍白河ヲ陷レ天津ニ迫リ6-26天津條約ヲ結フ
 1858-5-16愛暉條約ニ依リ露國黑龍江以北ノ地ヲ收ム

-
- 9 1859 英艦 Actaeon 對馬ノ尾崎灣ニ入り測量ス (6)

- 60 1860 北京條約ニテ露國ウスリ以東ノ地ヲ支那ヨリ收ム

-
- (1) United States Japan Expedition 3 Vols. 1856
 (2) Goncharoff's Frigate Pallada
 (3) 米國船ウインセス號船長ジョンロツデイル 1855-5-14 附ヲ以テ照會ヲ幕府ニ出ス
 條理明哲幕府即答セス米船去リテ東北海ヲ測量ス
 後文久年度ニ入リテ海岸測量ノ大ニ起リシハ這次米船ノ刺戟ニ由ル
 (海舟海軍歴史)
 (4) Tronson's Voyage of "Barracouta" 1859 其ノ p. 44 以下ニ各國條約案アリ
 (5) Osborn's Queda New Edition 1865
 (6) 'On the Coasts of Cathay and Cipango' by William Blakeney R. N. London
 1902

文久元年十二月竹内下野守一行ヲ英佛等六ヶ國ニ派ス
 文久 2-8-21 } 生麥事件 榎本等和蘭ニ留學ス (1)
 1862-9-14 }
 馬關ニテ外國船ヲ砲撃ス (2) 文久三年十一月池田筑後
 守一行ヲ訂盟諸國ニ派ス
 元治元年東京灣ニ造船所ヲ起スノ幕議定マル (3)

家茂
 安藤正睦

文久 元
 2
 3

元-10-6外國トノ條約ヲ勅許ス (開港ノ件也)

忠酒
 績井

甲子 元治 元
 慶應 元

2-12-25孝明天皇崩ス

慶喜

2
 3

三年十月幕府政權奉還, 十二月九日王政復古維新

明治

明治 元

元-正-3伏見島羽戰, 神武紀元2528九月八日改元

二年五月函館ノ海戰

2
 3

改曆ノ詔 (5-11-9) 十二月三日ヲ以テ
 明治六年一月一日トス

4
 5
 6
 7

八年九月朝鮮兵我軍艦ヲ江華灣ニ砲撃ス

8

(1) 文久二年幕府和蘭ニ軍艦ヲ註文シ同時ニ留學生ヲ派遣ス其ノ一行ハ榎本釜次郎赤松大三郎内田恒次郎林研海伊藤玄伯澤太郎左衛門田口俊平津田吉一郎西周助トス此時註文シタル軍艦ハ慶應二年ニ竣工シ榎本等之ニ乘シ歸朝ス開陽丸是ナリ

- (2) 文久三年5-10米船ペンブローク號
 " 5-23佛艦キヤンチヤン號
 " 5-26蘭艦メデユサ號
 " 6-1 米艦ワイオミング號
 " 6-5 佛艦セミラミス號及ダンクレー號

(尾佐竹猛氏幕末外交物語)

(3) 佛國公使ロセス在上海ノ佛國海軍大技士ウエルニーニ雇入レテ先ツ地ヲ横須賀ニトシ製鐵所創立委員ヲ置キウエルニーハ數多ノ技術者ヲ佛國ヨリ招キ事ニ當リ慶應元年ヨリ製鐵所ノ首長トナリ後造船所ト改名シ明治八年迄首長ノ職ヲ行フコト十年五ヶ月ニ及ヒ歸國ス (横須賀海軍船廠史)

1861

文久元年シーボルト江戸ニ來ル幕府之ヲ外國事務顧問トス

2

二年シーボルト歸國ス 二年日本使節(高澤先生ノ歐洲各國巡訪(西航記アリ)) 同治元年

3

三年英國艦隊七隻鹿兒島ヲ砲撃ス (七月一, 二, 三日)

4

元治元年八月英蘭佛米ノ艦隊17隻馬關ヲ砲撃ス (八月五, 六, 七, 八日)

5

元年閏五月柴田日向守等ヲ英佛ニ派ス

6

二年シーボルト故國ミュンヘンニ死ス 二年十月小出大和守等ヲ露國ニ派ス

7

3-正月向山華人正(黃村)駐佛公使トシテ任地ニ 3-2 徳川民部大輔昭向ヲ 米露アラスカ賣買750萬弗(1867-3-30) 武等ヲ佛國ニ派ス

8

明治元年六月岡本監輔ヲシテ樞太事務ヲ管掌セシム

9

70

三年外務省ニ辯務使ヲ置キ森有禮鮫島尙信ヲ少辯務使ニ任シ森ヲ米國ニ鮫島ヲ英佛字ニ駐在セシム

1

四年十月岩倉大使一行ヲ米歐ニ派ス

2

3

六年七月英海軍ヨリ士官以下34人ヲ海軍兵學校ニ聘ス (4)

4

5

千島樞太交換 (八年五月五日) 光緒元年

(1)

(4) 少佐 Archbald Douglas 以下水兵ニ至ル

八年七月ダグラス歸國ス次テ九年七月以降漸次歸國ス

(2)

文久元

2

3

元治元

慶應元

2

3

明治元

2

3

4

5

6

7

8

金次郎赤
司助トス
トリ

交物語)
也ヲ横須
キ事ニ當
哉ヲ行フ
(船廠史)

1861 六月英艦 Actaeon 對馬ヨリ露艦ヲ逐フ (1)

2

3

4

5

6

7 1867 英國公使 パークスノ勸告ニ依リ航路標識ヲ設置ス (海舟海軍歴史)

8 英海軍ヨリ Capt. Tracy 以下12人ヲ聘ス 1868 約ヲ果サスシテ解雇ス

9 榎本ノ蝦夷政府普魯西人 ガルトホルト七重濱三百萬坪ノ租借ヲ約ス (2)

70

1

2

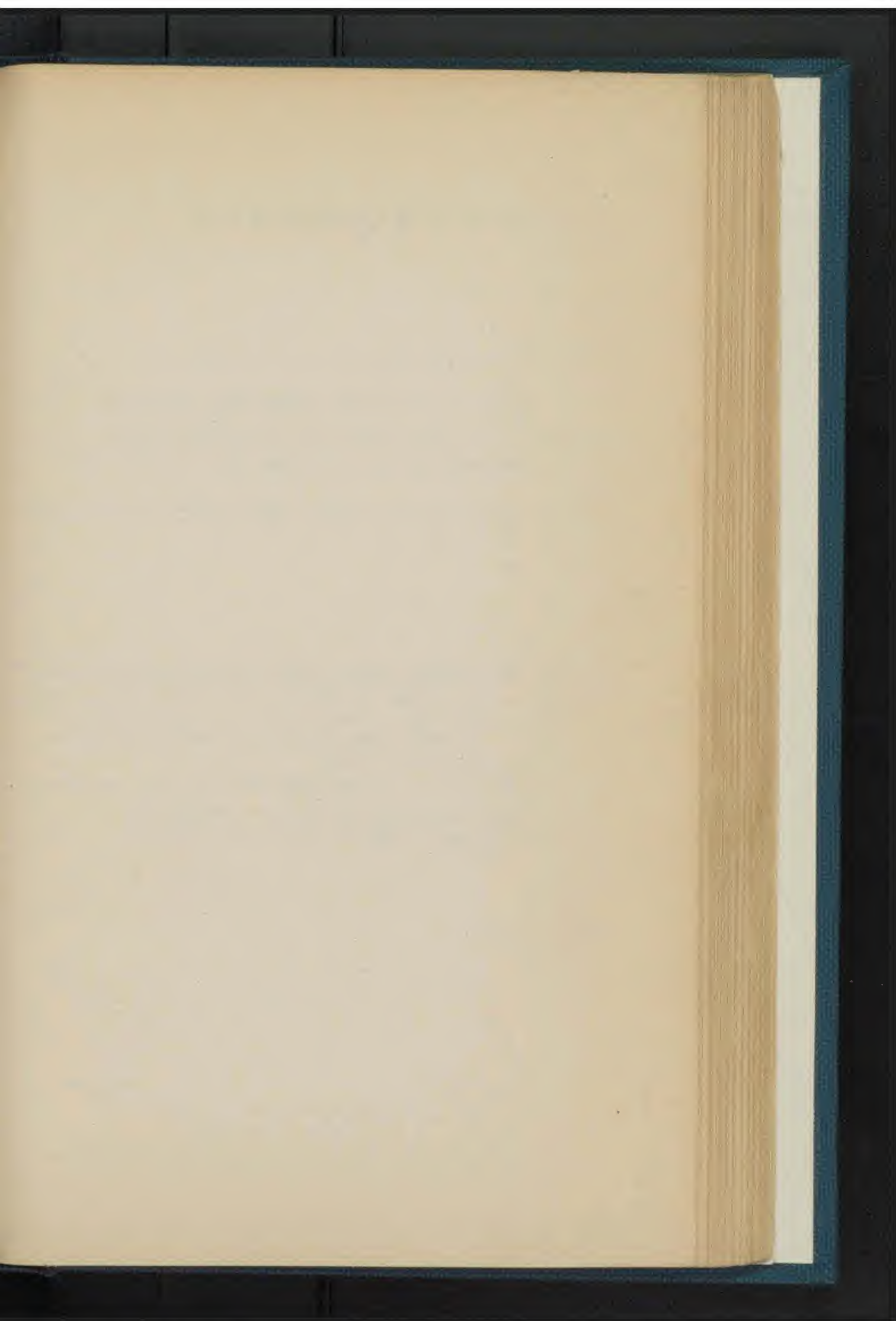
3

4

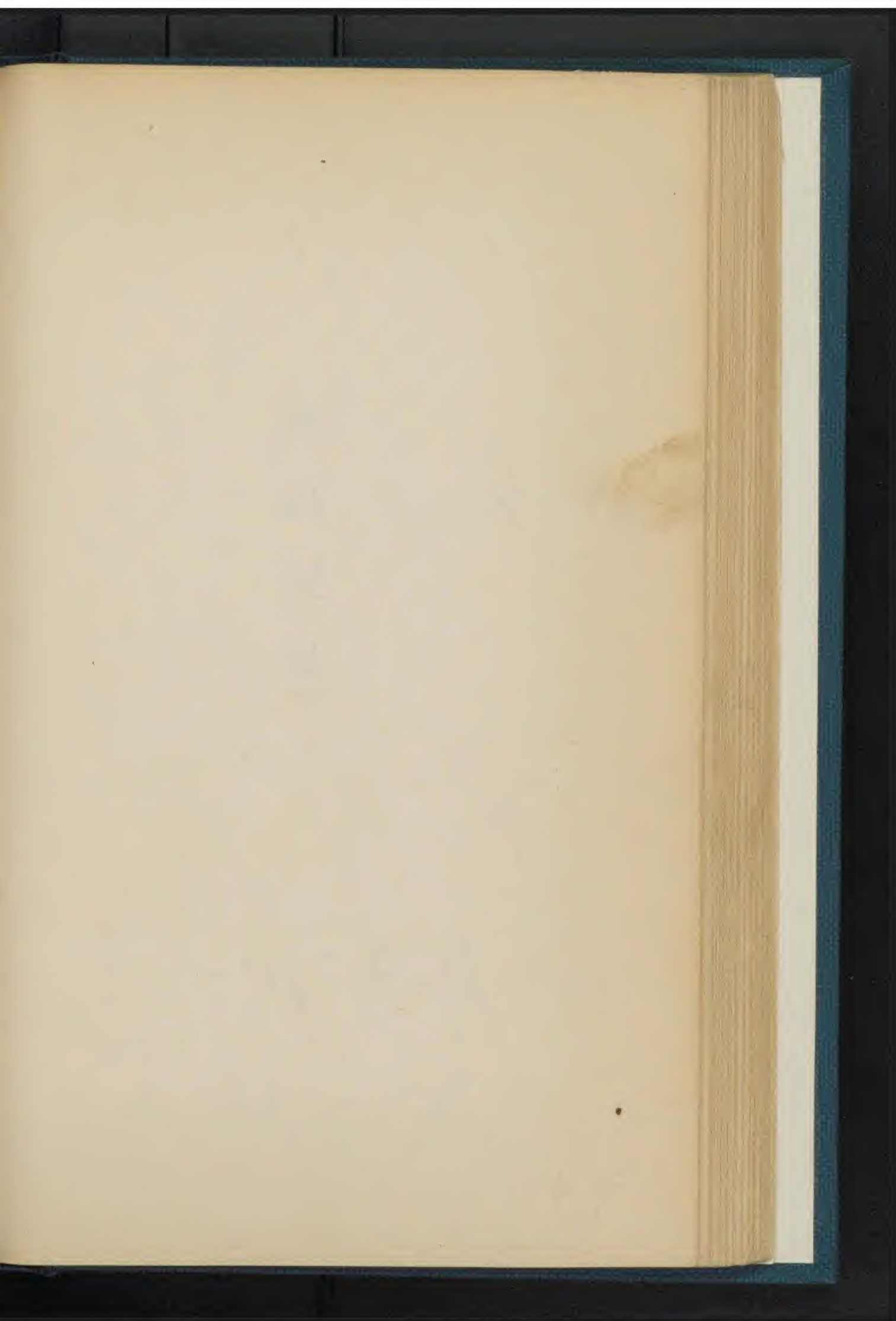
5

(1) 英艦 Actaeon 1859 對馬ノ尾崎灣ニ入り留マルコト約一ヶ月之ヲ測量シ此年 1861 再ヒ之ニ入リシニ會マ露艦ノ灣内半崎ニ在リテ陸上ニ根據地ヲ設置セルヲ發見セリ露艦ハ Possadnic 號ニシテ Actaeon ニ先ツコト二ヶ月此地ニ來リシモノナリ英艦ノ入ルヲ見テ根據地ヲ引拂ヒ去ル (Cathay and Cipango by W. Blakeney) 尾佐竹猛氏ノ幕末外交物語ニ詳記アリ

(2) 事ハ ^{明治2-2-19}1869-3-31ノ日附ニテ九十九年ノ租借ヲ許シタルモノニシテ北海平定後明治二年十月政府ハ金62,500弗ニテ證文ヲ買ヒ戻セリ (尾佐竹氏) 天正年間秀吉カ葡人ヨリ長崎ノ地ヲ沒收シタル以來ノ國際事件ナリ

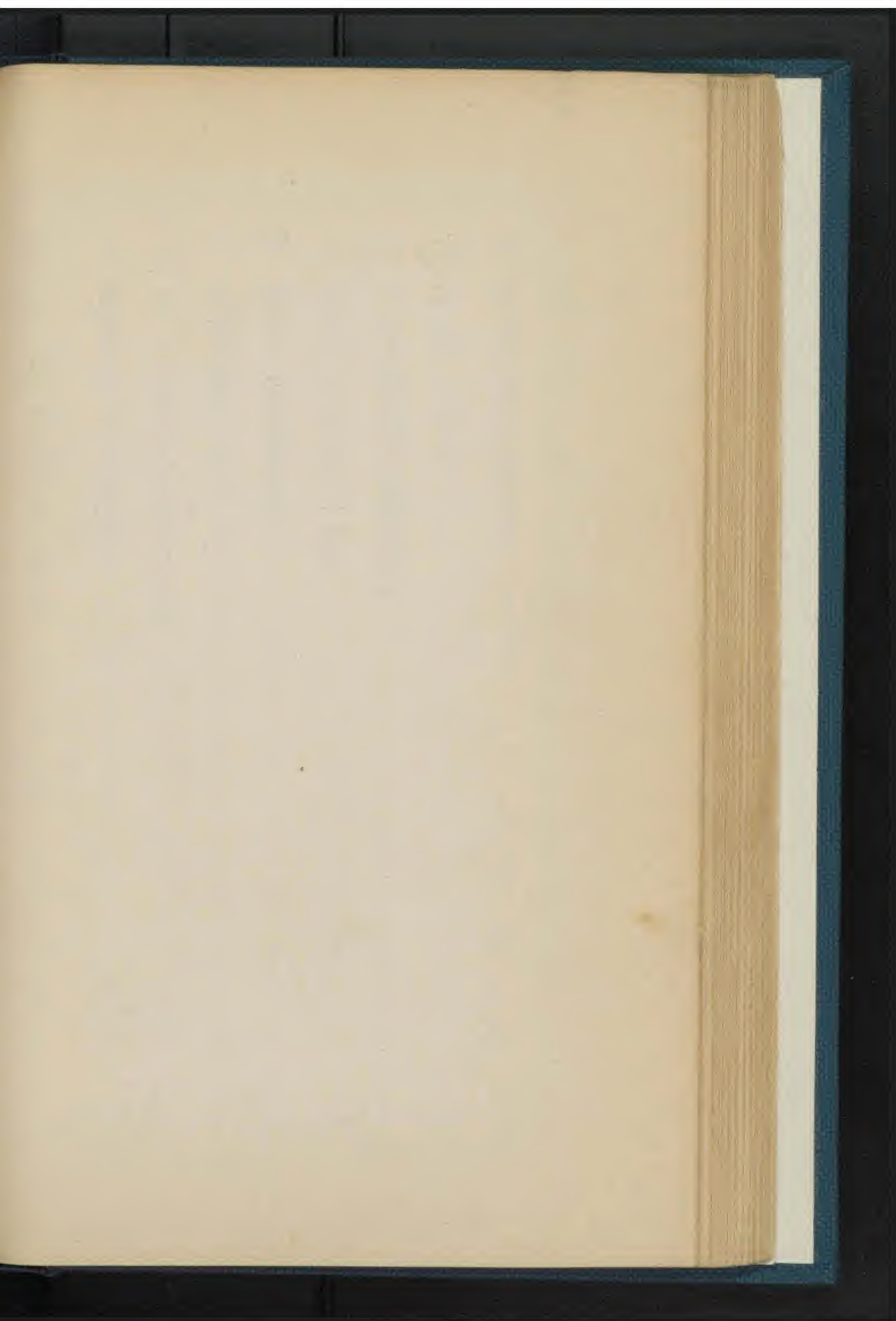


冊
尾
附
錄



册尾附録目次

一	海軍歴史ノ小笠原島記事	103
二	水戸ノ快風丸到石狩川口記事	113
三	異船打拂令ノ消長	115
四	露人ノ千島諸島來侵	121
五	露領及北米漂流者一覽表	129
六	ペルリ艦隊訪日遠航行動表	133
七	濠洲ノ發見	137
八	洋人日本探檢書籍目錄	151
九	鐵炮記	159



附 錄 第 一

海軍歴史ノ小笠原島記事

勝海舟ノ海軍歴史ハ其ノ卷ノ十、十一、十二ヲ小笠原島開拓ノ記ニ充ツ其ノ最終ニ曰ク

按スルニ小笠原島ハ大洋中ニ碁布シ叢爾タル大倉ノ一粒ニ過スト雖モ遙ニ伊豆地方ニ對峙シ八丈諸島ヲ距ル甚タ遠カラス隱然トシテ我カ南疆ノ藩籬タリ豈之ヲ度外視スヘケンヤ

文祿二年（千五百九十三年）信濃深志領主小笠原民部少輔貞頼徳川家康公ノ旨ヲ受豆州下田ヨリ出帆此島ニ到ルヲ始トシ因テ命アリテ小笠原島ト名ク其後元祿中ニ至リ再ヒ渡航センコトヲ乞フ者アリト雖モ許サレス承應中紀州橘商船難風ニ遭ヒ此島ニ至リ歸帆ノ上申立延寶三_{乙卯}年（千六百七十五年）閏四月五日長崎住島谷市左衛門外三十八人記章資給ヲ賜リ出帆此船ハ長崎奉行牛込茲鎮ニ命セラレ唐製ノ巨艦ヲ造リ乘組同年五月五日着船六月五日巡見相濟ミ出帆同月二十二日下田へ歸帆享保中此島見分ノ者被遣候趣承及貞頼末孫小笠原宮内ヨリ渡海相願由緒分明ニヨリ願之通被差許人家無之ニ於テハ追々民家引移シ可被申別段見分ノ者ハ遣ハサレ間敷旨ヲモ命セラル享保五_{庚子}年（千七百

二十年) 正月遠州荒井商人五兵衛船長左太夫水主八十八人至ル元文元^{丙辰}年(千七百三十六年)濱町船持善助等七人至ル同四^{己未}年(千七百三十九年)正月堀江町船持善八船頭富藏十人至ル天明五^{乙巳}年

(千七百八十五年) 三月土佐赤浦商人儀七等七人至ル同七^{丁未}年(千七百八十七年) 十二月大阪北堀

江米商人龜次郎船長儀三郎等九人至ル寛政元^{乙酉}年(千七百八十九年) 六月薩州志布子浦商人三右衛

門船長榮右衛門等八人至ル天保十^{己亥}年(千八百三十九年) 十一月十日奥州氣仙郡小友浦庄兵衛船頭

三之丞外四人難風ニ遭ヒ正月四日漂着同年三月二十四日下總銚子浦へ歸帆其他ハ五六年十一二年十

七八年或ハ二十年在留便風ヲ得歸國申立ル旨以上舊記ニ見ユ

抑當時我國ノ船舶ハ矮陋ニシテ風濤ノ險ヲ冒スニ足ラス又航海ノ業ハ一切之ヲ賤民俗父ノ手ニ委シ絶テ測量及其他ノ技術ヲ講セサルカ故往々魚腹ノ患ヲ免レサルハ理ノ當ニ然ルヘキナリ故ヲ以テ人々逡巡畏縮シ漸々其足跡ヲ此島ニ絶チ終ニ放棄シテ顧ルコトナキニ至レリ而シテ外人ノカルホルニヤ沿岸及布哇等ヨリ廣東地方ニ往來スル者日ニ蕃ク概此航路ニ由ラサルハナシ

千八百二十年(文政三年) 甲比丹ベ^ーセ^ー此島ニ至リ「アルゾビスポ」ノ名ヲ命ス英ノ船卒二人隨

意ニ爰ニ止ル此ノ二人ノ者甲比丹ノ船發セシ後サンドキツチニ赴キ米人二人デネマルカ人一人カメ

ハメハ三世ノ臣人男五人女十人ヲ移シ己レモ共ニ無人群島ニ居住セント計レリ

千八百二十五年（文政八年）英ノ甲比丹ヒユーチエ此島ニ至リ英ノ所領トス

枋内註 マルドックニ曰ク千八百二十七年英艦プロツソム艦長ビーチエ小笠原島ニ至リ英王ノ名

ニ依リ占領ヲ宣言ス

土人ハ之ヲ嫌ヒ此地ノ頭取ナル者其ノ政事ヲ行ヒ英ノ法ニ從フヲ好マス

枋内曰ク Narrative of a Voyage to the Pacific and Bering Strait performed in H. M. S. Blossom under the Command of Captain F. W. Beechey R. N. in the Years 1825, 26, 27, 28. ニ依リハ同艦ハ千八百二十七年五月琉球ヲ發シ六月九日小笠原群島ニ達シ父島ノ二見港ニ入り泊シ島ヲ英領ト宣シ事由ヲ銅板ニ刻シテ樹上ニ釘着シ島ヲ英政府ノ内務大臣ノ名ニ由リピール島ト名ケ港ヲオクスフオード僧正ノ名ニ由リポイトロイドト名ク此ノ時英ノ捕鯨船ウイリヤム號ヨリ逃レタル英人二名在住ニケ年ニ及ヘルモノヲ見ル尙ホ此ノ島ハ千八百二十五年英船サツプライニ依テ先ツ發見セラレタルヲ確メタリ

母島群島ハ千八百二十三年英ノ捕鯨船（船長コツヒン氏）入泊セシ事アリ

數年前マニラニ於テ出版セラレタル Navigacion Especulativa Y Practica ニ記載サレタル Yslas del Arzobispo ハ明カニポーニン島ニ當リ千八百十七年 M. Klapproth in his mémoire sur la Chine and

by M. Abel Remusat ノ著書ニボーニン島一名ムウーニンシマハ八十餘島ニ成リ内ニ大島アリ云々
ニ至リ稍ヤ詳カナリ

有名ナルケンベルノ記事ニ曰ク千六百七十五年日本船暴風ノ爲メ航路ヲ失シ八丈ノ東方三百マイルニ於テ一島ニ難破ス arrack tree (aroca?) 多ク又 crabs (turtle?) 多ク長サ四尺ヨリ六尺ニ及フ島ヲフネジマト名ク無住ナルヲ以テナリ

小笠原群島ハ千八百二十三年ニ至リ M. Abel Remusat 氏ノ説ニ依リアロースミスノ圖ニ記載サルルコトトナレリ

翌千八百二十八年魯ノ甲比丹リユツケ此島ニ至リ領地トセントノ手段ヲナセリ

枋内註 千八百二十八年露船長 *Yutke* 小笠原島ニ至リ占領ヲ宣ス

又西班牙人ノ至リシ時ハ「アルゾビスポ」ト名付ケタリ千八百三十年(文政十三年)米及歐人サドキツチ島ノ男女數人ヲ伴ヒ到レリ千八百三十一年英ノ捕鯨船難破シ十二人此島ニ上リ内四人止マル

枋内註 米人ナサニール、セーボレヲ長トシ歐米及サドキツチ人ノ一團千八百三十年永住ス

ミセルクエイント云者ヘール島徒民ノ詳記ヲ著ス此島ハサドキツチニ居ル英ノ領事官及直ニブリ

タニヤノ政堂ヨリ防護ス英ニテ此土ヲ守ルヘキ兵士ヲ送ルニ決セハサントキツチノ交易半ヲ割テル
ロイトヘ移サント或人云ヘリ千六百年代ノ半ニ及ヒ日本ノ圖中既ニ此群島ニ家ヲ營ミ村落ヲ成セル
ヲ載セタルアリ然ルニ其民流移シテ再ヒ以前ノ如ク無人島トスルハ何ソヤ

千八百五十三年（嘉永六年）四月十日合衆國水師提督ベルリ我國碇泊中加比丹シヨイルロ、アボツ
トニ命ジ此島ヲ検査セシメ又書ヲ本國ノ海軍省ニ寄セテ汽船ノ碇泊所トセンコトヲ陳ブ又云當然此
島ヲ領スベキ國ハ疑モナク日本ナルベシ此地ヲ發見スル最早ケレバ當今爰ニ住スル者當然是ヲ支配
スルナルベシ總テ他ノ記錄ハ右ニ引キタル千六百七十五年ノ發見ヨリ遙ニ後ノコトナレバ最早ク發
見セシハ日本人ナリ故ニ英人早ク此島ヲ發見セシト云フベカラズ（以上彼理日本記事摘錄）

此論極メテ公平至當トスヘシ然ルニ今ヤ政府軍艦ヲ派シ開拓ニ從事シ以テ我カ藩籬ヲ固ウシ僅ニ外
人ノ據有スル所トナラサリシハ頗ル美舉ト稱スヘシト雖トモ其事決シテ偶然ニ非ラス此時我ニ稍海
船ノ設ケアルニ由ラサランヤ是亦我國ノ銳意海軍ヲ振起セサルヘカラサルノ一例證トスルニ足ルヘ
シ

析内曰ク 右記政府軍艦ヲ派シ云々ニ關シ海軍歴史卷ノ十二廻リ要領ヲ摘録スルコト左ノ如シ

海軍歴史卷之十

小笠原島開拓之上

文久元^{辛酉}年九月十九日於新部屋前溜安藤對馬守申渡

覺

水野 筑後守
服部 歸一

伊豆國附島之御備向取調且小笠原島御開拓之御用被仰付候ニ付而者都合次第御軍艦へ乗組彼地へ罷越巨細實驗イタシ厚勘辨之上見込之趣可被申聞候事

右ノ御軍艦ハ咸臨丸ニシテ艦長即御軍艦頭取ハ小野友五郎ナリ

出發ニ先チ水野服部連名ニテ抵抗者ニ對シ兵力ヲ用フル件ト着島ノ節祝砲ヲ行フ件トヲ上申シ前者ハ許可セラレ祝砲ノ件ハ見合セ候様トノ指令ヲ受ク

又兩人連名ニテ運送船一隻差遣ヲ請ヒ千秋丸ヲ隨伴セシムヘキ許可ヲ得タリ

兩人ハ文久元年十二月三日品川ニテ咸臨丸ニ乗込ミ四日品川出帆浦賀ニ入り七日同發十九日夕父島ニ

到着ス

父島在留人此ノ時三十六人家數十九軒ニシテ内ニ三十二年前三乙島(サンドキツチ)ヨリ渡來セルナ
サニール、セーボレモアリ又英國人ホートン及ウエブノ兩人ト共ニ在留民取締ヲ行フ水野筑後守ハ亞
國書記官ホルトメンヨリセーボレ宛ノ書翰ヲ携ヘ居リ之ヲ交付シ在住民ヲ賑ス

二月父島ノ調査ヲ終リ三月十日母島ニ赴ク母島ニモ英人在住ス復之ヲ賑ス

父島在住者訊問ニ於テセーボレノ此島ニ渡リシハ三乙島ヨリ仕立テ此島ヲ目的ニ派遣セル船ニ英國ノ
三乙島コンシユルチャルタン氏ト米國商人トムシムト同行セルコトカ知ラレ其ノ時ノ移住者ハ二十二
人ニシテセーボレハ初メ三乙島ヨリ仕立ノ交易船ニテ島々ヲ遍訪シ最後ニ此ノ島ニ落付キコンモドル
ペリーノ來島セシトキ米國々旗ヲ預リ所持スルコトナト知ラレタリ

セーボレ取調中各國船ノ來航ノ事ノ内彼ノ渡來初度ノ頃ハ捕鯨船ノ寄泊スルモノ年々三四十艘アリシ
カ四五年來三五艘ニ減セルコトヲ申立又軍艦ハ千八百二十七年ノ英艦プロツソムノ後十八年前英國軍
艦渡來シ其ノ乗員十四人此ノ島ニ逃レ住居シ又十二年前ニモ二檣ノ軍艦渡來セシトアリ
水野筑後守各村ノ無名ナリシヲ大村、奥村、洲崎村ト定メ書面ニ認メセーボレニ交付ス
此後群島總體ノ名ヲ定ムルコト左ノ如シ(於母島)

總名小笠原ト相唱候右ハ三百年程已前名付置候儀ニ有之候其内ニセーボレ罷在候島ハ當島ヨリ廣ク候
間父島ト名付當島ハ其次ニ付母島ト唱へ候間左様可心得候

當島近傍ニ散布有之候五島ハ姉島妹島姪島平島向島ト致置候間左様可心得候
則書付ニ致置候間可相渡候

此ノ時小笠原島内 父島 母島

父島ノ内

洲崎村 袋澤村 奥村 大村

母島ノ内

姉島 妹島 姪島 平島 向島 沖村 同港 片港 北村 同港 南浦 西浦 乳房山 劔先
山

右ノ通書付ニ致相渡一應萬次郎(中濱)ヲ以テ讀聞ケル

此後千秋丸難風ヲ避ケテ田子ノ浦ニ碇泊シタル儘久シク出帆スル能ハス依テ蒸汽代船仕立テノ議起リ
矢田堀景藏ヲ御軍艦頭取トシテ朝陽丸派遣ニ決シ同艦ハ二年二月二十日品川出帆神奈川ニ寄泊シ同二
十二日浦賀着三月朔日同所出帆三日豆州田子ノ浦着同九日同所出帆十七日小笠原島入泊同月二十四日

出帆四月十一日江戸ニ歸着セリ

然ルニ此後移民輸送ノ命アリ同年六月再度同艦ヲ小笠原島ニ派遣ス

朝陽丸再度ノ小笠原島行ニハ伴鐵太郎艦長タリ六月二十六日父島二見港ニ至ル

(二見港及扇ヶ浦ノ名此ノ行ニ於テ初テ見ユ)

水野筑後守及服部歸一二人ノ建白ニ依リ日本領土タル事ヲ宣スル碑ヲ扇ヶ浦ニ建ツ(文句和文)

小笠原島港規則ヲ公布シ文久二年八月先ツ之ヲ添ヘテ米利堅公使ニ小笠原島開拓ノ處置ト共ニ同島ニ

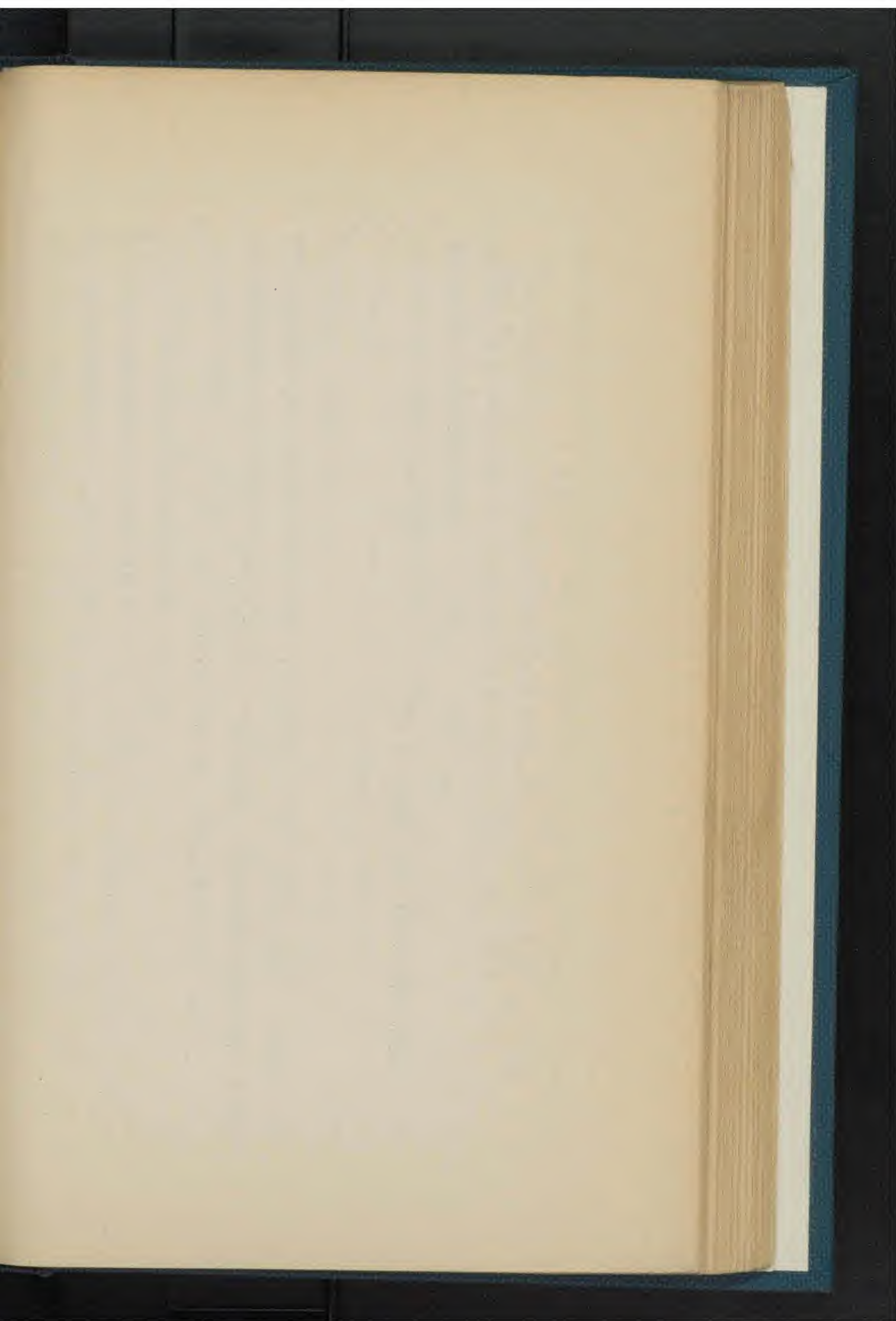
寄港スル外國船ニ對スル便宜等ノ設備ヲ通告シ次テ阿蘭陀、魯西亞、李漏生、葡萄牙、佛蘭西ノ外交

官ニ及ホセリ

明治ノ世トナリテ日本人ノ小笠原島ニ移住スルモノ漸ク多ク明治十三年ニ島ハ東京府ノ所轄トナリ明

治十五年ニ至リ土着外國人皆歸化シテ日本人トナリ昭和二年夏

天皇陛下ノ行幸ヲ仰クニ至レリ



附錄 第二

水戸ノ快風丸到石狩川口記事

(北島志卷一第六丁拔萃)

元祿元年春我義公遣崎山某駕快風船至蝦夷之石狩先是義公命作大船於南部地南部津輕二侯助役前後經十歲始成至是自那珂港發船六月至石狩川夷人喜我船到爭來看之男女殆千餘人皆謂從前未嘗見如許大船至此地者我畀以酒食則益悅以鰻魚熊皮報之其人醉中舉楫相擊以爲戲卽槌擊^{リウカ}也川甚廣深鰻魚甚衆殆至妨舟楫以鰻魚百尾換米一斗二升留四十餘日至八月發船還則颶風大作船漂至北海蓋近韃靼地方也風息抵松前以十二月得歸那珂港至公薨船壞不復修我州航海術遂廢云

大正六年十月ノ水交社記事第百九十四號ニ快風船涉海記事ト題スル一齣アリ其中ヨリ拔萃スルコト左ノ如シ

快風丸建造費七千兩 舟大工大阪ヨリ來ル

石狩川口へ航海ノ往復松前ニ寄泊ス往路松前ニテ案内人ヲ雇フ

乗員ハ崎山市内御船役人、楫取二人、帆役二人、醫者一人、御目付足輕一人、押目付一人、イカリ役一人、大工一人、舟大工、總人數六十七人

アンジン箱ト云者船屋形ノ上ニ矢倉ノ様ニシテ四尺四方有此ノ内ニ慈石(一尺四方)海路ノ繪圖カジ取ノ役ニテ兩人シテ代ル々慈石ヲ見詰メテ居ル

御船ノ内ニ傳馬ト云舟二艘入置陸へ用候時ハ此舟へ乗行常ハ大舟ノ中ニ置也大テンマ長サ九間櫓八丁立小傳馬長サ六間櫓六丁立ナリ

崎山市内十石三人扶持位舟ノ事勿論天文者ナリ後十石御加増二十石ニ成サレ享保十年以後歿ス子家督相續親ハ與力恰好ニ見ユル也御舟ノ事總シテ金銀入目等ニ至ル迄不殘市内支配也人品勝レテ能キ人ナリ

帆役楫取役碇役何レモ長崎或ハ大阪者ノ由格式ハ御水主小頭ノ格ナリ

附錄 第三

異船打拂令ノ消長

寛永十六年四月五日鎖國令ヲ布ク（寛永鎖國令ト云フ）

慶安奉書ト稱スルモノアリ曰ク

異船カ沖ニ在ル刻リハ聊爾ニ取掛ルコト無用ニ候

寛政三年九月一日寛永打拂令ヲ修正シテ外船ノ來ルモノニハ其來意ヲ質シ漂流船ニハ薪水食料ヲ給シテ立退カシムルノ融通法ヲ設ク

訓令ニ曰ク

總テ異國船漂着致候ハ、何レニモ手當イタシ先ツ船具ハ取上ケ置キ長崎表へ差遣シ候儀夫々相伺ハルヘキ事ニ候以來異國船ヲ見掛ケ候ハ、早々手當ノ人數等ヲ差配リ先ツ見掛リハ事ガマシク無キ體

ニ致シ筆談役或ハ見分ノ者共ヲ出シ様子ヲ相試シ可申候若シ拒ミ候趣ニ候ハ、船ヲモ人ヲモ打碎キ貪着ナキ筋ニ候間彼船へ乗移リ迅速ニ相働キ打捨ニモ致シ召捕へ候儀モ尤モ相成へク候勿論大筒火矢ナト相用ヒ候モ勝手次第ノ事ニ候筆談等モ相調ヒ又ハ見分等ヲモ拒マサル趣ニ候ハ、成タケ穩ニ取計ヒ右船ヲハ計策ヲ以テナリトモ繋キ置キ船具等ヲモ取上ケ置キ人ヲハ上陸イタサセ番人ヲ附置キ立歸リ申ササル様ニ致シ置テ早々相伺ハラルヘク候若シ異議ニ及ヒ候ハ、捕へ置キ申サルヘク候異國ノ者ハ宗門ノ所モ相分ラス候ニ付キ番人ノ外ハ見物等ヲ禁セラルヘク候

寛政四年十一月マタ命令シテ曰ク

異國船漂流ノ節ノ取計方ニ付キ去亥年（寛政三年）相達シ候趣ハ（即チ前文ノ訓令）領内ハ勿論隣領等へモ兼テ手筈ヲ申合セ置カルヘク候前以テ規定致置候テ然ルヘキ筋ハ相伺ハルヘキ旨去年中相達シ候儀ニモ候間兼々手配イタシ置候船數人數其外大筒ノ有無並ニ一體ノ心得方隣領申合ノ趣等ヲ委細ニ書付テ差出サルヘク候尤モ不時ニ御役人御用序等ノ節ニ相越シ手配ノ様子ヲ見分イタシ候事モ可有之候間右様ノ節ハ早速人數ヲ差出シ手配備ノ様子ハ見分ヲ受ケ候様ニ致サルヘク候

寛政九年十二月寛政三年ノ令ヲ一層穩便化スル令ヲ下ス所謂寛政令是ナリ曰ク
 異國船漂着ノ節ノ取計方ハ寛政三年委細ニ相達シ置キ候趣ハ勿論ニ候ヘトモ若シ心得違ヒ候テ此方
 ヨリ事ヲ好ミ手荒ノ働ヲ仕出シ候テハ宜シカラス候先方ヨリ重々不法ノ次第ト相決シ止ヲ得サル事
 ニ至リ候節ハ格別ノ儀先ツハ成ルヘキタケ計策ヲ以テナリトモ緊留メ置テ注進可有之候總テ異國船
 ハ漂着候テモ海上ヘ向ヒ候テハ石火矢ヲ打チ候ナラハシノ趣ニ相聞ヘ候ヘハ事故モ無キニ右ニ乘シ
 卒爾ナル取計ヲ此方ヨリ仕出シ候儀ニ念入レラレヘク候且又全ク海邊ニ所領ハ無之面々トテモ近領
 ヘ助力ノ次第ハ先頃相達シ候通リニ候間人數等差越ノ儀ハ猶又心懸ケ置カルヘク候

文化三年一月二十六日諸藩ニ命シ露船ノ上陸ヲ禁シ懇諭スルモ命ヲ用ヒサレハ之ヲ打拂ハシム之ヲ文
 化令ト云フ曰ク

先達テオロシヤ船長崎ニ渡來イタシ通商等ノ儀ヲ相願ヒ候ヘトモ取用ヒ難キ筋ニ付キ其旨申諭シ先
 年與ヘ置キタル信牌モ之ヲ取上ケ歸帆イタサセ候ニ付キ再渡ハ致ス間敷候ヘトモ此後萬一漂流ニ事
 寄セ乘來リ何レノ浦方ニ船ヲ繫キ申問敷モノニモ無之候間異國船ト見受ケ候ハ、手當イタシ人數等
 差配リ先ツ見分ノ者ヲ差出シ篤ト様子ヲ相糺シ彌々オロシヤ船ニ相違ナク相聞ヘ候ハ、能々申諭シ

天保
水令

文政
攘斥令

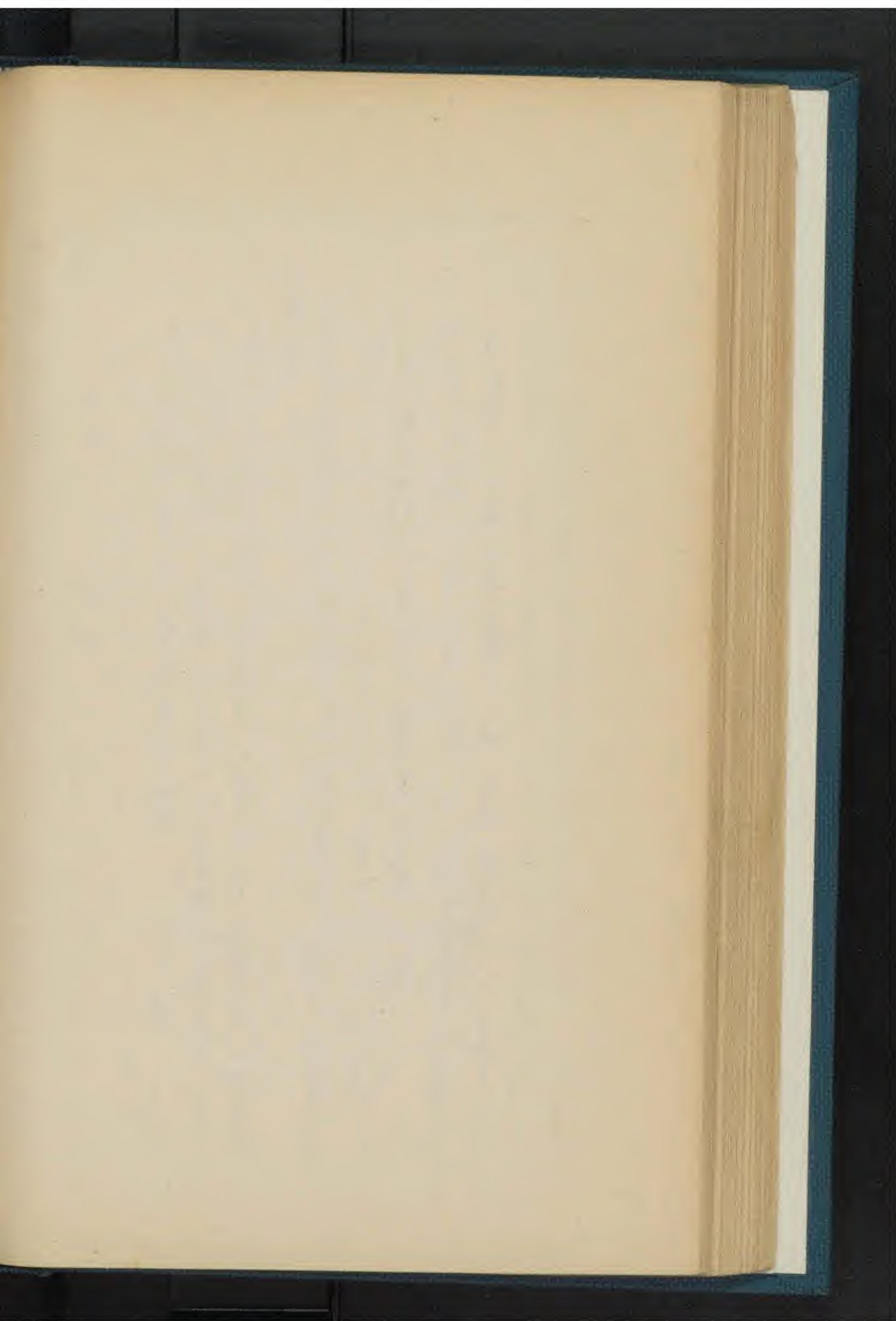
成タケ穩ニ歸帆イタシ候様ニ可相計候尤モ實ニ難風ニ遭ヒ漂流イタシ候様子ニテ食物薪水等ニ乏ク直ニ歸帆成リ難キ次第ニ候ハ、相應ニ其品ヲ與ヘ歸帆イタサセヘク候且ツ何程相願候テモ上陸ハ致サセス歸帆マテハ番船ヲ附置キ見物等ヲモ相禁シ其段早々注進アルヘク候尤モ再應諭シ候テモ相拒ミ歸帆イタサス異議ニ及ヒ候ハ、時宜ニ應シ伺ヒ、ニ、及、ハ、ス、打、拂、ヒ、其旨ヲ申聞ヘク候右體ノ始末ニ至リ候節ハ諸事寛政三亥年異國船ノ儀ニ付キ相達シ候趣ニ准シ取計ヒ可申候

文政八年天文方高橋作左衛門ノ建議ヲ用ヒ二月十五日異國船打拂ヒテ嚴命ス之ヲ文政攘斥令ト云フ其要ニ曰ク

一體イギリスニ限ラス南蠻西洋ノ儀ハ御禁制タル邪教ノ國ニ候ヘハ有無ニ及ハス一圖ニ打拂ヒ、(中略)尤モ唐朝鮮琉球ナトハ船形人物モ相分ルヘク候ヘトモ阿蘭陀船ハ見分ケモ相成リ兼申スヘク右等ノ船ヲ萬一見損シ打誤リ候トモ御察度ハ有之間敷候間二念ナク打拂ヒテ心掛ケ、(以下省略)

然ルニ其後天保八年ニ至リ我漂民ヲ載セ來リタル米船モリソン號ヲ浦賀ニテ打拂ヒ其退テ鹿兒島ニ入ルヤ又打拂ヒノ厄ニ遭ハシメ空シク塙門ニ引返ヘシ我漂民ノ一人ヨリ愁訴ノ書狀幕府ニ傳ハリ深ク後

難ヲ恐ル、ニ至リ天保十三年七月二十六日外國船砲撃ノ制ヲ改メ文化三年ノ令ヲ用ヒシム之ヲ天保薪
水令ト云フ



附錄 第四

露人ノ千島諸島來侵 北島志卷一 (原文漢文)

明和二年露人延遲々(イハン、レエンチ、ト訓ス)始テラツシヨワ、シモシリ二島ニ至リ明年擗捉
 ノシヨツキヤニ至リ島中ノ事狀ヲ問フ歸ツテ得撫島ニ至リ留ルコト三歳延遲々性暴屢々夷人ヲ虐ケ夷
 人皆怨ム後夷衆ヲ拉ヘ國ニ歸ラント欲ス夷長逃ケ去ル乃チ衆ヲ縛シ鍋釜ヲ碎キ船ヲ發シテ去ル

明和六年露人伊畔(イハン、ホロシヒチ、テカノフ、ト訓ス)來リ云フ延遲々暴ノ故ヲ以テ既ニ罪ヲ
 本國ニ得タリ今彼レノ縛シテ去リタル島人ヲ送リ還ヘス而シテ其ノ半數ヲホロモシリ島ニ留メアリト
 且曰ク露人ハ將來島人ト交通セントス嫌疑ノ心ナキヲ要ス我ハ是ヨリ得撫ニ赴キ臘虎ヲ捕ヘントテ得
 撫ニ去レリ

是ヨリ先キ露ノ大船ヲニノフニ入泊ス伊畔之ニ入り越年シ明春小艇ニ駕シテ本國ニ歸レリ此ノ夏エト
 ロフ夷長得撫ニ至リ臘虎ヲ捕ヘシニ露人大衆來リテ夷長ニ迫リ獲ル所ノ臘虎ハ露國ニ取リ上クヘク若
 シ抗命セハ捕虜ト爲サント脅シ勢敵スヘカラス夷長等辛ウシテ逃ケ去リシニ露人尙モ之ヲ追ヒ銃ヲ發

シテ夷長二人ヲ殺スニ至レリ

於是擇捉ノ夷人相議シテ曰ク露人來リテ我島嶼ニ據リ非道此ノ如キニ至ルハ怨恨ノ至リナリ且ツ我等毎年臘虎ヲ捕ヘテ内地ニ交易シ生業ト爲スモノ一朝露人ノ暴舉ニ遭ヒ之ヲ取リ上ケラル、如キ事アリテハ何ヲ以テ將來ノ生計ヲ營マンヤト奮然トシテ羅處和夷長ト衆ヲ率キ船ニ駕シテ得撫ニ至リ臘虎ヲ射獵ス而シテ露人又銃ヲ發シ之ヲ劫カシ盡ク夷人携行スル所ノ家財重寶ヲ掠奪セリ

延遲々以來數年ノ不覺ニ夷人大ニ怒リ一大軍議ヲ開キ毒矢刀槍諸兵器ヲ作り其ノ衆ニ令シテ曰ク露人ヲ見ハ輒チ殺セト遂ニ得撫ニ至リ露人八人ヲ誘殺ス露人多ク磨勘留島ニ在リト聞キ乃チ海ヲ踰エテ島ニ至リ十七人ヲ誘殺ス更ニ和爾腦ニ在ル大衆ヲ殺シ盡サスハ宿憤ヲ霽スヲ得スト之ニ向フニ當リ其敵衆ノ強盛ナルヲ十分ニ戒心シ兵器毒矢ヲ増シ西浦ヨリ山ヲ越エ和爾腦ニ至リシニ露人ハ山ニ傍ヒ川ニ臨ミ穴居スルヲ發見シ急襲シテ露ノ男女數十人ヲ擊殺ス露人散走爭フテ大船ヲ引キ海ニ下ス夷人勝ニ乘シ追擊シ刀槍毒矢ヲ以テ之ニ逼リ斬獲無算露人ノ脱スルヲ得タルモノ僅ニ七人夷人大捷シテ還ル安永元年蝦夷得撫ニ獵ス露人來ラス二年又獵ス露ノ巨艦ヲ見ル蝦夷戰ハント欲ス露人進マス夷人思フ露人ノ來ル必ス前年ノ怨ヲ報イント欲スルナリ然レトモ我今兵力大敵ニ當ルニ足ラス一ト先ツ引揚ケテ後圖ヲ爲スニ如カスト乃チ船ヲ發シテ擇捉ニ歸ル此ノ年海上颶風多シ夷人思フ露人ノ得撫ニ碇泊ス

ルモノ必ス難船シタルナラント明年復得撫ニ獵セシニ露ノ巨艦果シテ破壊シ露人家屋ヲ海濱ニ造リ留
リ住セリ夷人弓槍ヲ構へ逼リ看ルニ露人出迎へ鳥銃ヲ携へス謂テ曰ク我蝦夷ト怨隙アルニアラス舊ヲ
舍テ新ヲ圖リ好ヲ結ヒ通商セントス乃チ夷人ニ煙草及食物ヲ贈リ以テ其ノ意ヲ悅適ス

六年露ノ巨艦和爾腦ニ至リ留リ住ス露人乃チ此ノ地ニ徙リ住ス露人二島ノ蝦夷ノ仇殺ヲ聞ク則チ其ノ
侵奪スル所ノ諸島ニハ皆酋長ヲ置キ狐皮ノ稅ヲ定ム一男必ス一皮トス或ハ臘虎ノ皮ヲ輸スルモノアリ
僧徒ヲ遣ハシ邪教ヲ弘ム一男必ス一婦ナリ拜跪ニハ必ス額ト胸トニ點指ス兩肩ニ鐵器ヲ掛ケ朝夕禮拜
ス皆耶蘇ノ法ナリ諸島及人名ニ改メ命スルニ露語ヲ以テス是ヨリ露人其ノ徒ヲ遣ハシ累々相踵ク欺瞞
譎張至ラサルナシ得撫ヨリ以北ノ諸島皆改メテ名ヲ命シ露ノ隸屬トナス我國旣ニ遠略ヲ以テ念ト爲サ
ス故ニ露ノ改メテ我屬島ニ命スルモノ其ノ何ノ歲月ナルヤヲ的知スル能ハス唯夷人ノ言ヲ以テ之ヲ考
フルニ羅處和以北ニ命スルモノ延享寬延ノ間ノ事ニ係リ羅處和以南ノ改名ハ明和年間ノ事ト爲スヘキ
カ如シ蓋シ極北諸島ヨリ皆一二ノ紀號ヲ命シ得撫ニ至リ蟬腦才(センナツサトイ)ト云フモノ猶十七
ト云フカ如シ

柄内曰 露人ノ千島列島ヲ侵略スルヤ占守阿賴度幌筵ト數へ來リテ國後ニ至リ二十ヲ算シ皆命ス
ルニ數名ヲ以テス

安永七年露人迷的理（ヘントウセ、メテリヤ、ウコヘツ、ト訓ス）羅處人ヲ通譯トシ東蝦夷機答布（キリタツブ）ニ來リ上疏シテ通信交易ヲ請フ適マ松前ノ士新井田大八稅舖ニ在リ告ケテ曰ク今年ハ速ニ歸國スヘシ明年重ネテ來リ指揮ヲ受ケヨ迷的理乃チ歸國シ明春ニ至リ復來リテ土物ヲ獻シ互市ヲ允サレンコトヲ請フ松前曰ク外國交易ハ蝦夷ノ能ク辨スル所ニ非ラス宜ク長崎ニ至リテ請フヘシト乃チ糧食ヲ與ヘテ之ヲ還ラシム松前又羅處和人ニ諭シテ曰ク是後汝等來リテ交易セントセハ露人ト共ニセサルモノハ之ヲ許スヘシト然レトモ此ノ時羅處和ハ既ニ露ノ脅制スル所トナリ獨リ來ルコト能ハス迷的理又得撫ニ至リ船ヲ和邇腦ニ繫ク明年大地震アリ海嘯ヲ伴ヒ其船ヲ飄シテ山上ニ打揚ク迷的理小船ヲ造リ始テ歸國スルコトヲ得タリ

先是延享元年（千七百四十四年）陸奥南部ノ商船風ニ遭ヒ漂フテ鄂羅斯國ニ至リ（佐井ノ竹内徳兵衛ノ事ナリ）其ノ生存者勝左衛門利八等五人露人ノ撫恤ヲ受クルコト甚タ厚ク勝左衛門ニ僞官ヲ授ク其子年少ニシテ才アルヲ以テ命シテ一船帥ト爲シ七十人ヲ率キ巨艦ニ駕シ日本ニ向ハシム海路中殺サレ一船皆死ス何人ノ爲ス所タルヲ知ラス其船漂フテ得撫ノ阿答吐彝（アタツトイ）ニ至ル適マ蝦夷往テ之ヲ視レハ則チ船空フシテ人無シ唯一屍アリ斫殺セラレタル狀アリ甞屬木綿金器硝藥等ノ露貨堆積ス

蝦夷意怪其ノ何ノ故タルヲ知ラス當時夷中政未タ嚴ナラス夷人乃其貨物ヲ奪ヒ又露人ヨリ後日殺奪ノ疑ヲ受ケンコトヲ恐レ其ノ船ヲ燒キ以テ迹ヲ滅ス後夷人遠島ニ到ル者アリ之ヲ露人ニ告ク露人大ニ怒テ曰ク國王ノ臨ム所必ス政道アリ故ニ其ノ人民匪法ノ事ヲ肯テ爲サス然ルニ今此ノ事アルハ其ノ政道ナク主君ナキカ故ナリ安ンソ日本ノ統轄ニ屬スト云ハンヤ今進ンテ其ノ地ヲ開拓セハ是其ノ島ノ主君ナリ露人はヨリ屢々忿言アリキト云フ

天明五年迷的理重ネテ來リ山上ノ大船ヲ引卸サントシタルモ克ハス

天明五年勘定奉行松本秀持命ヲ受ケ山口高品佐藤行信皆川秀道青島軌起菴原宜方ヲ遣ハシ蝦夷ヲ巡視セシム其ノ訓令中ニ曰ク且ツ聞ク松前獻スル所ノ玉錦鷺羽ハ是異域出ス所遠ク蝦夷ヨリ至ル加フルニ近歲夷狄赤人ト稱スル者蝦夷ニ來リ商買シ往々其ノ物產ヲ買フ恐クハ外國往來ノ路アラン宜シク力ヲ盡シテ究問シ地理ヲ審ニシ要領ヲ得府ニ歸リテ逐一上聞スヘシ高品等乃チ蝦夷ニ至リ東西部ヲ分チ探討ス高品軌起ハ東部厚岸機答婦ニ行キ海ヲ踰エテ久奈志理ニ至リ越土呂府宇兒婦諸島ヲ探ラント欲ス逆風ニ遭ヒ留ルコト數日松前ノ臣郷導ヲ爲ス者渡海艱難ヲ言ヒ以テ之ヲ沮ム已ムヲ得スシテ松前ニ引還ヘス佐藤行信ハ西部ニ行ク明年高品軌起遂ニ越土呂府ニ至リ露人伊如欲(イジユヨ)等ヲ召見ス海ヲ踰エ宇兒婦島ニ至リ還リ具ニ加模沙斯加等ノ諸島嶼安永年間ヨリ露ニ蠶食侵淫セラレ遂ニ宇兒婦ニ

及フノ狀ヲ言上ス然レトモ此時松本秀持既ニ黜ケラレ桑原盛員之ニ代リ事遂ニ寢ム寛永三年松前高橋寛光ヲ遣ハシ北蝦夷ニ至リ商館ヲ建テ地方ヲ視察セシム西ハ孤潭突(コタントル)ニ至リ東ハ志禮杜胡(シレトコ)ニ至リテ還ル

寛政四年幕府最上常矩ヲ遣ハシ北蝦夷ニ至ラシメ西ハ峯内(クシユンナイ)ニ至リ東ハ騰物(トウブツ)ニ至リテ還ル

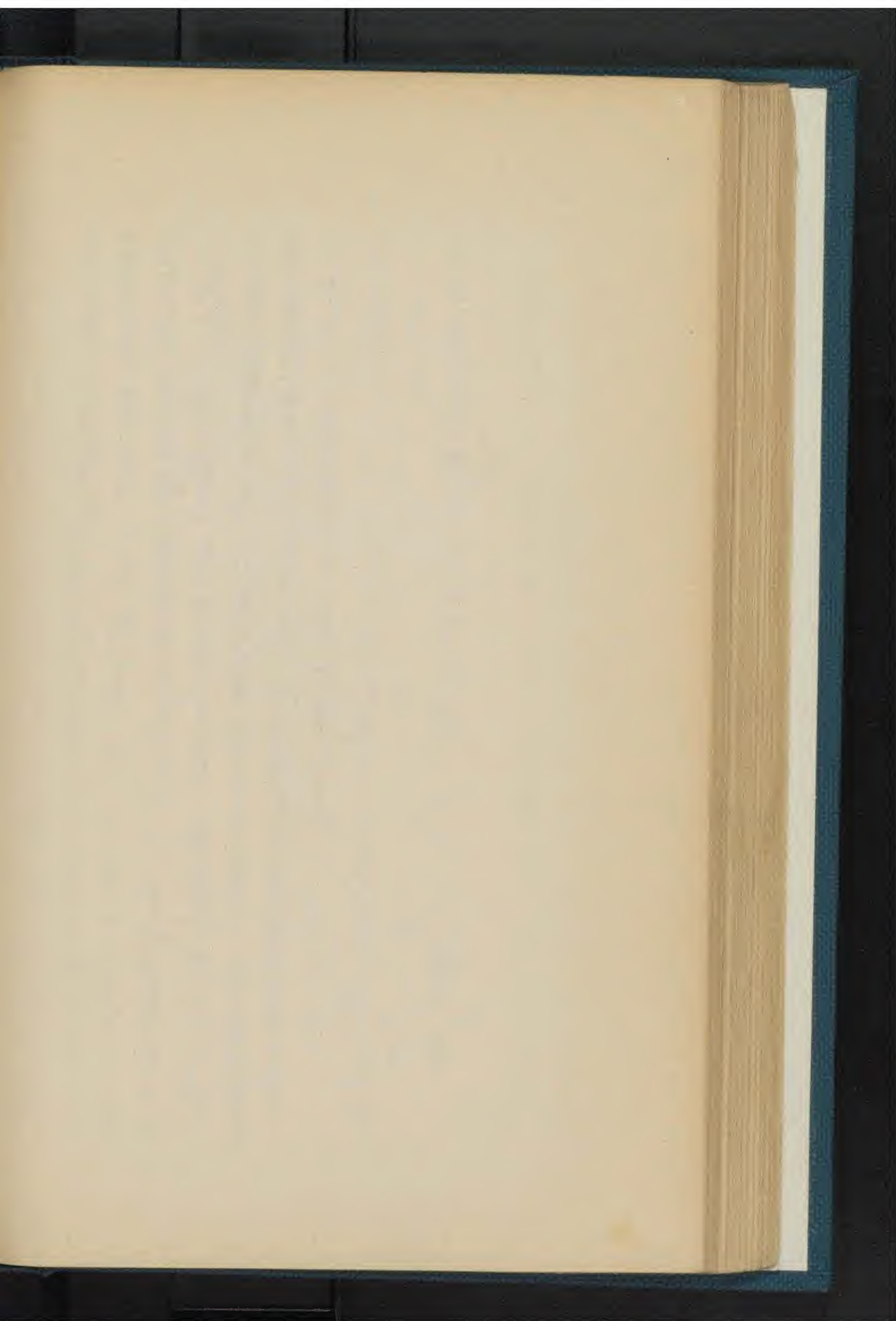
寛政四年竦苦滿(ラツクマン)伊勢ノ白子ノ漂民幸太夫磯吉ヲ送り根諸(ネモロ)ニ來ル(諸書ニ詳ナルヲ以テ略ス)

寛政七年露人滑失力(ヘントウセ、ワシリ、コンネニテ)復宇兒婦ニ來リ山上ノ大船ヲ引キ海ニ卸サシコトヲ圖ル船稍損傷シ用ニ堪ヘス滑失力乃チ其ノ徒三十三人ト留リ居リ網ヲ以テ臘虎ヲ捕ヘ厚岸根諸久奈志理越士呂府ノ蝦夷ト交易ス當初松前令ヲ下シテ之ヲ却ケス故ニ虜人偃然自得シ宇兒婦ヲ視テ己カ有ト爲シ任意漁獵シ放縱憚ルナシ然シテ滑失力性暴虐ニシテ人心服セス往々小舟ニ駕シテ逃レ去ルモノアリ

八年秋八月虜艦一隻蝦夷ノ阿部田ニ至リ山ニ登ルモノ三十人布袋ヲ張リテ屋ト爲シ留ルコト九日斧斤ヲ以テ大木ヲ斬伐ス松前高橋寛光加藤肩吾等ヲ遣ハシ往テ見セシム虜言フ是レ暗厄俚亞國人貌刺東

(プロートン) 伯西兒ヨリ角利勿爾尼亞ヲ經廣東ニ赴カント欲シ颶風ニ遭ヒ此ニ至ル請フ薪水ヲ賜ヘ
ト明年秋貌刺東ノ船復繪鞆ニ至リ薪水ヲ請フ松前其ノ重ネテ來ル勿レト諭シ之ヲ却ケ還ヘス

幕府露國カ蝦夷ノ屬島ヲ蠶食スルモ松前ハ藩小ニ兵寡キヲ以テ力制スル能ハサルヲ聞キ寛政十年渡邊
胤大河内政壽三橋成方等ヲ遣ハシ蝦夷地方ヲ巡察セシム石川忠房江戸ニ在リテ夷地ヲ措置スル事ヲ掌
ル胤等松前ニ至リ政壽ハ東蝦夷ノシヤマニ至リ成方ハ西蝦夷ノ宗野ニ至ル三人冬ニ至リ歸府シ具ニ
夷地ノ情狀ヲ申告ス幕議松平忠明ヲ以テ蝦夷地警衛ノ事ヲ管セシム未タ幾クナラスシテ忠房政壽成方
及羽太正養又同ク警衛ノ命ヲ受ク閣老戸田氏教參政立花種周其ノ事ヲ總司ス東蝦夷地ノ南ハ浦河ヨリ
北シレトコニ至ルマテト及諸島嶼ヲ收メ七年ヲ限リ幕府ノ措置ニ從フコトトス



附錄第五

及露
北米領

漂流者一覽表

参 考 書

記

事

Nordenskiold

漂着者17人中二人ノ外皆殺サル Sasa Gonsa ハ露都ニ送ラル

最上徳内ノ蝦夷章紙
環海異聞

1200石船ニテ水夫16人ト共ニ漂流者皆露國ニ死ス徳兵衛ノ墓ハ
Ilkutsk ニ在リ勝右衛門利八長松伊兵衛長助等夫々露國ノ役人
ニ用ヒラル

漂民御覽ノ記

勢州白子村ノ彦兵衛持船神昌丸ニテ乗組十七人ト共ニ鳥羽ヲ發
シ駿河沖ニテ暴風ニ逢フカタリテ女帝謁ヲ賜フ時ニ生存者五人
幸太夫磯吉小市新藏庄藏内前三人日本ニ送ラル

環海異聞

若宮丸八百石船石巻ヨリ江戸ニ至ラントシテ流サル津太夫外十
五人内六人露帝ニ謁ス津太夫保平左平太郎露國ヲ乞ヒ許サレ
他二人ハ露國ニ留マラント乞フ此ノ時ノ通辯ハ新藏也

1812ノ冬ヲリコルドト共ニ勘察加ニ送り翌十三年リコルドト共
ニ國後ニ來リゴローニン釋放ノ事ヲ斡旋シ功ヲ奏ス而シテ嘉兵
衛自身モ放タレテ日本ニ歸リ天年ヲ終フ時ニ文政10年59

Voyage of Morrison

太平洋ニテ難破セシ船夫三人クインシャーロット島ニ漂到セシ
モノ米國土人ノ爲メニ捕ヘラレ幸ニコロンビヤ河口ノ英國毛皮
會社員ニ贖ハル英國ヲ經テ澳門ニ送ラレ此處ニテ更ニヒリツビ
ン諸島ニテ難船セシ我漂民四人ト會ス澳門ノ一米國商館ハ新ニ
日本ト通商ヲ開クノ具ニ之ヲ利用セントシ1837 Morrison 號ヲ
艦シテ日本ニ送リ來ル Morrison 號ハ浦賀及鹿兒島ニテ打拂ハ
レ空シク漂民ヲ載セテ引揚ク

萬次郎歸朝ノ翌嘉永六年從公儀被召出新規御抱入御普請役格ト
ナル高二十俵二人扶持

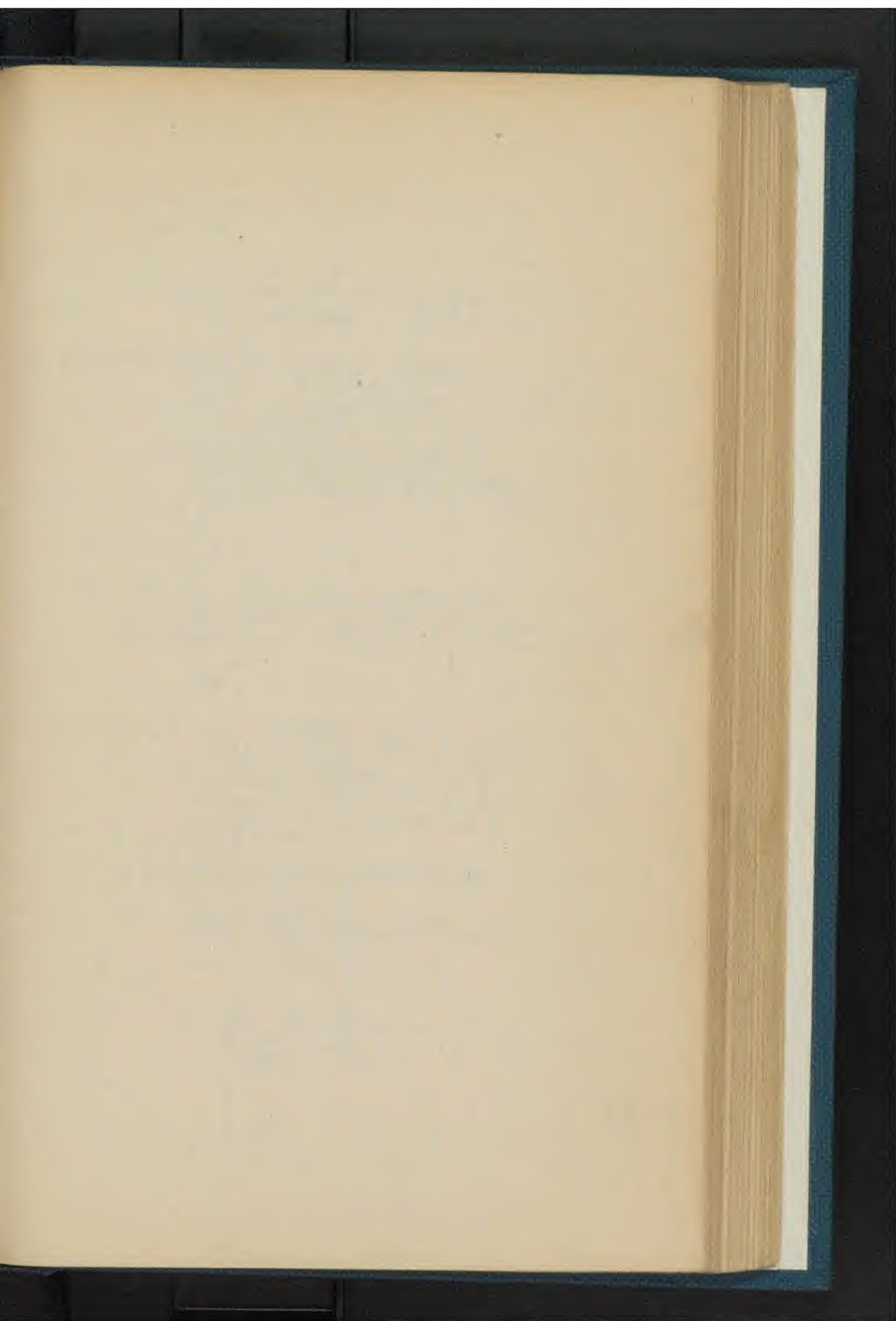
弘化二年米ノ捕鯨船 Mercator 日本北海ニテ十數人ノ漂民ヲ救
ヒ之ヲ送リテ浦賀ニ來ル幕府特例ヲ以テ之ヲ受取ル

續南蠻廣記 p. 223 ニ曰ク

1744ノ竹内徳兵衛以前ニ露領ニ日本人ノ漂着セルモノ三回アリ

第一回ハ元祿ノ末年
第二回ハ寶永年中
第三回ハ享保中 } 三回トモ日本ノ記録ニ缺ケテ居ル

人 名	住 所	漂 着		歸 朝		
		何 處	年	年	何 便	
Sasa 及 Gonsa	陸摩	勘察加東岸	1729		歸朝者無シ	
竹内徳兵衛	佐井港	勘察加	1744		皆露國ニ終ル	
幸太夫 (神昌丸)	勢州龜山領 南若松村	アリウシヤン 群島中	1782	1792	Adam Luxmann	
津太夫 (若宮丸)	寒風澤	アリウシヤン 群島中	1793	1804	Resanoff	
繼右衛門 (慶祥丸)		オンテレーツケ		1804	1806	千島列島ヲ經
五郎次 (擇捉番人)			1807	1812	Ricord	
高田屋嘉兵衛	兵庫	國後沖ニテリ コルドニ捕ハ ル	1812	1813	Ricord	
喜三右衛門 (永壽丸)			1813	1816		
長右衛門 (督乘丸)			1815	1816		
壽三郎		米國西岸	1831	1837	Morrison	
中濱萬次郎	土佐ノ漁師	米國	1841	1852	米船	
某		日本北海	1845	1845	米ノ捕鯨船 Mercator	
紀州長助		米國	1850			



附 録 第 六

◇ペルリ艦隊訪日遠洋航海行動表 (有終十五年十月號)

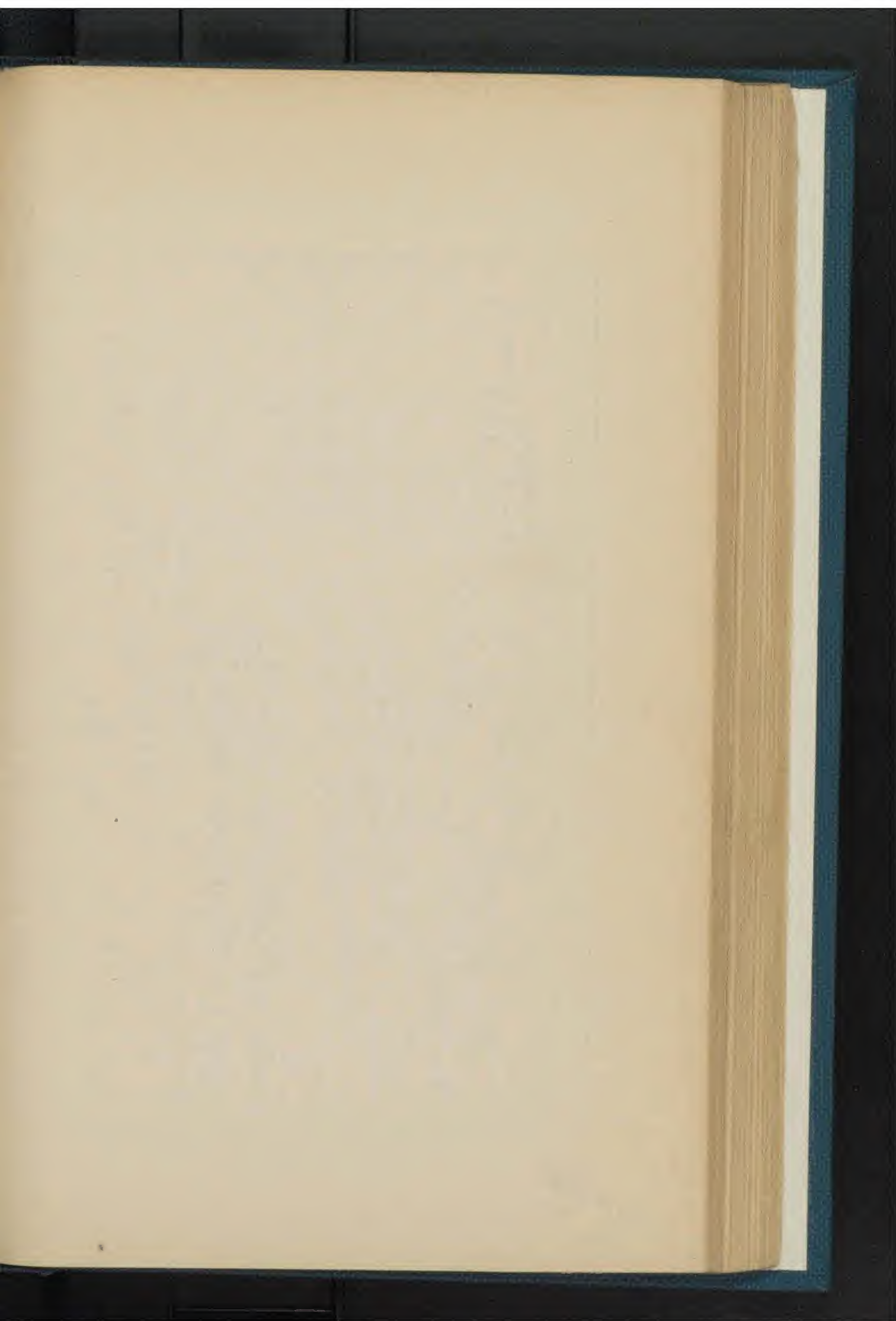
本表はペルリ提督東洋視察報告書第一卷を摘譯し、之を表式に作爲せしものなり。(一五、八、二)

陸軍歩兵大佐 竹 内 東 一 郎

旗艦ミシシッピー號に座乗一八五二年十一月二十四日ノトフォーク軍港(チエサクビーク灣内)發

經 過 地	着 年 月 日	發 年 月 日	記 事
マデイラ(葡領)	一一、一二	一一、一五	碇泊中海軍卿へ意見具申をなす。
セントヘレナ(英)	1853年一、一〇	一、一一	ナポレオンの英魂を弔す。
ケープタウン	一、二四	二、三	
モーリシヤス(佛)	二、一八	二、二八	ボーハタン及アレガニー號遣及合隊す。
セイロン	三、一〇	三、一五	
新嘉坡	三、二五	三、二九	
香港	四、七	不 明	當時長髮賊の爲、長江以南動亂中なりしを以て、一隻宛交代して、廣東在留米國民を保護す。

紐育	香港	那覇	下田	函館	下田	横濱	那覇	香港
育	港	覇	田	館	田	沖	覇	港
1855年四、二三	着の月日不明	七、一	六、七	五、一七	四、一八	二、一三	1854年一、二四	八、七
1855年四、二三 出發以來二年 五ヶ月にして 歸着。		七、一七	六、二八	六、三	五、九	帆走隊四、一六 汽走隊四、一八	汽走隊二、七 帆走隊二、一	1854年一、一四
ベルリは旗艦に至り、其司令長官旗を卸ろし、茲に其重大なる任務を完了せり。	（ベルリは之より先き健康を害し、海軍卿の許可を得、艦隊の指揮を先任艦長アボット大佐に委し、副官を従へ、香港より英國郵船に乗じ、印度を経由、翌一八五五年一月十二日紐育歸着。）	マセドニアン、サツプライ二隻をして臺灣比島を巡航、香港にて合せしむ。 ポーハタンをして寧波、福州廈門を巡航、居留米人を保護しつゝ香港にて合せしむ。	琉球へ航海途中鹿兒島縣大島に土官二名を上陸せしめ、港灣を偵察せしむ。	函館港の天嶮に殆ど防備なきを嘲笑す。 サザンブトン號を以て噴火灣及室蘭港を偵察測量せしむ。	下田出發前旗艦をミジツビに移す。 琉球へ航海途中鹿兒島縣大島に土官二名を上陸せしめ、港灣を偵察せしむ。	後我全權横濱に於て會見し、日米和親條約成立し、下田、函館を開き領事の下田駐在を許す。 三月三十一日條約調印後 汽走艦二隻品川沖に進入し、江戸の防備を望む。 マセドニアンを小笠原島に派遣す。（四月十一日發）	右の帆走艦隊（マセドニアン、バンダリア、レキシントン、サザンブトン）に追及せしむ。 右の帆走艦隊（マセドニアン、バンダリア、レキシントン、サザンブトン）に追及せしむ。 汽走艦隊（サスケハンナ、ミジツビ、ポーハタン） 到着前米海軍病院及貯炭庫建築成る。艦隊は左の七隻より成る。	プリマスを琉球警備に残し、其間小笠原島に政廳設置の件及再度の測量を命ず。バンダリア、ポーハタンの二隻を令下に加へらる。艦隊はカン・シン・ムン港（香港と澳門間の良港）に滯泊。此間軍艦一隻を廣東に派し、陸戰隊を上陸せしめ、居留民を保護す。訪日の爲再航期露佛艦の怪しき行動により早めらる。 ベルリ香港出發前、香港總督サー・ジョージ・ボーンハムより英本國外相クラレンドン卿の訓令を傳へらる、即ち「米艦の小笠原島占領に對する抗議」之れなり。



附 錄 第 七

濠洲ノ發見ハ洋人ノ日本探檢ニ關係ナキカ如シト雖トモ其ノ中二三日本探檢ニ言及シタル廉モアルヲ以テ茲ニ採入ス

本篇ハ大正三年九月刊行水交社記事ニ出テタル濠洲みやげノ一部ナリ

濠洲ノ發見

コロンブス、アメリカヲ發見シテ發見熱起リワスコ、ダ、ガマ喜望峰ヲ超エテ印度ニ至ルノ航路開ケ
 西班牙人ハ西ヲ指シテケープホーンヲ廻リテ白露ノリマニ足溜リヲ作り葡人ハ東ヲ指シテ瓜哇ニ根據
 ヲ立テヌ當時歐人ノ未知地探檢ノ主目的ハ徒手黄金ヲ拾ハントスルニ在リキ
 斯ル間ニ當時貧弱ナリシ英國ニドレーキ、ホーキンス、グレンフェル、ギルバート、ラレー、等諸豪
 傑輩出シ「スバニシ、アルマダ」撃滅セラレ英國ハ頭ヲ海上ニ擡ゲ來レリ然モ西班牙ハ猶餘威ヲ保チ
 テ海外發展ニ從ヒ各方面ニ活動シタル間ニ勇敢ナル船長メンダナハ智利ヲ發シテ太平洋ヲ探檢セリ
 メンダナ中途ニシテ死シ部下ハ按針タル蘭人フェルナンデス、ド、キロスニ從ヒ歸國セリド、キロス

ハ南海ニ大陸アリトノ自覺ヲ有シ西王ニ説キテ三船ヲ得「1608」リマヲ出發セリ三船ノ名ハ一ヲ「エル
 キヤピタナ」トシド、キロス自ラ之ヲ指揮シニヲ「アルミランタ」トシルイ、バエズ、ド、トールス
 之ヲ指揮シニヲ「ザブラ」トナス皆六十噸以下ノ小船ナリキ

西人リマヲ發スルニ先チ蘭船「デエイフエン」ハバ^{ニバタビヤ}ンタム^{ニ近キ所}ヲ發シニウーギニヤ探檢ノ途ニ上レ
 リド、キロス、トールスノ兩人ハリマヲ發後數月間ヲ南海ヲ航シインカーネーシヨン島サンエルモ島
 ヲ經西方ニ航シラ、サガリヤ島ヨリ西ニ折レド、ラ、セント、ヘルモサ島ヲ經東經百七十度邊ヨリ南
 ニ折レ一ノ沃土ノ陸ニ達シ二日間沿岸ヲ航シ一良港ニ逢着シテ投錨シ直ニ土人ト開戦シ殺戮行ハレタ
 リ而シテ此時船内糧食乏シク「エルキヤピタナ」及「ザブラ」ノ船内反亂起リ二船ハ歸帆ニ決シド、
 キロスヲ載セテ米國ノ西岸ニ歸投セリ

ド、キロスノメキシコニ還ルヤ發見セシ處ヲ發表シ最終發見地ヲ大陸ナリト稱シ名クルニテラ、オー
 ストラリス、デル、エスピリツ、サンドロヲ以テス是ゾ今ノヘブライツ群島ヲ大陸ナリト誇稱シタルモ
 ノニシテ今猶エスピリツ、サンド島アリ群島中ノ最大島ナリ

ド、キロスハ斯クシテ濠洲大陸ニ接着シタルニ非ルモ彼ノ名ケタルテラ、オーストラリス、ノ名濠洲
 ノ現名ヲ生ミ出セルモノニシテ彼ハ實ニ濠洲ノ名ノ發明者タルニ過ギズトス

此ノ際「アルミランタ」號ノトーレスハ統御ノ才アリ規律ヲ維持シ相失シタル主將ド、キロスヲ搜索シツツ西ヲ指シ遂ニ一帯ノ大ナル陸地ヲ發見シ而シテ其ノ間ニ在ル約百哩ノ空隙ニ突入セリ是ヲ今ノトーレス海峽トス

トーレスハ其後幾多ノ困難ヲ經テマニラニ上陸セリ以上トーレスノ事蹟ハ其後久シク湮滅シテ傳ラザリシガ1792英人マニラヲ砲撃シ一時之ヲ占領スルニ及ビトーレスガ書ヲ西王ニ上リテ航海ノ事實ヲ報告シタルモノノ寫ヲ英人ニ依リ發見セラレテ茲ニトーレスノ名ハ海峽ノ名ニ依リ長ヘニ傳ルコトトナレリトーレスガトーレス海峽ヲ通ラントアセリツツアリシ頃蘭船「デユイヘン」ハ新ギニヤノ海岸ヲ這ヒテ南下シカーペンタリヤ灣ニ入りテ其ノ東岸ニ上陸セリ是レ白人ノ濠陸ヲ踏ミタル初ナラン而シテトーレストハ終ニ相見ズ

「デユイヘン」(蘭語鵠)ノ水夫ハ土人ニ襲ハレ撃退セラレ多クヲ失ヘリ生存者其ノ地ニ命名シテポイント、ケルウエール(タルン)(エゲン)ト云フ還テ報告シテ曰ク廣大ナル陸地ノ大部分沙漠ナルヲ發見セリ慄悍ナル土人アリ船員ノ多クヲ失ヘリト

ケルウエール以北ハ今ノヨーク半島ナリ後年マツ、フリンダース此ノ海岸ヲ測量スルニ及ビケルウエールヲ改メテポイント、デユイヘント名ケ船名ヲ存ス

西人ノ濠陸探檢ハ其後行ハレズ西人ハ遂ニ濠陸ニ觸ルル能ハズシテ終レリ而シテ蘭人之ニ代リ約半世紀間濠洲探檢ヲ續ケタルモ終ニ其門ヲ開クニ及バズ時ニ企圖セラレタルヨリハ寧ロ偶然ニ濠陸ノ北及西海岸ニ達セルモノアリ

和蘭ヲ發シ印度ニ向ヘル「エンドラト」號ノ船長ダルク、ハルトグナルモノ「GIG」十月シヤーク灣ニ來リテ上陸シ地ヲダルクハルトグ島ト名ケ鐵片ヲ樹上ニ打付ケ記シテ曰ク

紀元千六百十六年十月二十日アムステルダムノ「エンドラト」號此ノ地ニ着スルイクノギリス、ミエベー貿易商ノ首席タリアムステルダムノダルク、ハルトグ船長タリ船ハ同月二十七日此ノ地ヲ發シパンナムニ向フ

此ノ鐵片其ノ後「GIG」蘭船「ゲールキンク」號ノ船長蘭人フレイミングニ依リ發見セラレタリ時ニ鐵片下樹上ニ刀痕アリ書シテ曰ク

次席貿易商ジャン、スタイン一等士官ビル市ノピエタル、ツークス紀元千六百十六年

此後「GIG」マデ此ノ鐵片復白人ニ讀マレザリキ吾人ハダルク、ハルトグニ就テ其後聞ク所ナシ（西濠バース市ノ博

物館ニ西濠沿岸ニ古ク沈没セル蘭船ヨリ引キ揚ゲタル遺物）然レドモ一度鐵片ノ樹上ニ釘着セラレタル當時ヲ思ヘ

夥多アルヲ見タリ内ニダルクハルトグ島ノモノモアリキ（蘭語）ノ岬皆

蘭人ノ名ヲ存シテ今日ニ傳フ而シテ 1639 ハウトマン礁ニ難破セン蘭船「バタビヤ」號ハ一時水夫及船客ヲ附近ニ上陸セシメタルヲ以テ實ニ白人ガ濠陸ニ住居シタル始トス

ガーフ、オフ、カーペンタリヤノ名ハ蘭領東印度總督ノ名ニ基キ 1637 蘭船「キアネン」號ノ船長該灣ニ入りタルモノノ名ケタル所ナリタスマニヤノ名ハ十七世紀ノ和蘭ノ大航海者アベル、ヤンス、タスマンニ基クコトハ誰モ知ル所トス然ルニ此ノ島ハワンデイメンスランドト呼バレキヤブテンクツクノ海圖ハ勿論古キ海圖ニハ皆然ク名ケラレタリ而シテ此ノワンデイメンナル名ハ我が大隅海峽ノ洋名ワンデイメン海峽ト稱セラルト同一起原ナリトス今少シクタスマンノタスマニヤ發見由來ヲ説カンニ十七世紀ノ初ニ當リ和蘭ト蘭領東印度間ヲ航スル船ガ屢々濠洲ノ西北岸ニ吹キ流サレ多クハ偶然ニ濠洲大陸ノ存在ヲ紹介シタル中ニ 1627 蘭船「ゲルデン、ゼイバード」ハ本國ヨリ東航ノ途中偶然遠ク濠洲ノ南海岸ニ吹付ケラレ其地ヲ名クルニ當時船客タリシ首席旦那ヲ以テシヌイツランドト呼ビ其頗ル好士ナル事ヲ世間ニ吹聽セリ

此事端ナク蘭領東印度ノ當時ノ總督アントニー、ワンデイメンノ心ヲ動カシタスマンニ授クルニ「ヒムスカルク」及「ゼーハン」ノ二船ヲ以テシ 1642 八月十四日ヲ以テバタビヤヲ發シ南洋探檢ノ途ニ上ラシメタリ

タスマンハ素ヨリ當時一流ノ航海家ナリ初メ先ヅモリリシヤスヲ指シ茲ニ西風ヲ得テ東南間ニ向ヒシニ十一月二十四日ト云フニ東北遙カニ陸地ヲ發見シ高山ヲ背ニスル海岸ヲ望ミタルヲ以テ入リテ泊スベキ港ヲ發見スルニ務ムル内一大荒天ニ襲ハレ今迄見タル陸ヲ失フト共ニ三晝夜苦闘ノ後新ニ他ノ陸ヲ發見シ之ニ入リテ深サ二十二尋底質泥ヲ得テ投錨シタルヲストーム灣トス

ホバートノ在ル灣ハ世界有數ノ良港ナリ此灣ストームベイト云フ緣因實ニ右ノ如シタスマンハ此地ヲ總督ノ名ニ依リテアントニ、ワンデイメンスランドト名ヅケ和蘭ノ國旗ヲ樹テテ十二月八日ヲ以テ東方ニ向テ去レリ

タスマニヤハ此後久シク濠大陸ト接續シ居ルモノト考ヘラレキ實ニキヤプテンクツク時代ヲ過ギ英國ガシドニーニ殖民シ而シテパス及フリンダースト稱スル二人ノ大探檢家出デテパスニ依リパス海峽ノ發見セラルル迄ニ及ビタリキ

タスマンハ此ノ後ニウイジラントヲ發見シ之ヲ例ニ依リテスターテン島及コンバニヤ島ト名クルコト恰モドフリリスガ我千島列島ノ得撫及擇捉島ノ間ヲ航シテ前者ニスターテン後者ニコンバニヤノ名ヲ與ヘタルニ等シタスマンハ此ノ後行ク々太平洋ノ諸島ヲ發見シツツ翌四十二年六月無事バタビヤニ歸帆セリト云フ蘭人ハタスマンノ偉業ヲ久シク發表セザリシト雖モ後年アムステルダムノ「タウン

「ホール」ノ床ニ「モザイク」ニテタスマンノ航路ヲ顯ハシタリト聞ケルガ今猶存スルヤ否ヤ
 ワンデイメンハ此後 1664 ニタスマンニ船三隻人百十一人ヲ與ヘ再ビ南海ヲ探檢セシメシガタスマン
 モ三船モ終ル所ヲ知ラザルコソ無慘ナレ古ノ海客多ク非命ニ倒レ若ハ未路振ハズ同ジク是レ一死而シ
 テ南極ニ倒レタルスコット大佐ノ如ク世ニ唱ヘラルルモノハ榮ナリト云フベシ

此ノ後フレイミングノ探檢ヲ以テ蘭人ハ濠洲探檢ノ手ヲ收メタリフレイミングハ 1696 ニ行衛不明船
 搜索ノ爲メ三船ヲ率キ濠洲ノ西岸ニ派遣セラレタルモノニシテ搜索ノ目的物ヲ得ザリシト雖モ南ハロ
 ットネスト島(フレマン
ル港外ノ)ヨリ北ハノールウエスト岬ニ至ルマデノ海岸ヲ測量シダークハルトグノ鐵片ヲ
 發見シ且ツ西濠ノ名物黑白鳥ヲ携ヘ歸レリ

英人ニシテ初テ濠洲ニ至リタルハキヤプテン、クツクニ非ズシテウキリヤム、ダムビヤナリダムビヤ
 ハ遠洋航海家ナリ屢々西印度及ブラジル邊ニ航シタル經歷アリ 1698 ブラジル海岸碇泊中舊友スワン
 氏ノ船長タリシ「シグネット」號ノ船員トナリ共ニマニラニ至リシガ會々漏水夥シク到底陸岸ニ乗上
 ゲルヨリ外策ナキニ至リタルモ之ヲ西人所領ノ地ニ於テセンニハ奪掠ヲ受クルノ恐アルヲ以テ遂ニ遠
 ク濠洲北岸ニ至リ 1698 一月四日今ノキングスサウンド附近ノヒツロイ河ニ近ク船ヲ乗上ゲタリシガ
 荒漠タル陸地ノ生活ノ苦難ニ堪エズダムビヤハ數輩ト共ニニコバ島ニ遁レ而シテ本國ニ歸ルニ及ビ探

檢ノ事蹟ヲ發表シタリシガ大ニ世人ノ歡迎ヲ受ケ英王船及人ヲ給シテ再度ノ探檢ヲナスベキ旨ヲ命ジタリ

ダムピエルノ斯クシテ「ロエバツク」號ヲ得五十人ヲ率キダウンヲ出帆セルハ 1699 一月十四日ナリキ 1699 八月一日陸地ヲ得之ヲシャイクスベイト命名シ水ヲ取りニ海岸ニ沿ヒ航行シタルモ水ナキ荒野ノ外何等得ル所ナカリシヲ以テチモルニ赴キテ船ヲ修繕シニウーギニヤノ北方ヲ廻リタリシガ茲ニ歸國ノ途中アツセンシヨン沖ニ於テ船ノ浸水夥シク遂ニ之ヲ乗捨テザルベカラザル場合ニ至リダムピエルハ船員一同ト共ニロビンソンクルーソーノ實劇ヲ演ジタリ

此ノ後ダムピエルハ本國ニ還リシガ後年商船ノ船長タリシコトアリテ其ノ船員ノ一人アレキサランダセルカークナルモノジユアンフエルナンデス島ニ取遺サレタルコソロビンソンクルーソーノ本體ナリト傳ヘラル

ダムピエルハ 1703 ニ航海記事ヲ發表シ而シテニウーホーランドノ無價値ヲ廣告セリ爲メニ世人ハ濠洲ヲ閑却スルコト之ヲ久シウシテクツクノ大發見ニ及ベリ

1710 四月キヤプテン、クツク濠洲ヲ發見セリ否濠洲ノ發見ハクツク以前ニアルコト前説ク所ノ如シ然レドモ初テ東濠ノ好士ニ上陸シ濠洲ニ人ノ居住スルヲ發見シタルモノハクツクナリ従前ノ發見ハク

ツクヲ茲ニ導キ致セルノ功ハアランモ世界文明ノ利益上ヨリ見レバ其ノ價值極メテ少ナキモノナリ
 クツクハ濠洲ノ恩人タルノミナラズ其ノ三回ノ航海ヲ以テシテ人類ノ上ニ及ボセル功業ハコロンブス
 ニ譲ラズ而シテ遠クワスコダガマ及マゼランノ比ニアラズクツクハ一船夫ヨリ起リテ商船ノ船長トナ
 リ更ニ身ヲ海軍ノ水兵ニ下シ累進シテセントローレンス河ノ測量ニ異才ヲ發揮シ 1769 金星ノ太陽經
 過觀測ノ爲メ南海ニ派遣セラレ初テ三百二十噸ノ「エンデイボル」ノ艦長トナリ 1768 七月三十日テ
 ームス河ヲ發シ第一回ノ航海ニ上リケープホーンヲ廻リ南海ニ出デオタヒイテ島(今ノタヒチ)ニ至リ觀測
 所ヲ建テ 1769 六月三日好天氣ノ下ニ金星經過ヲ觀測シテ主要任務ヲ遂ゲ猶訓令ノ命ズル所ニ依リ歸
 路西方ヲ指シテニウーヅーランドニ逢着シ遂ニ濠洲大陸ヲ發見セリ

クツク植物學ニ精シク及壞血病ノ原因ヲ研究シ之ガ豫防ノ方法ヲ案出シテ之ヲ實行シ功ニ依リテ「ロ
 ーヤルソサヤチー」ノ金牌ヲ受ケタルナド素ヨリ尋常海客ノ匹儔ニアラザリキ然ルニ彼ノ像ノ英國中
 ニ建テラレタルモノナキヲ遺憾トシ 1769 ノ頃ヨリ往々ニシテ此ノ大偉人ニ對スル謝恩ノ道ニ於テ缺
 クル所アルヲ説クモノ漸ク世間ノ聲トナリ昨(大正元年)年十一月彼ノ故郷ヨーク州ノマルトンニ初テ一銅
 像立テラレ大將ベレスフオード其ノ除幕式ニ演説シタルヲ見ル面シテロンドンノモートルノ東端ニ新ニ
 成リタル「アドミラリチー、アーチ」ノ側ニ更ニ立派ナル銅像立ツベシト云フ

クツクハ日本ヲ世界ニ紹介シタル間接ノ恩人ナリ彼ハ第三回ノ航海ニ於テサンドキツチ群島(時ハ千七百七十九年二月十四日所ハ布哇ノ本島カラカリニア灣)ニ非命ノ最後ヲ遂ゲタル後彼ノ業ハキヤブテン、キングニ依リ繼承セラレ航海ヲ續ケ 1779 十月勘察加ヨリ千島列島ヲ傳フテ南下シ十月二十六日陸中宮古沖ニ至リ海岸ノ經緯度ヲ測定シツツ十一月一日九十九里ノ南端大東岬沖マデ下リ再ビ北上シ銚子沖ヨリ遠ク東ニ去リ而シテマカラニ向ヘリ

此ノ測量ハ日本ノ東岸ノ正確ナル位置ヲ世界ニ報告シタルヲ以テ HINGS ノラペロースノ日本海ニ入ルヤ能登ノ沖ニ漂泊スル事一週間以テ其ノ位置ヲ精測シ始テ日本ノ厚サヲ知り得タルヲ喜ビ又 HINGSBROITON 日本探檢モキングノ測量ノ上ニ計畫ノ基礎ヲ立テ LOOKER クルーセンスタルンノ露使レサノフヲ載セテ來朝シタル如キ皆航海者ガクツク第三回ノ航海中日本ヲ紹介セル部ニ感謝セザルハナシ閑話休題クツクハ HING 四月先ヅニウーヰーランドニ至リ夫レヨリ西シテ陸地ヲ尋ネ四月十七日始テ濠洲東岸ノ一角ヲ見之ニ名ヅクルニヒツクス大尉ノ名ヲ以テスクツクハ夫ヨリ北上シテ港灣ヲ需メ四月二十八日ボタニー灣ヲ得入りテ泊セリ是レ實ニ英國ヲシテ濠洲ニ罪囚ヲ送り之ニ殖民セントスル素地ヲナサシメタルモノ人口四百五十萬貿易額十三億五千萬圓ノ富ヲ生ゼル導火線ナリ(大正二年現在)クツクハ伴ヒ來レル植物學者バンクス地質學者フランダ―天文學者グリーンノ諸氏ト共ニ具ニ諸般ノ調

查ヲ遂ゲ五月六日ヲ以テボタニー灣ヲ去レルニ拘ラズスグ其ノ手近ニ悉士尼ノボートヂャクソンアルヲ知ラザリシハ所謂縁ナケレバ紙壁隔テテ相見ザルモノカ

是ヨリクツクハ海岸ニ沿ヒ北上シグレイトベリヤルリーフノ間ヲ航シ具ニ艱難ヲ嘗メ一時ハ坐礁ノ爲メ殆ンド「エンデイボル」號ヲ沈メントシタルモ「コリジョンマツト」ノ用途一若年士官ニヨリ考案セラレ之ヲ用ヒテ沈没ヲ問一髪ニ免レヨク角ヲ廻リテ海峡ニ艦名ヲ永世ニ傳ヘバタビヤニ至リ船底ヲ修理シ多數ノ病者ヲ出シタルモ遂ニ無事「¹⁸⁸¹」六月十一日ヲ以テ英國ニ歸着シ第一回ノ航海ヲ終レリ

發見談探檢談ハ我々船乗リニ無限ノ興味ヲ興フルヲ以テ濠洲殖民後ノ分マデニ至リテハ讀ムニ限りナク書ケバ盡クルヲ知ラズト雖モ濠洲ガ本當ニ發見セラレタル此邊ニテ先ヅ筆ヲ擱クコトトナサン

此ノ後英國ハ北米合衆國ノ獨立ニ依リ罪人ノ送り先キヲ失ヒ濠洲ヲ罪囚ヲ以テ殖民スルコトニ決シ

「¹⁸⁸⁸」ヒリツプヲガバーナーニ任ジ之ニ十一隻ノ艦船ヲ附與シ囚人ヲ護送セシム

ヒリツプハ喜望峰ヲ經テ航海二百五十二日ニシテ無事ボタニー灣ニ着ス

ボタニー灣頭ハ一帶ノ岩角砂濱乃至低濕ノ地草木茂ラズ良水乏シク且ツ灣内狹キニ過ギタリ此ノ際ヒリツプハ安坐無策ノ士ニ非ザリキ彼ハ自ら起テテ好地發見ニ向ヒ三艇ヲ仕立テテ北上シ忽チクツクノ

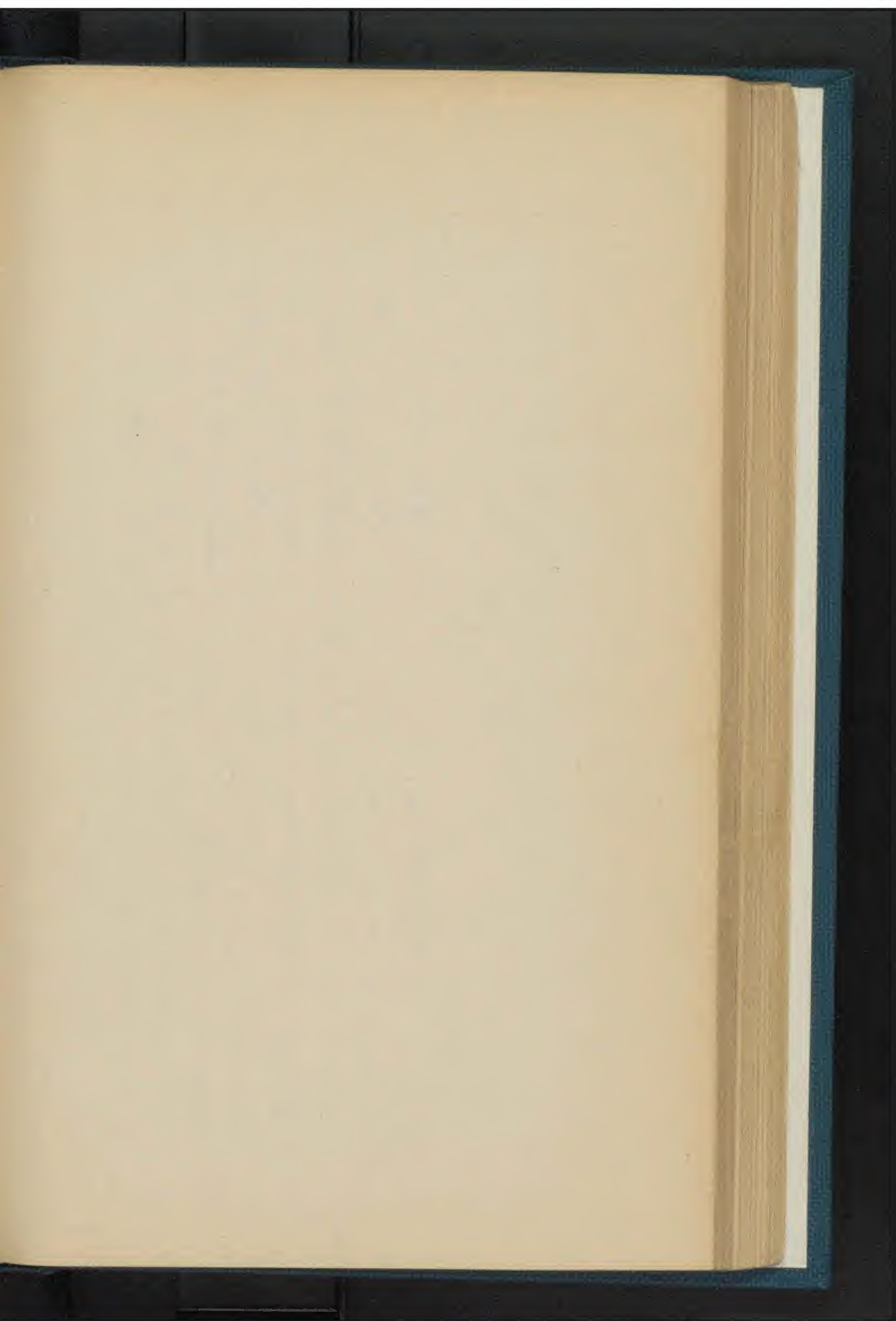
記録ニ小舟ノ泊地ト示サレタル灣内ニ入り仔細ニ探檢セルニ茲ハ灣内奥深ク岸上樹木密生シ野花笑ヒ禽鳥唱ヒ清水アリ河流アリ港内千船萬舩ヲ容ルルニ足レリ今ノポイト、ジャツクソン是レナリ

ヒリツプ灣内ヲ巡視スルコト二日時ノ殖民卿ノ名ニ依リ地ヲシドニ、コイツト名ケ即チ之ニ移ルニ決セリ

ヒリツプハ急ギボタニ灣ニ歸リ上陸隊ヲ引上ゲ十一隻ノ艦船將ニボタニ灣ヲ出デントスルトキ外海ニ二艦アリ之ヲ注視スレバ佛國ノラペロース少將ノ率キル「ボーソール」「アストロラーブ」ノ二艦ニシテ「*USS*」佛國ヲ出發シテ以來諸所ヲ探檢シテ今本國ニ向ヒ歸途ニアルモノ會々ボタニ灣ニ入り來レルナリヒリツプハ「サツブライ」號ニテ佛艦ニ赴キ之ヲ歡迎シテ後麾下ノ十一隻ト共ニシドニニ去リ佛艦ハ引違ヒテ入りテ泊シ此ノ年三月ボタニ灣ヲ去リテ幾星霜杳トシテ行ク所ヲ知ラザリキラペロースハ我宗谷海峽ニ其ノ名ヲ留メタル名高キ航海者ニシテ前陳二艦ヲ率キテ「*USS*」五月對島海峽ヲ經テ日本海ニ入り鬱陵島ヲ發見シ折レテ能登ノ沖合ニ來テ測量セシコト前ニ述ベタル所ノ如ク北上シテ沿海州ニ達シ韃靼海峽ヲ登リカストリ灣ニ入り間宮海峽ノ通過ヲ試ミ不可能ナルヲ究メ八月三日樺太ニ沿ヒ南下シ八月十一日宗谷海峽ヲ東ニ出デテオコツク海ニ入り茲ニ當時諸説紛々タリシ樺太ト北州ト別ナルコトヲ天下ニ證シ八月二十九日チリポイト新知トノ間ヲ抜ケテ太平洋ニ出デタリ浪

速ノ難破セル海峡ヲ洋名ブーソール海峡ト云フハ彼ノ率キル艦名ニ取レルモノニシテラペロースハ八月二十日ニ此ノ海峡ニ臨ミ二十九日ニ至リ僅ニ通過シタルヲ見レバ當時航海ノ苦心ヲ想像スルニ足ルラペロースハ此ノ後ペトロパウロプスキニ至リレセツプ氏ヲサイベリヤ經由陸行セシメ報告書ヲ巴

理ニ送り更ニ南下ボタニー灣ニ於テヒリツプニ會セルモノナリ
 ラペロースノ航海記事ハ *The English* 英譯出版セラレタリ而シテ此ノ大航海ノ終リヲ語ラズ *The East India* 東印度會社ノ船長ピーター、ジロンナルモノサンタ、クロズ群島ノ最南端ニアルワニコロ島ニ於テ難破船ノ遺跡ヲ發見シ初テラペロースノ最後ガ知ラレヌ *The* 佛政府人ヲ派シテ遺跡ヲ探ラシメ大砲錨等ヲ拾ヒ
 巴理ノ博物館ニ悲惨ナル記念品ヲ留ム



附錄第八

洋人日本探檢書籍目錄

番 號	書 名	出版年
1. 2.	Kaempfer's History of Japan, in 2 Vols.	1728.
3.	Kaempfer's History of Japan, Amsterdam. in 1 Vol.	1733.
4. 5.	De Charlevoix Japon. in 2 Vols.	1736.
7.	Montanus Embassy to Japan.	1670.
8. 9.	Thunberg's Travels in Europe Africa and Asia in 1770-76. in 2 Vols.	1795.
21. 22. 23. 24. 25.	Burney's Voyage to South Sea. in 5 Vols.	1803-1817.
26.	Burney's Chronologic History of NE Voyage.	1819.
27.	Memorials of the Empire of Japan in the 16 & 17 centuries. By Thomas Rundall.	1850.
28.	The Voyage of Captain John Saris to Japan, 1613. By Sir Earnest M. Satow KCMG.	1900.
29. 30.	Diary of Richard Cocks Cape merchant in the English Factory in Japan, 1615-1622. By Edward Maunde Thompson. in 2 Vols.	1883.

番 號	書 名	出版年
31. 32. 33. 34.	A Voyage to the Pacific Ocean undertaken by the Command of H. M. by Captains Cook, Clerke & Gore in H. M. ships Resolution & Discovery in the years 1776-1780. in 3 Volumes, accompanied by 1 album. 1784.	1784.
	Vol. I & II by Captain James Cook FRS. Vol. III by Captain James King LL.D, etc. Published by order of the Lords Com- missioners of the Admiralty. 1784.	1784.
35. 36.	The Voyage of La Perouse. in 2 Vols. 1798.	1798.
37.	Broughton's Voyage. in 1 Vol. 1804.	1804.
38.	Krusenstern's Voyage. 2 Vols. in I. 1813.	1813.
39.	Langsdorff's Voyages & Travels. 2 Vols. in I. 1813.	1813.

露 人 ノ 探 検

番 號	書 名	出版年
51.	Strahlenberg's Siberia.	1738.
52.	Russian Discovery & History of Kamtschatka.	1761.
53.	Sauer's Billing Expedition.	1802.
54.	Coxe's Russian Discoveries. 4 th Edition	1803.
55.	Staehlin's New Northern Archipelago.	1774.
56.	De Lesseps' Travel in Kamtschatka.	1790.
57. 58.	Golownin's Narrative. 2 Vols.	1818.
59. 60.	Golownin's Japan & Japanese. 2 Vols.	1853.
61.	Gawrila Sarytchews' Voyage to NE Siberia. 1 Vol.	1809.
62. 63.	Goncharoff's Fregate Pallada.	

十九世紀英人ノ探檢

番 號	書 名	出版年
71.	Hall's Voyage to Corea. 1 Vol.	1818.
72.	M'Leods' Voyage of H.M.S. "Alceste",	1818.
73. 74.	H. M. S. "Samarang" 2 Vols.	1848.
75. 76.	Oliphant's Lord Elgins Mission to China and Japan. 2 Vols.	1859.
77.	Tronson's Voyage of "Barracouta". 1 Vol.	1859.
78.	Blakeney's Cathay & Cipango. 1 Vol.	1902.
79.	Osborn's Queda. New Edition.	1865.
80. 81.	Cruise of H. M. S. "Bachante", 1879-1882. 2 Vols.	1886.

米 人 ノ 探 檢

番 號	書 名	出版年
101. 102.	Voyage of Morrison & Himaleh. 2 Vols.	1839.
102. 104. 105.	United States' Japan Expedition under Com- modore Perry. 3 Vols.	1856.
106.	Sailing Directioners for the Coast of Japan & China. 1 Vol.	1857.
107.	Senate Documents. Vol. 4	1851-2.
108.	Ditto. Vol. 6	1854-55.

番 號	書	雜 種	名	出版年
121.	Description of Formosa by Geoge Psalmana- Jaar.	1 Vol.	1704.
122.	123.	Voyage of the "Vega" by Nordenskiold.		1881.
		2 Vols.	
124.	Memoir of Krusenstern by Madame Bernhardi.		1856.
125.	Voyage & Servises of the "Nemesis" by Oxon.		2nd Edition.	1845.
126.	Voyage into Polar Regions by Barrow.		1818.
127.	300 Years ago (Japan Society) by Lord Re- desdale.		1908.

近年ノ追加 (順序不同)

書名	出版年
Murdock's History of Japan. Vol. I	1910.
Murdock's History of Japan. Vol. II	1903.
Murdock's History of Japan. Vol. III	1920.
Pineiro's History of Japan. (西班牙文)	1617.
Captain Beechey's Voyage to the Pacific & Beering Strait in two Vols. New edition.	1831.
Di Marco Polo Viaggi in 2 Vols. folio Venezia.	1818.
Pinto's Travel in folio 3 rd edition London.	1692.
Titsingh's Nipon o dai itsiran London.	1834.
Histoire de la Religion Chrétienne au Japon Par Leon Pagés. Paris	1869.
Notes sur le Japon, &c Par Chassiron, Paris.	1861.
Charlevoix in 2 Vols. Paris.	1736.
Crasset in 2 Vols. Second edition, Paris.	1715.

附錄 第九

鐵 炮 記 南浦文集 (原文漢文)

代種子島久時公

隅州ノ南ニ一島アリ州ヲ去ルコト十八里名ケテ種子ト云フ我祖世々焉ニ居ル古來相傳フ島名ヲ種子ト云フハ此島小ナリト雖トモ其ノ居民庶ニシテ且ツ富ム譬ヘハ播種ハ一粒ナルモ其ノ實ハ無窮ナルカ如シ此ノ故ニ名クト云フ是ヨリ先キ天文癸卯秋八月二十五日丁酉ニ當ル我カ西村ノ小浦ニ一大船アリ何ノ國ヨリ來ルヲ知ラス船客百餘人其ノ形ハ不類ニシテ其ノ語ハ不通ナリ見ル者以テ奇怪ト爲ス其ノ中大明儒生一人アリ名ヲ五峯ト云フモ其ノ姓ト字トハ詳カナラス時ニ西村ノ主宰ニ織部丞ナルモノアリ頗ル文字ヲ解ス偶マ五峯ニ遇ヒ杖ヲ以テ沙上ニ書テ曰ク船中ノ客何レノ國ノ人タルヲ知ラス何ソ其ノ形ノ異ナルヤ五峯即チ書シテ曰ク此レハ是レ西南蠻種ノ買胡ナリ粗ホ君臣ノ義ヲ知ルト雖トモ未タ禮貌ノ其ノ中ニ在ルヲ知ラス是ノ故ニ其ノ飲ムヤ杯飲シテ杯セス其ノ食フヤ手食シテ箸セス徒ニ嗜欲ノ其ノ情ヲ愜スルヲ知リテ文字ノ其ノ理ヲ通スルヲ知ラス謂ユル買胡一處ニ到レハ輒チ止ル此レ其ノ種

ナリ其ノ有ル所ヲ以テ其ノ無キ所ニ易フルノミ怪ムヘキ者ニ非ルナリ是ニ於テ織部丞又書シテ云ク此
 ヲ去ルコト十三里一津アリ津ノ名ヲ赤尾木ト云フ我カ由頼スル所ノ宗子世々居ル所ノ地ナリ津口數千
 戸ニシテ戸富家昌ニシテ南商北買往還織ルカ如シ此ニ船ヲ繫カンヨリハ要津水深ク且ツ波ナキノ愈キ
 ニ若カサルナリ之ヲ我祖父惠時ト老父時堯トニ告ク時堯即チ扁艇數十ヲシテ之ヲ挈カシメ二十七日ヲ
 以テ船ヲ赤尾木ノ津ニ入ル斯ノ時ニ當リ津ニ忠首座ト云フ者アリ日州ノ龍源ノ徒ナリ法華一乘ノ妙ヲ
 聞カント欲シテ寓シテ津口ニ止マリ終ニ禪ヲ改メテ法華ノ徒ト爲リ號シテ住乘院ト云フ殆ント經書ニ
 通シ筆ヲ揮フコト敏捷ナリ偶マ五峯ニ遇ヒ文字ヲ以テ言語ヲ通ス五峯亦知己ノ異邦ニ在ル思ヒアリ謂
 ハユル同聲相應シ同氣相求ムルモノナリ賈買ノ長二人アリ一ヲ牟良叔舍ト云ヒ一ヲ喜立志多佗孟太ト
 云フ手ニ一物ヲ携フ長サ二三尺其ノ體タルヤ中通ニシテ外ハ直ニ重キヲ以テ質ト爲ス其ノ中ハ常通ナ
 リト雖トモ其ノ底要ハ密塞シ其ノ傍ニ一穴アリ火ヲ通スルノ路ナリ形象物ノ比倫スヘキ無シ其ノ用タ
 ルヤ妙藥ヲ其ノ中ニ入レ添フルニ小團鉛ヲ以テシ先ツ一小白ヲ岸畔ニ置キ親ラ一物ヲ手ニシ其ノ身ヲ
 修メ其ノ目ヲ眇ニシ而シテ其ノ一穴ヨリ火ヲ放テハ則チ立ロニ中ラサルナシ其ノ發スルヤ掣電ノ光リ
 ノ如ク其ノ鳴ルヤ驚雷ノ轟クカ如シ聞ク者其ノ耳ヲ掩ハサルハ莫シ一小白ヲ置クハ射者ノ候中ニ棲鶴
 スルノ比ヒナリ此ノ物一タヒ發シテ銀山モ摧クヘク鐵壁モ穿ツヘシ姦宄ノ人ノ國ニ仇ヲ爲スモノ之ニ

觸ルレハ則チ立ロニ其ノ魄ヲ喪ハン況ンヤ糜鹿ノ苗稼ニ禍スルモノニ於テヲヤ其ノ世ニ用ヒラルルモノ勝テ數フヘカラサルナリ時堯之ヲ見テ思ヒラク稀世ノ珍ナリト始メ其ノ何ノ名タルヲ知ラス亦其ノ何ノ用タルヲ詳ニセス既ニシテ人名ケテ鐵炮ト爲セルハ知ラス明人ノ名クル所ナルカ抑モ知ラス我一島者ノ名クル所ナルカ一日時堯重譯シテ二人ノ蠻種ニ謂テ曰ク我レ之ヲ能クスト曰フニ非ルモ願クハ之ヲ學ハン蠻種モ亦重譯シテ答テ曰ク君若シ之ヲ學ハント欲セハ我モ亦其ノ蘊奧ヲ罄シテ以テ告ケン時堯曰ク蘊奧聞クヲ得ヘキカ蠻種曰ク心ヲ正フスルト目ヲ眇ニスルトニ在ルノミ時堯曰ク正心ハ先聖ノ人ニ教フル所以ニシテ我ノ之ヲ學フ所以ナリ大凡天下ノ理ハ事ニ斯ニ從ハサレハ動靜トモニ自ラ無差ナル能ハス公ノ謂フ所ノ正心ハ豈復異ルアラシヤ片目ヲ塞キテハ遠ヲ見ルニ不便ナリ然ルニ何故ニ眇目スルヤ蠻種答テ曰ク夫レ物ハ約ヲ守ルヲ要ス約ヲ守ルモノハ博見ヲ以テ未至ト爲ス其ノ約ヲ守リテ遠キニ致サントスルハ眇目ノ主看ナリ君夫レ之ヲ察セヨ時堯喜テ曰ク老子ノ謂ハユル小ヲ見ルヲ明ト曰フトハ夫レ斯レノ故カ是ノ歳重九ノ佳節ハ辛亥ニ當ル此ノ良辰ヲ以テ試ミニ妙藥ト小團鉛トヲ入レ一小白ヲ百歩ノ外ニ置キ之ニ火ヲ放テハ則チ其レ殆ント庶幾セリ時人始ハ驚キ中コロ恐レテ之ヲ畏レ終ニ翕然トシテ亦曰ク願クハ學ハント時堯其ノ價ノ高クシテ及ヒ難キヲ言ハス蠻種ノ二鐵炮ヲ求メ以テ家珍ト爲ス其ノ妙藥ノ擣篩和合ノ法ハ小臣篠川小四郎ヲシテ之ヲ學ハシム時堯朝ニ磨シ夕ニ碎シ

勤テ已マス嚮ニ殆ント庶キモノ是ニ於テ百發百中シテ一失無キニ至ル此ノ時ニ於テ紀州根來寺ノ杉坊某公ナルモノアリ千里ヲ遠ホシトセスシテ我鐵炮ヲ求メント欲ス時堯人ノ之ヲ求ムルノ深キヲ感シ其ノ心ニ之ヲ解シテ曰ク昔者徐君季札ノ劍ヲ好ム徐君曰敢テ言ハサルモ季札心ニ已ニ之ヲ知リ終ニ寶劍ヲ解ク吾島褊小ナリト雖トモ何ソ敢テ一物ヲ愛マンヤ且ツ復我ハ求メスシテ自ラ得テ喜テ寢ネス十襲之ヲ祕セリ而ルヲ況ンヤ求メテ得スンハ豈心ニ快カランヤ我ノ好ム所亦人ノ好ム所ナリ我豈敢テ獨リ己レノ韞匱ヲ私シシテ之ヲ藏センヤ即チ津田監物ヲ遣シ特ニ其ノ一ヲ杉坊ニ贈リ且ツ之ヲシテ妙藥ノ法ト放火ノ道トヲ知ラシム時堯把玩ノ餘リ鐵匠數人ヲシテ其ノ形象ヲ熟視セシメ月ニ鍛ヘ季ニ鍊リ新ニ之ヲ製セント欲ス其ノ形制頗ル之ニ似タリト雖トモ其ノ底ノ之ヲ塞ク所以ヲ知ラス其ノ翌年蠻種買胡復我島熊野浦ニ來ル浦ノ名熊野ナルハ亦小廬山小天竺ノ比ヒナリ買胡ノ中ニ幸ニ一人ノ鐵匠アリ時堯以爲ラク天ノ授クル所ナリ即チ金兵衛尉清定ヲシテ其ノ底ノ塞ク所ヲ學ハシム漸ク時月ヲ經テ其ノ卷テ之ヲ藏スルヲ知ル於是歲餘ニシテ數十ノ鐵炮ヲ新製ス然ル後其ノ臺ノ形制ト其ノ飾ノ鍵鑰ノ如キモノトヲ製造ス時堯ノ意ハ其ノ臺ト其ノ飾トニアラスシテ之ヲ行軍ノ時ニ用フヘキカニ在リキ是ニ於テカ家臣ノ遐邇ニ在ルモノ視テ之ニ效フ百發百中スル者亦其ノ幾多ナルヲ知ラス其ノ後和泉界ニ橋屋又三郎ナルモノアリ商客ノ徒ナリ我島ニ寓止スルコト一二年ニシテ鐵炮ヲ學ヒ殆ント熟ス歸旋ノ後人

皆名ヲ呼ハスシテ鐵炮又ト云フ然ル後畿内ノ近邦皆傳テ之ヲ習フ畿内關西ノ得テ之ヲ學フノミナラス
 關東モ亦然リ然レトモ我嘗テ之ヲ故老ニ聞ク曰ク天文壬寅癸卯ノ交新貢ノ三大船將ニ大明國ニ遊ハン
 トス是ニ於テ畿内以西ノ富豪ノ子弟進ンテ商客トナルモノ殆ント千人楫師篙師ノ舟ヲ操ルコト神ノ如
 キモノ數百人船ヲ我小島ニ艤ス既ニシテ天ノ時ヲ待テ纜ヲ解キ撓ヲ齊ウシテ望洋向若ス不幸ニシテ狂
 風海ヲ掀シ怒濤雪ヲ捲キ坤軸亦折レントス吁時ナルカナ命ナルカナ一貢船ハ橋傾キ楫摧ケ鳥ト化シテ
 去ルアリ二貢船ハ漸クニシテ大明國寧坡府ニ達シ三貢船ハ乗ルヲ得スシテ我小島ニ回ル翌年再ヒ其ノ
 纜ヲ解キ南遊ノ志ヲ遂ケ飽ク迄海貨蠻珍ヲ載セテ我朝ニ歸ラントス大洋ノ中黑風忽チ起リ西東ヲ知ラ
 ス船遂ニ飄蕩シテ東海道伊豆州ニ達ス州人其ノ貨ヲ掠メ取り商客亦其ノ所ヲ失フ船中ニ我僕臣松下五
 郎三郎ナルモノアリ手ニ鐵炮ヲ携ヘ既ニ發スレハ其ノ鵠ニ中ラサルモノナシ州人見テ之ヲ奇トシ窺伺
 傲慕シテ多ク之ヲ學フモノアリ茲ヨリ以降關東八州率土ノ濱傳テ之ヲ習ハサルモノナシ今夫レ此ノ物
 我朝ニ行ハルルヤ蓋六十有餘年ナリ鶴髮ノ翁モ猶之ヲ明記スルモノアリ是レ知ルヘシ嚮キノ蠻種ニ鐵
 炮我時堯之ヲ求メ之ヲ學ヒ一タヒ發シテ扶桑六十州ヲ聳動シタルヲ且ツ復鐵匠ヲシテ之ヲ製ルノ道ヲ
 知ラシメ五畿七道ニ徧キヲ然ラハ則チ鐵炮ノ我種子島ニ權輿スルハ明ナリ昔者一種子ノ世々無窮ノ義
 ヲ採リテ我島ニ名クルモノ今以テ其ノ識ヲ符スト爲ス古ニ曰ク光德善アリテ世ニ昭々タル能ハサルハ

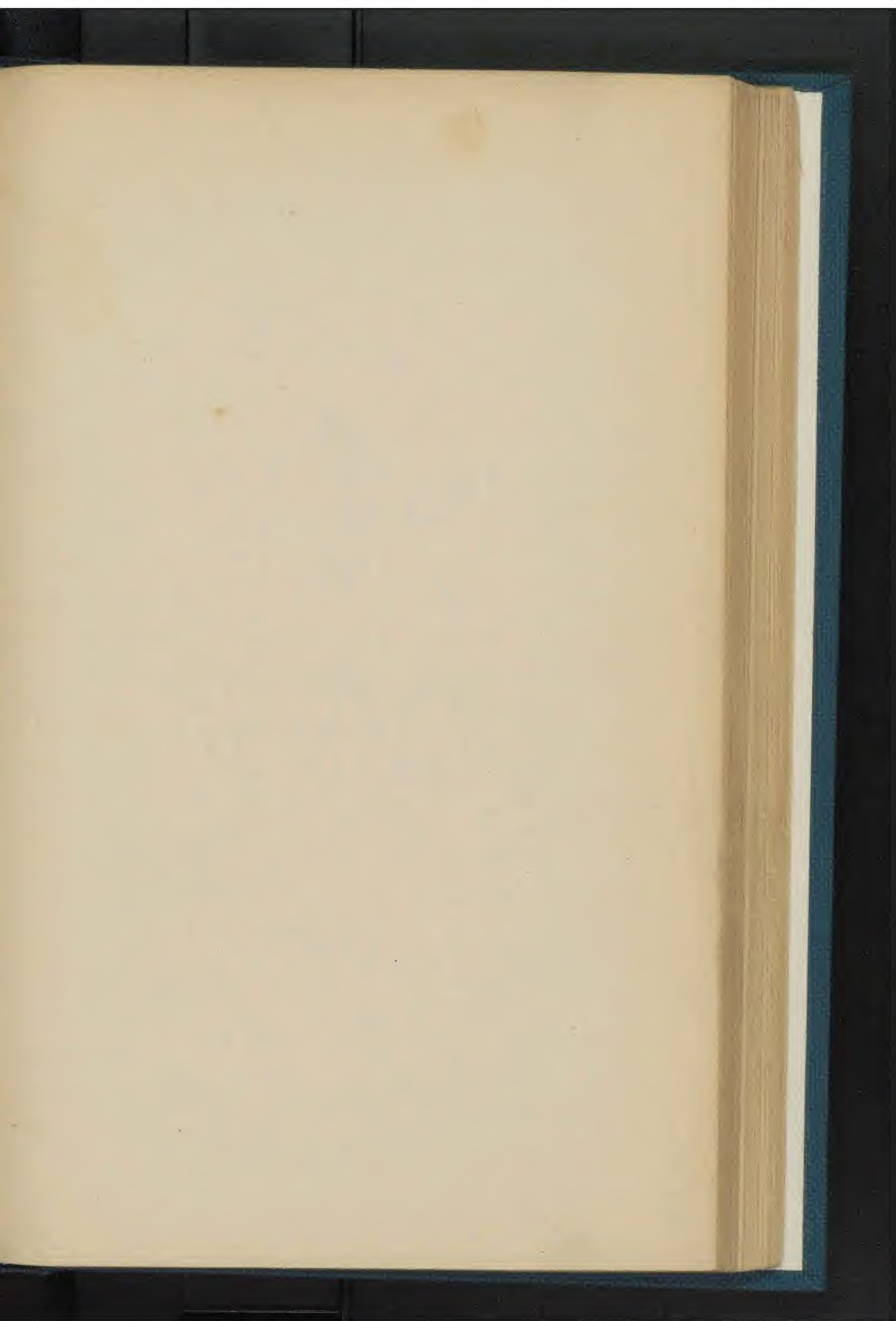
後世ノ過ナリト因テ之ヲ書ス

索

引

數字ハ西曆年號ヲ示ス

イロハ又ハ五十音ノ代リニ ABC ヲ用フ



司令官	1612
パンタン	1602
	1619
バタビヤ	1619
Breskens (de Vries ノ二番艦)	1643
Byleveld (Montanus 中ノ科學者)	1649
Busch (Sea of Okotsk 初航者)	1696
Behling (Beeling トモ) 露ノ	
大探檢家	1728
	1729
Benyowsky(俗稱ハンベンゴロー)	1771
Burg (蘭船)	1772
Billing (英人ニシテ露ノ探檢者)	1785
Broughton (英艦長)	1796
Blossom (英艦)	1827
Beechey (英艦長)	1827
Beleher (Sir Edward)	1845
ビツドル (米司令官)	1846
Barracouta (英艦)	1854
	1855, 1856
蟠龍艦 (英國寄贈エンペラー號)	1858

C

コルチス (メキシコ征服ノ西將)	1520
コエルホ (Coelho)	1570
	1587
千々石清左衛門	1582
コンサール (ペール)	1594
チャリチー (蘭船蘭名リーフデ)	1600

A

アルブケルケ	1510
アンボイナ	1511
アンジロー (Paulo)	1547
Adams (William)	1600
	1620
安平 (アンピン)	1624
安宅丸	1635
	1682
嵐山甫庵	1661
Atlasoff (露人)	1697
新井白石	1708
	1713, 1715
青木昆陽	1720
	1739, 1744
アレウシヤン	1767
Awos (露船)	1807
阿部伊勢守 (老中)	1843
	1855
Alcemene (佛艦)	1844
旭丸 (俗 = 厄介丸)	1856

B

Burney	
Voyage to South Sea	冊尾附録
	第八書籍目録中 = 在リ
バルボア	1513
ブルーワル (ヘンドリツク) 蘭ノ	

鵬翔丸 (英ヨリ購入舊名カタリ ナテレンヤ)	1858	Gordon (英艦長)	1818
鳳凰丸 (本邦製後ノ豊島形)	1858	Glyn (米艦長)	1849
		グロート (佛使)	1858
I		H	
家康	1542	秀吉	1536
伊東義賢 (羅馬遣使)	1582	日出港 (豊後)	1549
岩上傳右衛門 (氏郷家來)	1584	平戸	1550
印度總督	1591	原田孫七郎	1592
家康ノ船太平洋ヲ横ギル	1610	ハウトマン (蘭人)	1595
今泉令史 (支倉一行)	1613	ヘロニモ	1599
家康薨	1616		1602
伊能忠敬	1745	支倉常長 (政宗ノ羅馬遣使)	1613
	1800, 1821	澎湖島	1622
イジヨー (露人)	1785	原主水 (羅馬遣使)	1623
石川將監忠房	1798	濱田彌兵衛	1628
井戸石見守	1853	ハバロフ (陸上ヨリ黒龍江探檢者)	1644
	1854	平澤元愷	1774
伊澤美作守	1854		1778
井上信濃守 (下田奉行)	1856	堀田仁助	1799
	1858	羽太正養	1802
岩瀬肥後守	1857	Hall (英艦長)	1816
	1858	ヒツテント (米艦長)	1846
井伊直弼 (大老)	1858	林大學頭	1853
池田筑後守 (遣歐使節)	1863	堀織部	1853
		堀田正篤 (老中)	1855
J			1858
ジャンゴホー	1592	Harris (Townsend 米領事)	1856
Jerome de Angelis	1629		1858

近藤守重 1798
 Krusenstern (露艦長) 1804
 川路聖謨 1853

1854, 1858

看光丸 (舊名スームピング) 1855
 君澤形 1856
 咸臨丸 (ヤツパン號) 1857

1858

木村攝津守 1858
 勝安房守 1858
 小出大和守 (遣露使節) 1866

L

レガスビ (西將) 1564
 呂宗 1577
 リーフデ (蘭船) 1600
 呂宗遠征ノ中止 1638
 Lowascheff 1767
 la Perouse (佛ノ大航海者) 1787
 Laxmann (Adam 露艦長) 1792
 Lutke (露船長) 1828
 Ladoga (米捕鯨船) 1848

M

Murdock 冊尾附録第八書籍目録中
 =在リ
 History of Japan
 Madagascar 1506
 マラツカ 1511
 マゼラン 1519

ジャガタラ 1619
 Juno (露艦) 1806
 壽三郎 (漂流者一覽表) 1807, 1831

K

カテキ (貨狄) 1600
 東蒲塞 1601
 Kelung (基隆) 1626
 海外渡航 1635
 寛永鎖國令 1639
 Kwast (蘭艦長) 1639
 Kastrikom (de Vries 直率蘭艦) 1643
 樺太 1643

1684, 1785, 1786, 1792, 1801,

1806, 1808, 1853, 1875

Kaspar (Montanus 中ノ醫官) 1649
 河村安治 (瑞軒) 1670
 快風丸 (水戸ノ官船石狩河口
 =至ル) 1688

Kempfer 1690
 堪察加 1697
 1699, 1707, 1716

Kosierswski 1713

Krenitzin 1767

桂川甫周 1774

1793

King (英艦長) 1779

幸太夫 (露國へ漂民) 1782

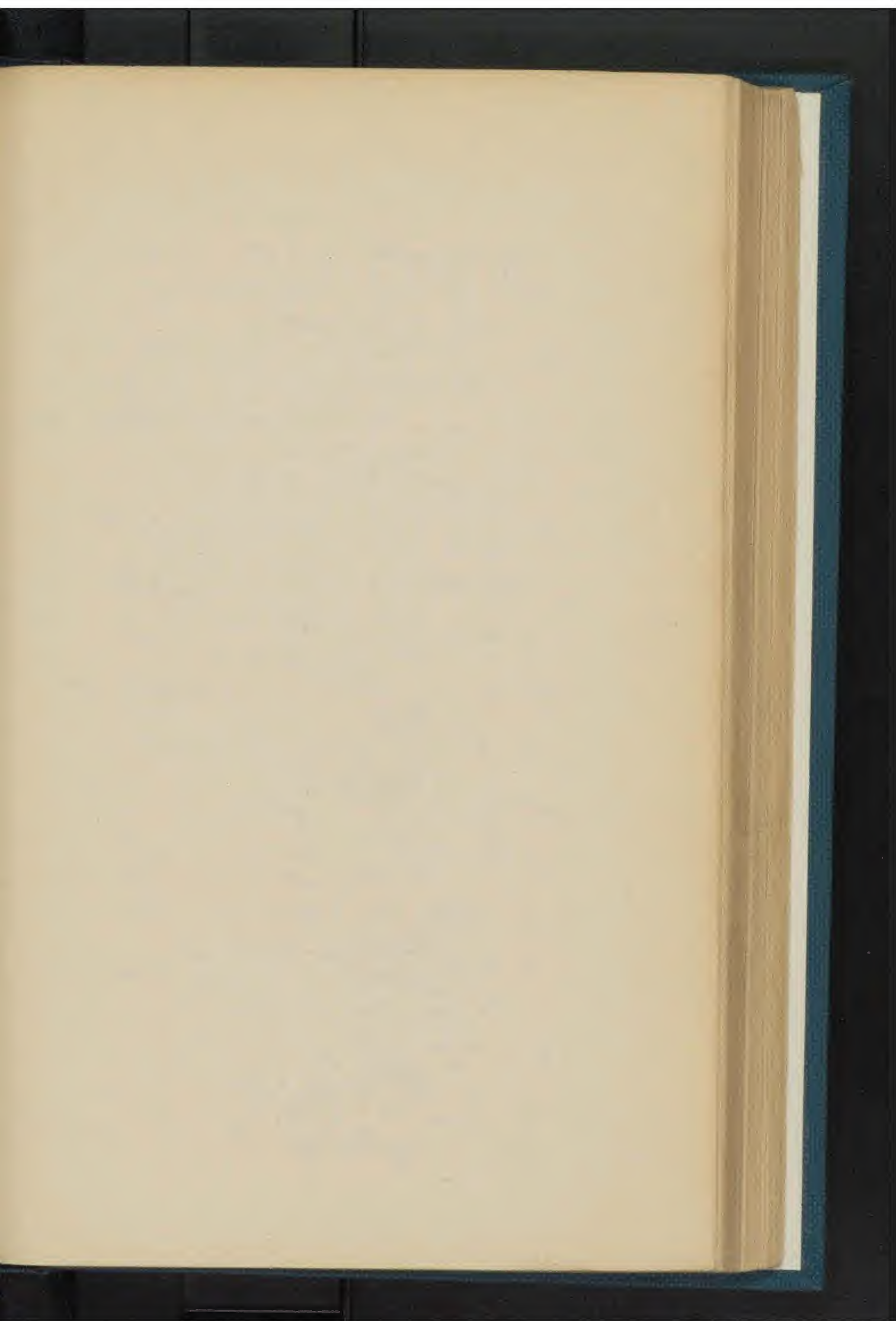
Kodai (上記ト同人) 1792

司馬江漢	1788	Sousa (Marin Alphonso de)	1542
政徳丸	1799	朱印船	1592
辰悦丸	1800		1601, 1634
Schowostoff (露船Junoノ船長)	1806	San Philip (西船)	1596
シーボルト	1823	白絲	1609
1826, 1829, 1859, 1861, 1862		スベツクス (ジャツク)	1604
Savory (Nathaniel)	1830		1612
澁川六藏	1844	San Francisco (西船)	1609
Samarang (英艦)	1845	ソテロ	1612
Sabine (英艦)	1846		1613
Stirling (英將)	1854	ソマトヨール (葡海將)	1611
スームピング (蘭ヨリ購入 後ノ看光丸)	1855	Saris (Capt. John 英)	1613
昌平丸 (薩藩製造)	1855	島原	1639
新見豊前守	1858		1638
	1860	Staten Id. (擇捉島ノ蘭名)	1643
柴田日向守 (遣英佛使節)	1865	Schaep (Hendrick Cornelys, de Vriesノ二番艦艦長)	1643
		Sparrow Hawk (蘭船)	1653
		末次平藏	1670
		Sidotti (伊人 Abbe Sidotti)	1708
		下田	1720
		杉田玄白	1733
			1771
		Spanberg (露船)	1738
			1741
		Schelting (露船)	1738
			1741
		Synd (露國雇員英海軍士官)	1764
		Slavenise (船蘭)	1775

T

鐵炮記	1543		
種子島	1543		
種子島時堯	1543		
トレー師	1552		
	1570		
竹内知勝 (氏郷家來)	1586		
高山右近	1587		
魚屋	1594		
東印度商會	1600		
大船	1609		

山田長政	1619	Walton (露人)	1738
	1621, 1626, 1633	和田平太夫	1786
米澤徳兵衛	1633	Waardenaar	1813
安井算哲	1684	渡邊崱山	1839
吉宗 (八代將軍)	1716		
	1751	X	
山脇東洋	1754	Xavier (Francois ザビエル)	1549
吉田秀長	1796		
山路徳風	1796	Y	
蝦夷	1718	横瀬浦 (佐世保軍港内ノ)	1562
	1798, 1799, 1804,	山科勝成 (氏郷家來)	1580
	1821, 1853, 1854	横田玄佐 (大友宗麟家來)	1582
Z		耶揚子 (ヤンヨス)	1610
Zeimotto (Francisco)	1542	耶蘇禁教	1611
			1613, 1614, 1634, 1635



跋
文

二十年前著者の英京に駐在せられしや、公暇を利用して、歐米人が日本に關して著はし、探檢誌航海記はた見聞録風土志及び其の他諸種の研究資料を銳意蒐集せられき。是れ固より單に愛書好奇の情を充たさんが爲めにあらず、蓋し其の集書の目的たる、彼等洋人が我が海帝國に向ひて行ひし所の探檢航行と通商貿易との經路如何、國土觀察と教學傳播との形跡如何を詳かにするにありしならん。當時予亦倫敦に遊學し、屢々古書を大英博物館の圖書室に探りしことありしが、而も時々著者の書齋に出入して其の舊儲新得にかゝれる這般近代の史籍地誌の閱覽を縱まゝにするを得、裨益する所少からざりき。

明治四十二年著者と予と春夏相前後して歸朝せしに、幾許もなくして、著者は其在英中行餘の業績を要約して一冊となし、名づけて洋人日本探檢年表といひ、之を私刊して少數同好の士に頒布せられぬ。即ち今増訂して新刊せらるゝ所の年表の初

版本となす。予亦一本の惠與を得て參考の資に供せしこと頗る多かりき。

爾來十數年、著者退閑の後更に東西新古の史書を博搜して日本探檢史に關する造詣愈々深遠を加へ、舊作の年表を増益修訂すること歲あり、是に於て記載補註せられし事項は初版本に數倍し、且つ附録と索引とを添へ、内容外形全く一新して公刊將に弘く史學家讀史者の座右に備へられんとす。豈に慶すべきにあらずや。

若し夫れ年表中探檢航海等の考察に至つては、著者の本領に屬する所の海事の智識を待つて闡明せられし所多々存すべきなり。然らば則ち之に由りて此の著書永く學界に異彩を放つに足り、海將にして愛史家たる著者亦能く其の面目を發揮したるものと謂ふべし。

予平素自ら史傳の要項を年表の體裁に編するを好み、私かに以て簡捷にして檢索の便甚だ大なりと爲せり。茲に予の年表癖を以てして此の探檢年表の刊行に接す、何ぞ歡び迎へざるを得んや。況んや日本の海表諸邦に對する史實に就きては予亦感興極めて深きものあるに於てをや。

今此の新修の年表、幸に岩波氏の好意に依りて出版せらるゝに及び、予欣喜の情措

く能はざるものあり、乃ち敢て憚らず、蕪雜の辭を列ねて跋文となす。

即位大典を擧げさせたまひし昭和三年の十二月三十一日京都にしろす

新
村
出

正 誤 表

頁	行又ハ年	誤	正
一一	一五四三年	名リ。	名ク。
一八	底ヨリ三行	兩國	西國
二一	一五八三年	有村。	有馬。
三一	一六二〇年	括弧ノ尾端此ノ年ニ及ブラ削ル	
三九	底ヨリ九行	1940	1640
七〇	三行	Thunberg	Thunberg
八二	底行	感謝セ	感謝セリ。
八五	嘉永六年 安政元年	ブーチャン	ブーチャン。
一四七	初行	ヲ以テボタニー	ヲ以テボタニー
一五二	十行	Travels	Travels
一五三	九行	Captain	Captain
一五七	三—四行	George Palmanajar	George Palmanazar

昭和四年三月十四日印
昭和四年三月十八日第一刷發行

華人日本探檢年表

定價 貳圓

(片山製本)

版權所有



編者 柄内曾次郎

發行者 岩波茂雄

印刷者 東京市神田區錦町三丁目十七番地 白井赫太郎

發行所

東京市神田區
南神保町十六番地

岩波書店

電話九段(33)二二一四〇九番
東京二六二〇九番

精興社印圖

IT5067

